



平成30年 第2回定例会

# 会 議 録

(平成30年6月8日～6月26日)

枕 崎 市 議 会

平成 30 年  
枕崎市議会第 2 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 19 日間（6 月 8 日～6 月 26 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
6 月 8 日 (金)	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第13号） 7 提案理由の説明 8 休 憩 9 再 開 10 質 疑 11 予算特別委員会の設置及び委員の選任 12 議案委員会付託 13 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について 14 報告（日程第15号－第17号） 15 散 会
		前 11:37	1 議会運営委員会
6 月 9 日 (土)	休 会		
6 月 10 日 (日)	休 会		
6 月 11 日 (月)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
6 月 12 日 (火)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問（1名） 3 議案上程（日程第2号） 4 提案理由の説明、質疑 5 議案委員会付託 6 散 会
		後 1:08	1 産業厚生委員会
6 月 13 日 (水)	休 会	委員会	前 9:28 1 総務文教委員会

6月14日(木)	休 会	委員会	前 9:29 前 10:16	1 国保運営健全化・健康増進対策特別委員会 1 産業厚生委員会
6月15日(金)	休 会	委員会	前 9:27	1 予算特別委員会
6月16日(土)	休 会			
6月17日(日)	休 会			
6月18日(月)	休 会			
6月19日(火)	休 会			
6月20日(水)	休 会			
6月21日(木)	休 会			
6月22日(金)	休 会	委員会	前 9:25	1 議会運営委員会
6月23日(土)	休 会			
6月24日(日)	休 会			
6月25日(月)	休 会			
6月26日(火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第6号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第7号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第8号、第9号) 9 委員長報告(議案第35号、国保運営健全化・健康増進対策特別委員会の報告) 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第10号-第12号) 12 委員長報告 13 質疑、討論、表決 14 議案上程(日程第13号) 15 提案理由の説明

				16 質疑、討論、表決
				17 議員派遣について
				18 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類に係る質疑
				19 閉 会

# 本 会 議 第 1 日

(平成30年6月8日)

平成30年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第1号）

平成30年6月8日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	31	平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）	予 特
5	32	平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
6	33	枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について	総 文
7	34	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	35	枕崎市健康づくり推進条例の制定について	国保健全 化・健康 増進特委
9	36	枕崎市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について	産 厚
10	37	財産の取得について	総 文
11	38	専決処分の承認を求めることについて	〃
12	39	専決処分の承認を求めることについて	〃
13	陳1	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため、2019年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
14		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	
15	報1	繰越明許費繰越計算書について	
16	報2	事故繰越し繰越計算書について	
17	報3	繰越明許費繰越計算書について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
4 番 城 森 史 明 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

7 番 清 水 和 弘 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長  
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長  
本 田 親 行 総務課長  
下 山 忠 志 水産商工課長  
佐 藤 祐 司 財政課長  
松 崎 信 二 建設課長  
田 中 義 文 健康課長  
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長  
中原田 修 二 下水道課長  
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長  
平 塚 孝 三 企画調整課参事  
永 江 隆 水産商工課参事  
俵積田 光 昭 選管事務局長  
丸 山 屋 敏 教育長  
益 満 裕 美 学校教育課長  
中 嶋 章 浩 文化課長  
中 原 浩 二 消防長  
永 留 正 文 警防課長兼消防署長  
中 山 俊 吾 総務課行政係主任

小 泉 智 資 副市長  
東中川 徹 企画調整課長  
原 田 博 明 市民生活課長  
山 口 英 雄 福祉課長  
川 崎 満 農政課長  
神 園 信 二 税務課長  
松 田 誠 水道課長  
神 山 芳 文 市立病院事務長  
松 田 博 監査委員事務局長  
田 中 幸 喜 総務課参事  
加 藤 省 三 市民生活課参事  
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長  
山 口 美津哉 教委総務課長  
末 永 俊 英 生涯学習課長  
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長  
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長  
山 口 太 総務課行政係長  
鮎 川 智 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成30年第2回定例会が本日招集されましたが、出席議員13人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、6番俵積田義信議員、9番沖園強議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの19日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成30年2月、3月、4月及び5月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成30年第1回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第13号までの10件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 おはようございます。

市政運営に臨む所信につきましては3月議会で申し上げましたが、市長就任から間もない時期であり、市政運営についての方針を申し述べることができませんでしたので、提案理由の説明に先立ち、市政運営の基本的な方針について御説明し、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は、市長選立候補当初から本市の強みである産業競争力の向上、そして人口減少社会の中でも枕崎の次代、次の世代を担う子供をしっかりと育てるための子育て支援、また少子高齢化が進む中、新しいまちのあり方、市民の生活、人の動きや情報の流れを活性化、再構築するコミュニティデザインの重要性を訴えてまいりました。

産業競争力向上、子育て支援、コミュニティデザインの再構築、この3つを柱に本市の発展に尽くしてまいります。

まず、産業競争力の向上についてであります。

本市の基幹産業である農林水産業は、魚価の不安定な動きや異常気象等による農産物の収量増減、価格低迷など、先行きの予測しづらい市況等による厳しい環境に置かれております。



また、昨今の担い手の高齢化、後継者不足等の先行き不安な状況が続いていることも事実であります。

しかしながら、そういう状況下でも、水産業では枕崎漁港における高度衛生管理型荷捌き所の環境整備を初め、今後の近代的な環境への取り組みや水産加工業においては、枕崎の炭火焼かつおたたきが「本場の本物」に認定されるなどの将来に向けた明るい話題もあります。

後継者不足に悩む農業ではありますが、お茶や花卉においては若い経営者も育ってきている部分もあり、今後の農業振興においては後継者の新しい取り組みを支援していくことで新たな局面を打開する必要があります。

そういった支援の一つとして、さらなる地域産品の掘り起こしに、ふるさと応援寄附金の仕組みをさらに有効活用し、さまざまなPR等にも積極的に取り組むことで、産業競争力の向上につなげていきたいと考えております。

私は就任してこの4カ月の間、地元鹿児島県出身の国会議員事務所訪問はもちろん、県の関係団体や各業界団体の総会等に積極的に参加し、業界内での本市産業の実情把握と今後取り組むべき課題の把握に努めるとともに、すぐにできる要望や情報交換に努めてまいりました。

産業振興だけでなく、道路を初め本市の抱えるインフラの老朽化整備などの要望活動等にも出向き、先般は国土交通副大臣、国土交通省道路局長にも直接、要望活動を行ってきました。

引き続き、本市産業の現状・課題の把握、将来課題への取り組みを通じ、本市の産業競争力向上に向けた方策を模索してまいります。

次に、子育て支援についてであります。

本市の厳しい財政状況をさまざまな角度から考慮すると保育料、授業料、給食費や医療費等を初めとした直接的な経済支援という形での現状以上の子育て支援にすぐに取りかかることは難しい状況であります。

そういう状況下において、この枕崎で子育てをすることに對する優位性を示すためには、より質の高い個性的な独自の子育て、教育環境を整えることが重要であると考えます。

義務教育においては、本市の特徴である一小一中の環境を最大限に生かした小中連携教育をさらに磨いていき、小学校における英語教育の強化や専門教育化に對した小中学校教師の相互交流、学校施設の老朽化に對した施設の共用など、将来的には小中一貫校も視野に入れた幅広い可能性を地域住民の皆様と真剣に協議してまいりたいと考えております。

また、時代に先駆けたICT教育の充実、プログラミング教育の充実に向けた先進教育の取り組みについても地域内だけではなく、全国各地の大学や先進自治体などとも積極的な協働や情報交換に取り組み、本市独自の教育を構築してまいります。

次に、まちづくり、コミュニティデザインの再構築についてであります。

市民が幸せな暮らしを続けていくために最も重要なものは市民の健康であると考えます。市民の健康寿命の延伸は本市の大きな課題であります。

この6月議会に提出する健康づくり推進条例は、その健康寿命延伸のための本市健康づくりへの基本をなす条例ですが、健康寿命の延伸、医療費の縮小などに向けては、さらに積極的な健康づくりへの施策が必要です。

現在、実施中のウォーキング大会を初めとする健康づくり事業や、てげてげ広場事業を初めとする介護予防事業、さらには特定健診受診率向上への積極的な取り組みをさらに進めると同時に、市民に伝わる正しい情報発信をし、市民一人一人の健康づくりへの意識向上を図ります。

また、通院や買い物等の移動手段を確保するための高齢者、交通弱者対策にはタクシーを活用した支援の検討を続けております。

できるだけ早く実現させ、高齢者の活動を促すことで健康寿命延伸へつなげてまいります。

防災情報を初め、市民に広く正確な情報発信を行い、市民生活の質的向上、市民活動の活発化、

市民参加を促進させるためのコミュニティFMの開設について、先行自治体のヒアリング調査を初めとした調査を開始しました。防災行政無線との共存など、その可能性を慎重に検討してまいります。

ことしに入り、長年、市民生活を支えてこられた老舗衣料品店の閉店や全国資本の大手紳士服チェーン店の撤退の情報など、商店街にとっては厳しい状況があります。

一方で、健康、医療関係の新業態や独自の特徴を出した飲食店など少なからず新しい店舗展開もあります。

今後の生活者ニーズ、観光ニーズ等にしっかりとマッチしたまちづくりが求められています。時代に合った魅力的なまちづくりのために商工会議所、青年会議所、観光協会やその他関係団体ともしっかりと協働していく行政運営を行ってまいります。

この産業競争力向上、子育て支援、コミュニティデザインの再構築の3つの柱をしっかりと進めていくためにもう一つ重要なものがあります。それは市役所の前向きな内部改革です。

単に市民の要望を聞くだけではなく、建設的な改善策、新しい視点での市民生活へのアイデアを提案できる新しい市役所の形が求められています。これからは、至れり尽くせりの市民サービスのための市役所ではいけません。しっかりと市民とコミュニケーションをとりながら、市民自身がまちづくりに参加することで市民の幸せを実現できる形をとっていく、市民参加を促せる市役所でなければなりません。

そのためには今までの既存の考えにとらわれない新しい発想の行政運営、市役所職員としての仕事の仕方が求められます。これまでの習慣をすぐに変えることは困難なこともかもしれませんが、人口減少社会の小さな自治体の小さな政治が求められる環境下では、このことに果敢にチャレンジする必要があります。チャレンジしていく価値があります。

就任以来、各課長、係長を交えた現状報告、そして本年度の目標課題のヒアリングを実施しました。そして、先月末からは、「市長と枕崎市の未来を担う職員との語る会」と題して6回にわたる若手職員78名との語る会を実施しています。少しずつ、職員の意識改革にも取り組み、職員の持てるポテンシャルが最大限発揮できる組織へと変革を図ってまいります。

そして、その意識改革の風を市民に届けられる市役所に進化してまいります。前向きに明るく、さまざまな困難な課題にチャレンジしてまいりますので、市民の皆様、議会の皆様の御支援をよろしくお願いいたします。

続いて、第6次枕崎市総合振興計画の目指すべき将来都市像である「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」を実現するための本年度新規事業など施策の主なものについて、説明いたします。

まず、「安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり」について申し上げます。

市営住宅の長寿命化計画に基づき、第2金山団地の長寿命化工事を実施するとともに、潟山団地の住宅建設を引き続き実施します。

民間木造住宅の耐震診断及び改修の費用に対する助成など、安全な住環境づくり支援に取り組みます。

平成29年度に創設しました「枕崎市空き家情報登録制度（空き家バンク）」を推進し、市内の空き家の有効活用と定住促進に取り組みます。

水道事業では、安全・強靱・持続の3つを柱とする水道ビジョンに基づいて、重要給水施設管路や老朽管等の改善事業を実施するほか、別府地区の水量を補うための連絡管の新設や片平山配水池の耐震化に着手します。

公共下水道事業においては、立神北町の面的整備が本年度で完了する予定です。引き続き、終末処理場及び松之尾ポンプ場の長寿命化計画に基づく改築更新事業を実施します。また、2020年4月からの地方公営企業法適用に向けて、資産評価や企業会計システム構築等に取り組みます。

事業場の適切な排水処理の指導強化に努めるとともに、公共下水道区域外の浄化槽設置を積極的に推進します。

また、市内の環境保全事業や環境美化事業に取り組む自治公民館、ボランティア団体等の活動を支援し、地域環境の保全活動や環境教育の啓発に努めます。

市内各地で発生しているヤンバルトサカヤスデ等不快害虫対策については、関係機関と連携を図りながら、引き続き蔓延防止と駆除対策に努めます。

(仮称)南薩地区新クリーンセンターの平成36年4月供用開始に向け、関係自治体と引き続き協議を進めます。また、ごみの分別を徹底し、ごみの減量化や再資源化を市民、事業者と一体となって取り組むとともに、ごみの不法投棄撲滅に取り組みます。

河川改修の総合流域防災事業については、引き続き中洲川の改修工事を実施します。

県単急傾斜地崩壊対策事業については、引き続き宇都地区の崩壊対策工事を実施します。

海岸の防災対策については、白沢津漁港の護岸整備を実施するとともに、新町・旭町地区の枕崎漁港海岸護岸整備の事業化に向けて取り組みます。

災害時の情報伝達や避難誘導體制の充実を図るため、防災行政無線デジタル化整備工事に着手し、市民への確実な情報伝達に努めます。また、戸別受信機の普及促進を図るため、その設置に対する補助制度の創設に向けて取り組みます。

安心・安全な生活環境づくりに向けて、適切な管理が行われていない空き家等の状態に起因して生じる市民の身体や財産への危害を回避するため、緊急安全措置を講じます。

消防業務については、小型動力ポンプ付水槽車の更新や救急救命士の養成及び救急隊員の資質の向上を図るとともに、地域防災力の中核である消防団の設備並びに装備の充実・強化を進め、市民の安全と安心の確保に努めます。

都市公園については、塩浜公園の総合体育館、武道館及びテニスコートの老朽化した施設の改修とともに、松之尾公園のトイレのバリアフリー化や遊具その他の公園施設の更新を実施します。また、水尻公園については、平成29年度に引き続き休憩施設等の整備を実施します。

今後は、都市公園施設長寿命化計画に基づき、予防保全的管理を行い、施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぐとともに維持管理費の低減を図ります。また、子供や高齢者を初め誰もが安全に、また安心して利用できるよう、トイレ等の公園施設についてバリアフリー化を行うなど、都市公園施設の更新に取り組みます。

消費者行政においては、複雑・多様化する消費生活に関するトラブルに的確に対応するため、持続的に高度な専門知識の習得に努め、相談体制の一層の強化を図るとともに、高齢者や児童生徒を対象とした出前授業の開催や広報啓発を通じ、近年被害が多発する特殊詐欺等の消費者トラブルについて、未然防止の意識の高揚に努め、自主的に判断できる自立した消費者の育成に努めます。

高齢者や障害者、子供などの要支援者はもとより、全ての市民が住み慣れた地域でさらに安全に、また安心して暮らせるよう市内の事業者・団体等の協力を得ながら、地域における見守り活動のネットワークの構築、拡充に努めます。

次に、「快適で便利なコンパクトなまちづくり」について申し上げます。

国道225号峯尾峠の視距改良事業については、引き続き用地買収と一部改良工事を実施します。

防災・安全交付金事業、過疎債事業等により、枕崎警察署前の深浦大堀線と中央交差点を起点とする台場通線の歩道を含む道路改良事業や老朽化した市道の舗装修繕及び道路改良工事を引き続き実施します。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁点検を行うとともに松之尾橋の補修工事を実施します。

擁壁・法面変状対策事業については、道路交通網の安全性、信頼性を確保するため、道路ストック点検結果に基づき、野平線と茂谷平線の法面変状対策工事を実施します。

立神通線道路改築工事については、引き続き用地買収と道路改築工事を実施します。

J R 指宿枕崎線については、沿線自治体、関係機関、団体と連携し、運行存続と利用促進に取り組めます。

次に、「人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり」について申し上げます。

本市に船籍を置く地元遠洋カツオ一本釣り漁船は、沖の漁模様が安定せず取り巻く環境が厳しい状況にありますので、引き続き入漁料の助成を行います。

漁港整備については、枕崎漁港高度衛生管理基本計画及び枕崎地区に係る特定漁港整備計画に沿って水深9メートル岸壁の新設を進めます。また、漁港機能保全として臨港道路の舗装改修を行います。

沿岸漁業の振興については、資源管理型漁業の推進や水産多面的機能発揮対策を実施します。

水産加工業の振興については、浜の活力再生施設整備事業により、節類の生産工程で発生する頭や内臓など残さいの再資源化処理施設を整備します。

冷凍カツオなど水産物のコンテナ貨物を取り扱うコンテナ取扱施設については、関係機関及び関係団体と連携して、整備に向けた取り組みを推進します。

農業については、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、人・農地プランの充実を図りながら地域農業の中核的担い手を明確化するとともに、新規就農者や認定農業者の育成・確保に努めます。

本年度より、新たに山崎地区が多面的機能支払交付金事業に取り組むことになりました。今後中山間地域等支払交付金事業を含めた日本型直接支払制度により、農地の有効利用や荒廃防止、農道及び水路の保管理体制の構築を推進するとともに農村地域の活性化を支援します。

また、守るべき農地を明らかにする取り組みとして、担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構等を利用した農地の貸し借りを推進し、耕作放棄地の減少を図ります。

農業生産基盤の向上に向けて、南薩畑かん施設の更新や山口地区の農道改良及び広域農道の保全対策事業を引き続き実施します。

農作物への鳥獣被害については、野生鳥獣の増加により深刻化・広域化してきているため、地域での取り組みの支援を行うとともに、猟友会等の関係機関と連携し一層の被害の軽減に努めます。

本市の商業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少や後継者不足等により依然として厳しい状況が続いております。

商工振興対策として、商店等新規出店支援事業補助制度や商工振興資金利子補給制度、がんばる商店街支援事業補助制度などさまざまな施策を展開し、商工会議所や通り会連合会等と連携して、魅力ある商店街づくりに努めます。

雇用・就業環境対策として、若者等の職場への定着や女性の職場での活躍促進並びに雇用の拡大を目的として、職場施設環境改善やユニホーム整備を行うなど、積極的に就労改善に取り組む市内企業に対し、その支援を行います。

高齢者の就業機会の拡大と生きがいづくりのため、公益社団法人枕崎市シルバー人材センターが行う地域就業機会創出・拡大事業に対する補助を実施します。

観光振興については、火之神公園の景観整備や駅舎前広場におけるにぎわいの創出を継続して実施するとともに、市内周遊手段として導入した電動アシスト自転車をPRし、枕崎駅を観光の起点として火之神公園までを結んだ市内周遊観光ルートの構築を推進します。

あわせて、枕崎お魚センターでのカツオのわら焼きたたきづくりやかつおぶし削りなどの体験型観光を推進するとともに、地場産業・観光PR動画等を効果的に活用し、本市の魅力を発信しながら、より多くの観光客を呼び込むための施策を展開します。

また、外国人観光客への対応についても鹿児島県南部広域観光物流実行委員会で取り組む香港

を中心としたアジア圏域からの誘客戦略に基づいて、受入態勢等の充実を図り、さらなる誘客促進を目指します。

本市への移住及び交流の促進については、関東、関西で開催される移住・交流フェアへ参加し情報提供を行うほか、市内NPO法人と連携したお試し居住用住宅による本市での移住体験を地域おこし協力隊とともに実施することにより、移住促進を図ります。

次に、「健康ですべての人々にやさしいまちづくり」について申し上げます。

本市は脳卒中の死亡率が高く、その要因と考えられる生活習慣病対策が重要な課題となっています。そのような健康課題を改善し健康寿命の延伸を図るため、健康づくり推進条例を制定し市民の健康づくりの推進に関する施策を実施します。

脳卒中对策事業として、特定健診の受診率向上に向けた新たな取り組みを実施するなど、生活習慣病の発症及び重症化予防事業の強化を図ります。

また、市内事業所等の職員の健康管理を担当する関係者を対象として、健康的なお酒の飲み方など適正飲酒の普及啓発を目的とした健康酒場事業など新たな事業を含め、効果的な健康づくり事業を実施します。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策計画を策定するとともに若年層対策を含む自殺対策の強化に向け、地域ネットワークの構築並びに全庁的な体制整備を図ります。

健康センターの老朽化に伴う耐震化対策として、枕崎市公共施設等総合管理計画に基づき、耐震診断を実施します。

市立病院については、医療機器等の整備を行い、より充実した医療サービスの提供に努めるとともに、子育て支援事業としての病児保育事業の施設運営を引き続き実施します。

国民健康保険事業については、本年度からの制度改革に伴う新しい財政運営の仕組みに対応し、今後の国民健康保険事業の継続的かつ安定的な運営を図るため、保険税の賦課方式の変更及び税率の改定を内容とする国民健康保険税条例の一部改正案と税率改定に伴う補正予算案を今定例会に提出しました。

税率改定に当たっては、本市の大変厳しい国民健康保険の財政運営の改善や一般会計からの法定外繰り入れの縮減、加入者の急激な負担増の抑制などを総合的に勘案し税率を決定いたしました。税率改定により負担がふえる加入者がおられることなどを深く受けとめ、市民の皆様に対して、国民健康保険事業の厳しい財政運営の現状に加え健康づくりの重要性について丁寧に御説明を行うことで、御理解を求めていきたいと考えております。

子供を安心して生み育てられる環境づくりとして、子育て世代包括支援センターにおける切れ目のない支援を継続するとともに、未就学児へのインフルエンザ予防接種費用や不妊治療費への一部助成事業を継続して実施します。

認定こども園が行う教育認定子どもの一時預かり事業に対する補助や妙見保育園の老朽化した保育施設の大規模修繕事業に対する補助を実施するほか、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費の各医療費助成制度について、本年10月から非課税世帯の未就学児に対する窓口負担無料化を実施し、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりに努めます。

また、生活困窮世帯に属する子供等に対する具体的な支援策として、子供の学習支援事業の実施に向け関係課連携のもと、具体的な検討を進めます。

障害者福祉においては、本年3月に策定した第5期障害福祉計画等に基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域の中で自分らしく生きがいを楽しむことができるまちづくりに向け、啓発活動等の取り組みを積極的に推進します。

高齢者福祉においては、本年3月に策定した老人福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業やてげば広場事業のさらなる普及促進のほか、在宅

医療・介護連携推進事業や認知症総合支援事業などの各種事業を実施します。

また、在宅での医療・介護の支援や地域で支える仕組みづくりについて研究を進め、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らせる環境づくりにさらに努めるとともに、在宅での生活が困難となった中・重度の要介護者の生活を支えるために必要な施設整備を実施します。

在宅での生活支援の課題の一つとなっている買い物や通院等の移動手段対策については、タクシーを利用した支援の仕組みを研究し、実現に向けた協議を進めます。

次に、「豊かな人間性と文化を育むまちづくり」について申し上げます。

学校教育については、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒を育成するため、研究指定を受けている学校が学力や豊かな心、小中連携教育についての成果を公開発表します。

さらに、市校長研修会や市教頭研修会を充実させるとともに、授業力ブラッシュアップセミナーを開催し、先進校視察や教育講演会を通して教職員の資質向上を図ります。

学校施設については、非構造部材の耐震化工事のほか、老朽化の進む施設・設備の補修等を実施するとともに、教育環境の質的向上を計画的に図ります。

生涯学習の推進については、市民の多様な学習要求に応えるとともに、市民が心の豊かさを実感しながら充実した生活を送れるよう積極的に学習活動に取り組める環境づくりに努めます。

また、青少年の育成については、家庭教育への支援や青少年を対象とした豊かな体験活動の機会の充実を図るとともに、地域の子供は地域で育てるという意識の高揚を図り、地域の連帯感や地域の教育力を高めることに努めます。その一環として、本市における生涯学習の拠点施設である市民会館については、平成29年度に実施した耐震診断に基づき、耐震化工事を行うための設計業務委託を行います。

2020年に開催される第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に向けては、大会の開催及び本市で行われるなぎなた競技を広く周知・啓発するとともに、枕崎市らしさを生かし市民一体となって盛り上げる大会となるよう取り組みを進めてまいります。

また、国体開催を契機として、関連施設等の整備を進めるとともに、市民の積極的なスポーツ参加の促進やスポーツ水準の向上など、広くスポーツを普及・振興し、市民の健康増進や体力向上を図るとともに、スポーツを生かした地域づくりを推進します。

平成31年度の夏、市制施行70周年記念事業、第2回枕崎国際芸術賞展の開催に向けて準備を進めております。芸術・文化のまち枕崎としてさらに深化させるため、市民ぐるみの取り組みとして実施いたします。

南浜館については、総合的な改修を実施します。

また、市立図書館については、市民に寄り添い地域に役立つ図書館づくりに努めるとともに、耐震化補強工事を実施します。

次に、「着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり」について申し上げます。

世帯数の減少や高齢化等に伴い、自治機能の維持が懸念される自治公民館に対する自治公民館再編推進事業を引き続き実施します。

庁舎の整備につきましては、枕崎市公共施設等総合管理計画に基づき、庁舎別館の長寿命化を図るため、大規模改修工事及びトイレ改修工事を行います。

行財政改革については、第3次行財政集中改革プランの実績を検証するとともに、これまでの考え方や取り組みを踏襲した新たな計画を本年度中に策定し、引き続き本市の行財政改革を推進します。

広域行政については、近隣の自治体との連携を強化し、事務の共同処理等による効果的・効率的な展開を目指すとともに、観光、産業、文化など幅広い分野で連携し、多様な主体の協働による取り組みを進めます。

以上、本年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり、研鑽努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処いたします。

何とぞ、議会を初め市民の皆様、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算2件、条例4件、財産の取得について1件、専決処分の承認を求めることについて2件、報告事項3件の計12件であります。

このうち、報告事項を除く9件について、説明を申し上げます。

まず、議案第31号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

最近の我が国の経済動向は、5月の月例経済報告によりますと「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」とされ、また、「政府は、東日本大震災からの復興・創生及び熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。」とされております。

このような状況の中、今年度の当初予算は、人件費等の義務的経費や継続的事業などの計上を基本とした骨格予算として編成したため、今回の補正は、投資的経費等の政策的な経費などを中心に、歳入歳出それぞれ10億9,660万円を追加し、予算総額を112億7,100万円にしようとするものであります。

なお、当初予算と補正予算額を合わせた肉づけ後の予算規模は、前年度当初予算額と比較すると8.3%の伸びとなり、実質的に3年ぶりのプラス予算となりました。

補正予算の主なものとしましては、普通建設事業の補助事業におきまして各種交付金の交付決定による橋梁補修事業等の交付金事業や保育所等整備事業などを、単独事業におきまして防災行政無線整備事業、庁舎別館大規模改修工事、過疎債を活用した市道整備事業、市民会館の耐震補強計画及び設計業務委託などを、県営事業におきまして広域漁港整備事業負担金などをお願いしてあります。

また、普通建設事業以外では、ふるさと応援寄附金の増額等に伴うふるさと応援基金積立金とふるさと納税返礼事業、国民健康保険特別会計繰出金、小中学校校務用パソコン整備事業、老人福祉センターの耐震診断業務委託などのほか、人事異動等に伴う人件費などもあわせてお願いしてあります。

今回の補正を歳出の性質別に見てみますと投資的経費の補正は、補正額全体の81.4%に相当する8億9,262万6,000円で、その結果、肉づけ後は15億9,818万8,000円となり、予算総額の14.2%を占めています。

肉づけ後の投資的経費は、当初予算との比較では126.5%の伸びとなり、前年度当初予算との比較でも34.3%の増となりました。

義務的経費は、人事異動等に伴う人件費の増などで、751万6,000円の補正を行ったことで、肉づけ後は60億4,686万円となり、予算総額の53.6%を占め、前年度当初予算との比較で0.5%の増となりました。

その他の経費は、1億9,645万8,000円の補正を行い、肉づけ後は36億2,595万2,000円となり、予算総額の32.2%を占め、前年度当初予算との比較で13.4%の増となりました。

補正後の財源構造につきまして、自主財源と依存財源の区分で見ると、自主財源は、36億6,700万9,000円となり、予算総額の32.5%を占め、前年度当初予算との比較では、14.4%の増となりました。

依存財源は、76億0,399万1,000円となり、予算総額の67.5%を占め、前年度当初予算との比

較では、5.6%の増となりました。

また、一般財源と特定財源との区分で見えますと、一般財源は、65億5,389万2,000円となり、予算総額の58.1%を占め、前年度当初予算との比較で0.6%の減となりました。

特定財源は、47億1,710万8,000円となり、予算総額の41.9%を占め、前年度当初予算との比較で23.8%の増となりました。

このほかの予算の主な内容等につきましては、肉づけ後の予算と前年度当初予算と比較を行う形で別冊にまとめて提出してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第32号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ340万円を追加し、予算総額を36億9,182万1,000円にしようとするものです。

補正の内容は、特定健診受診率向上対策のための新たな取り組みの実施に伴う保健事業費の増額であり、県支出金の増で措置いたしました。

また、国民健康保険税の税率改定等に伴い、国民健康保険税及び繰入金の増額並びに諸収入の減額を行っております。

次に、議案第33号枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方税法等の一部改正により、個人住民税の基礎控除等の見直し、地方のたばこ税の税率引き上げ等がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第34号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険制度改革に伴う新しい財政運営の仕組みに対応し、今後の国民健康保険事業の継続的かつ安定的な運営を図るため、保険税の賦課方式の変更及び税率の改定をしようとするものです。

次の議案第35号枕崎市健康づくり推進条例の制定につきましては、本市の健康づくりについて基本的事項を定め、市、市民、事業者等が一体となって、市全体で健康づくりに取り組んでいくことを目的として、条例を制定しようとするものです。

次の議案第36号枕崎市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、住民税非課税世帯に属する未就学児に係る医療費助成について、医療機関等での窓口負担をなくす制度を導入しようとするものです。

次の議案第37号財産の取得につきましては、消防本部に配置する小型動力ポンプ付水槽車を取得することについて、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第38号専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、再生可能エネルギー発電設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について見直しが行われたこと等に伴い、枕崎市税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の議案第39号専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額及び軽減判定所得の算定に係る基準額の引上げがなされたこと等に伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。



○新屋敷幸隆議長 それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時21分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 私は、議案第32号並びに第34号の国保関係の補正予算、それから条例改正についてですね、関連がございますので、一括して質疑をさせていただきたいと思います。

この2件は、国保の被保険者に限らず、本市全体の財政運営にも大きな影響があるのではないかと考えております。

本年度からの新国保制度に伴う国保税の税率改定についてはですね、既に本年2月7日の市議会国保運営特別委員会、あるいは3月議会での予算委員会等におきまして、当局の考え方そのものは幾つか示されているんですが、本日、税率改定案が最終的に提案されてまいりましたので、基本的な部分についてはですね、この本会議で、市民の前に明らかにし、あと細かい点については委員会審査で明確にしたいと思いますので、幾つか質疑をさせていただきます。

まず、本市の国保運営協議会、これはいつ開催されているのかお尋ねをします。

それから、今回の国保税税率改定は、これまでのように一律に引き上げるとかそういった形ではなくて、均等割、平等割は引き上げるわけですが、資産割賦課については、これをなくすという案ですので、税負担が重くなった世帯と逆に軽くなっていく世帯、さまざまに出てくると予想されるんですが、改正案によりまして国保税が上がる世帯、逆に下がる世帯、もしくは変わらないといった世帯の状況はですね、どのようになってくるのか。

それから、今回の改定率、平均で全体では幾らの改定率になっているのかですね。

そして、最も税負担が上がる世帯は、幾らの引き上げになるのか、逆に、最も下がる人で幾らになっているのかをお尋ねをします。

次に2点目であります、今回の税率改定の中で、本市独自の裁量で政策的なものとして示されている部分です。

これは先ほどの市長の施政方針の中でも加入者の急激な激変を避けながら、総合的に勘案したという方針ですけれどもね、詳細に分析しますと今度の改定案を本年1月12日に鹿児島県が通知されました本市の標準保険料率、本算定の結果と比較しますと所得割の率については、基礎課税分において標準が8%と通知されておりますが、本市の今度の改定案は、7.97%ですのでね、ほぼ一致している。さほど差異はないということなんですが、いわゆる応益部分の均等割について、標準の3万2,528円に対し、今度の案は2万5,300円。これはまあ軽減なしのところですけど、ですから均等割は、標準より大幅に約7,200円ぐらい下げるような案になっております。

しかしながら、平等割についてですね、標準が2万2,867円なんですが、今回の案は2万4,200円ですから、こちらは逆に標準より上げていると、約1,300円の引き上げになっているんですね。

これは今、申したのは医療分の基礎課税分ですけれども、あと後期支援分、あるいは介護分についても大体同様の状況になっております。

そこでまず確認したいのは、今度の改定案の均等割と平等割の賦課の総額ですね。全体額は幾らになっているのかお尋ねします。

これは、県のほうが今度の国保改革で納付金、あるいは標準保険料率を算定するとき、均等割と平等割の比較は7対3にしようというような方針があったわけですね。それと、どういふような本市の改正案がなっているのか、この点を明らかにしてください。

それから3点目は、本市の国保世帯の実態は、7割軽減世帯、およそ3,800世帯の中で一番多い世帯が7割軽減世帯1,400ぐらいあります。ほかにも5割、2割の軽減世帯があるんですけれ

ども、平等割あるいは均等割の金額を引き上げてでもですね、当然ながら、軽減額っていうのは、改正前とすると大きく膨らむわけですね。

今度の議案32号の補正予算でも、他会計、一般会計からの法定外繰入分が、1億0,100万円から1億2,000万円ということで、およそ1,900万円、繰入額も上がってきているんです。

この保険基盤安定制度による、この繰入額の財政措置、本市負担分は4分の1相当額の480万円ぐらいになろうかと思うんですが、今後、将来的にはこの軽減分というのは非常に大きくなっていく見通しが予想がつくんですが、この本市負担分については今年度、交付税措置が満額措置されているのか、過年度の実績を含めて、この辺についても説明をいただきたいと思います。

とりあえず、以上3点、お答えいただきたいと思います。

**○田中義文健康課長** 議員が最初にお尋ねをいただきました国保の運営協議会の開催期日の件につきましては、本年5月23日に開催されているところでございます。

**○神園信二税務課長** お尋ねがちょっと多岐に渡りましたので、もし答弁漏れがございましたら御指摘をいただきたいと思います。

まず、最初の1問目のお尋ねでございます。

改正により、保険税が引き上げられる世帯と引き下げられる世帯の状況はというお尋ねでございました。今回の改正によりまして、引き上げとなります世帯、2,809世帯、パーセントにしまして72.5%でございます。で、増減なしというところが79世帯、2.0%でございます。それから引き下げになる世帯984世帯、25.4%でございます。

続いて、平均改定率というところでございます。これにつきましては、1.96%の引き上げというところになります。

それと最大引き上げ、最大引き下げの額のお尋ねでございました。最大引き上げとなりました世帯で、5万1,900円の引き上げ、最大の引き下げとなりました世帯で、23万8,500円の引き下げという数字になっております。

続いて、2つ目のお尋ねでございます。

均等割と平等割の賦課の割合はどうなっているかというお尋ねでございます。これは議員のお尋ねが応益割に占める均等割、平等割の割合でございましたので、新しい税率改定後の税率というところで捉えますと均等割が64.0、平等割は36.0という割合となっております。金額につきましては、ちょっと手元に数字を持ってきておりませんでしたので、割合だけは出してありますけれども、また、後ほど委員会等でも御報告したいと思います。

税務課からは以上でございます。

**○佐藤祐司財政課長** お尋ねのありました保険税の軽減分の財政措置の件でございます。

保険基盤安定制度繰入金のうち、保険税軽減分の財源内訳につきましては、先ほど質問者が言われたとおり、県の負担金が4分の3充てられておりまして、市の負担分は歳出額の4分の1というふうになっております。その4分の1の市の負担分につきましては、普通交付税の算定におきまして、基準財政需要額の個別算定経費の中の保健衛生費で財政措置がなされております。

平成30年度の普通交付税につきましては、来月に決定される予定でありますことから、現段階で今年度の財政状況、財政措置の状況については、比較はできないところですが、平成29年度の保険基盤安定制度の保険税軽減額におきましては、実際の財政措置額が2,555万6,000円、そして実際の決算見込み額、一般財源ベースですが2,533万6,000円、比較をいたしまして、財政措置額のほうが22万円ほど上回っている状況でございます。

また、28年、27年、26年までさかのぼって検証してみましたが、いずれも財政措置額のほうが上回っている状況でございます。

以上です。

**○神園信二税務課長** 失礼いたしました。新税率での均等割、平等割の賦課総額というお尋ねで

すね、額が手元にありましたので、大まかな数字で申し上げます。

均等割につきましては、賦課総額としまして、およそ2億2,400万円、これは賦課総額です。平等割につきましては、1億3,500万円と賦課総額で言いますとそのような数字になっております。

**○13番立石幸徳議員** そこで、今度の国保税の税率改定の一番本市の本質的な部分、先ほども触れましたけど、均等割はその標準より下げて設定をした。しかしながら平等割はですね、標準より上げている。これはどういう本市の方針、あるいは考え方からこういう設定になってきているのかですね。それから、これまで本市の国保財政運営については、被保険者の担税能力、いわゆる担税力が既に限界に来ていると、限度であるということで、平成25年度からこの保険税引き上げっていうのは見送られてきたわけですね。

今回は、先ほどからありますように、いずれにしても73%ぐらいの人は、引き上げになる。この担税力という意味では、どのような分析、検証をされたんですかね。その点についてお尋ねいたします。

**○田中義文健康課長** ただいまの御質問は、均等割と平等割の賦課割合の設定についての市の基本的な考え方についての内容であろうと考えております。

賦課割合の設定に当たりましては、市長の施政方針の中でも申し上げましたように、現行税率から新税率への移行に伴う急激な負担増の抑制や加入者全体の負担の抑制、それと所得に応じた負担のあり方などを総合的に勘案をして決定したところでございます。

具体的に申し上げますと、県のほうが運営方針の中で、均等割と平等割については、7対3で標準保険料率を算定するという方針がございまして、これは制度改革前の地方税法に基づき、設定をされたものであるというふうに伺っております。その賦課割合に基づいて算定したものが、標準的な3方式の数字となっております。

それにつきましては、これまでの議会でも申し上げましたように、特に均等割部分が急激な増加になるということで、問題が大きいということで採用を見送ったところでございます。

そして今回、市のほうの賦課割合の設定に当たっては、現行の税率をもとに資産割部分を均等割と平等割に案分して加算したという状況でありまして、これが最終的に先ほどから申し上げますように、加入者全体の負担の抑制とか、現行税率から新税率への移行に伴う急激な負担の増加の抑制、そして所得に応じた負担のあり方など総合的に勘案した結果、このような税率になったということでございます。

**○13番立石幸徳議員** 的確な答弁になってないですよ。均等割をこれまでの特別委員会でもいろいろあって、多人数世帯、家族の多い世帯ですね、大変になるということは、それは政策的な配慮として理解できますね。平等割をなぜ標準より上げるのかということですよ。それは先ほど健康課長が言ったように県が7対3というのは、確かに平成29年3月までの地方税法も改正されていますけど、703条の4ですか、ここで応益割の中で均等割、それから平等割を100分の35と15ということで、これが平成29年3月までの標準割合だったわけですね、これが改正がされているけど、県のほうとしては、これを踏襲しましょうということで7対3の割合が標準保険料の均等割、平等割の標準割合ですよ。

ただ本市は、その標準を上回る金額を設定するということですね、かなりそこには意図的なものがあるわけですね。そこを聞いてるわけですよ。いずれにしても、あと委員会審査で細かく詰めたと思いますけれども、これは非常に大きな基本的な部分ですのでね。

それから3月末に本市も対象団体となっている、いわゆる国保会計の赤字削減解消の計画を鹿児島県のほうに提出されたわけですが、その赤字削減解消計画との今度の税率改定というのはどういうふうな関連になっているのか、最後にお尋ねします。

**○田中義文健康課長** 議員が御質問された国保財政健全化対策につきましては、昨年度末に30

年度から35年度までの6カ年の計画として作成をいたしました。

その中でも、税率改定についてもうたわれてあります。

今後ともその6年の期間内に一般会計からの法定外の解消を目指すという内容になっておりますので、その計画に沿って、今回、税率改定を行ったということでございます。

今回、一般会計からの法定外繰り入れの段階的な縮減ということで、今回、保険税不足分の2分の1を解消してあります。残りの2分の1、もしくは今後、県からの事業費納付金の数字等で変動していくかと思われませんが、それらの対応については、計画期間内に法定外繰り入れの解消を目指すという方針でございます。（「前段の2回言っている平等割が、なぜ標準より上がったのかという説明は全然出ていないじゃないですか。議長のほうでちゃんと答弁をさせてくださいよ」と言う者あり）議員がおっしゃるとおり、今回の税率改定におきましては、平等割も増額となっております。この点につきましては、先ほどから申し上げておりますように今回の税率改定に当たってさまざまな検討を行ってまいりました。シミュレーションを行う中で、加入者の負担増の影響額などを検討してまいりました。その中で、いずれにしても、資産割をいずれかに加算しないといけないという中で、7対3という賦課割合につきましては、本市にとっては現行の賦課割合と大きく異なるために、現行の賦課割合をもとに均等割と平等割に加算したほうが加入者の急激な負担増にはならないのではないかというような観点から、今回、平等割についても増額になったということでございます。

**○新屋敷幸隆議長** ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○新屋敷幸隆議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま上程中の日程第8号は、国保運営健全化・健康増進対策特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○新屋敷幸隆議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案及び日程第8号を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第14号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について3人の欠員が生じているため、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員区分から3人の議員を選出するものです。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数のみを報告することにいたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

**○新屋敷幸隆議長** ただいまの出席議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

○新屋敷幸隆議長 候補者名簿の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、8番禰占通男議員、9番沖園強議員、10番茅野勲議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票13票、無効投票0票、有効投票中、新屋敷幸隆11票、西江園明0票、伊瀬知正人1票、たてやま清隆1票。

以上のとおりであります。

次に、日程第15号から第17号までの3件について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項3件について、報告いたします。

まず、報告事項第1号繰越明許費繰越計算書につきましては、昨年の12月定例会において議決をいただきました、平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）第2条の繰越明許費及び3月定例会で議決をいただきました、平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）第2条の繰越明許費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次の報告事項第2号事故繰越し繰越計算書につきましては、平成29年度枕崎市一般会計の事故繰越しについて、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用することとされる同令第146条第2項の規定により報告するものです。

次の報告事項第3号繰越明許費繰越計算書につきましては、3月定例会において議決をいただきました、平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）第2条の繰越明許費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。  
以上で、本日の日程は終了しました。  
本日は、これをもって散会いたします。  
午前10時56分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(平成30年6月11日)

平成30年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第2号）

平成30年6月11日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	永野 慶一郎 議員（23ページ～34ページ）
		立石 幸徳 議員（34ページ～44ページ）
		豊留 榮子 議員（44ページ～52ページ）
		禰占 通男 議員（52ページ～62ページ）
		下竹 芳郎 議員（62ページ～69ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり



1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
4 番 城 森 史 明 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

7 番 清 水 和 弘 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長  
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長  
本 田 親 行 総務課長  
下 山 忠 志 水産商工課長  
佐 藤 祐 司 財政課長  
松 崎 信 二 建設課長  
田 中 義 文 健康課長  
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長  
中原田 修 二 下水道課長  
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長  
平 塚 孝 三 企画調整課参事  
永 江 隆 水産商工課参事  
俵積田 光 昭 選管事務局長  
丸 山 屋 敏 教育長  
益 満 裕 美 学校教育課長  
中 嶋 章 浩 文化課長  
中 原 浩 二 消防長  
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

小 泉 智 資 副市長  
東中川 徹 企画調整課長  
原 田 博 明 市民生活課長  
山 口 英 雄 福祉課長  
川 崎 満 農政課長  
神 園 信 二 税務課長  
松 田 誠 水道課長  
神 山 芳 文 市立病院事務長  
松 田 博 監査委員事務局長  
田 中 幸 喜 総務課参事  
加 藤 省 三 市民生活課参事  
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長  
山 口 美津哉 教委総務課長  
末 永 俊 英 生涯学習課長  
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長  
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長  
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番永野慶一郎議員、2番立石幸徳議員、3番豊留榮子議員、4番禰占通男議員、5番下竹芳郎議員、6番城森史明議員の順に行います。

まず、永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○2番永野慶一郎議員 皆様、おはようございます。

まず、質問に入ります前に、冒頭をお願いを申し上げます。

私ども、昨年からです、国保の特別委員会におきまして、健康づくりについてということで、いろんな勉強等してまいりました。私も人に伝える前に、まずは自分の健康からということで、最近、私の意識も変わりました、夜に時間があるときにはですね、極力散歩等に行き、自分の健康づくりに励んでいるところでございました。その一環で、昨日もスポーツ大会に参加したんですけども、右足のふくらはぎをですね、肉離れを起こしてしましまして、本日、降壇する際、そして質問の起立をする際に、少々時間を要することもあるかと思いますが、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

さて、平成30年度より国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県に移管される制度変更により、税率改定が行われ、それに関連する議案も本定例会に上程されております。私たち議員も、昨年から国保運営健全化・健康増進対策特別委員会を設置し、1年余りかけて、本市の国保の現状を打破するための論議を重ねてまいりました。また、2年に1回の政務調査でも、健康づくりの先進地へ視察に行き、各自治体の取り組みも調査してまいりました。今回の一般質問では、以上のことを踏まえ、質問を行います。

まず、最初の質問ですが、本定例会初日本会議の冒頭で市長からございました平成30年度の施政方針の中で、市民が幸せな暮らしを続けていくために、最も重要なものは、市民の健康であると。それを実現するために、介護予防事業や特定健診受診率向上への積極的な取り組みをさらに進めることとございましたが、現在、本市では特定健診受診率の目標は国・県と同じく60%を掲げております。

お聞きしましたところ、平成28年度は42.8%、平成29年度はまだ見込みということでございますが44.5%というのが現状であるようでございます。この受診率の結果を受けて、受診率目標達成に向けて現在、どのような取り組みをしているのかお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 おはようございます。

今、御案内ありましたように、本市の特定健診の受診率の目標につきましては、第2期特定健診等実施計画の中で60%に設定してございます。平成28年度の実績では、42.8%ということで、目標に遠く及ばない状況が続いております。平成28年度の国及び鹿児島県の受診率につきましては、国が36.3%、県が42.9%と御案内のとおりでございます。本市は、国の平均は上回っておりますが、県平均とはほぼ同等というような状況でございます。

本市におきましては、脳卒中の死亡率が高く、国保の1人当たりの医療費が高いというような課題もございます。それらを改善するためには、生活習慣病の発症と重症化予防の取り組みが重要というふうに考えております。

施政方針でも申し上げましたけれども、市民の幸せは市民の健康からということです。これらの取り組みを進めるためには、データヘルス計画に沿って、効果的かつ効率的な保健指導を実施する必要があります。データヘルス計画を推進するためには、受診率向上が何よりも不可欠でござ

ございます。

特定健診の受診率が伸び悩んでいる要因の一つに、若い世代の受診率が低いということも挙げられると、そういうふうに思っております。若い世代の受診率向上対策を含む特定健診受診率向上に向けましては、これまでの取り組みを検証しながら、さらに実効性のある新たな取り組みについて実施していきたい、そのように考えております。

議員の皆様におかれましても、特定健診の受診率向上に御理解いただき、今後とも、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、これまでの取り組み内容につきましては、担当課長のほうから説明申し上げます。

○田中義文健康課長 平成24年度以降の取り組み内容を御説明いたします。

平成24年度には、医療機関からの情報提供制度の開始、市内スーパーでのチラシ配布を実施いたしました。平成25年度には、受診料の無料化、個別健診の期間延長、健診会場の環境整備、健診項目の追加、未受診者への訪問勧奨を実施いたしました。平成26年度には、自治公民館の表彰制度の創設、国保連合会と連携した啓発活動を実施いたしました。平成27年度には、未受診者へのアンケート調査とその結果をもとにした未受診者への受診勧奨を実施いたしました。平成28年度には、市内金融機関と連携した健診受診者金利優遇制度、節目年齢の人間ドック助成を実施いたしました。平成29年度には、日本対がん協会と連携した膵臓がん検診を実施いたしました。

以上でございます。

○2番永野慶一郎議員 今、担当課長のほうからですね、今までのその取り組みというのをいろいろ述べていただいたんですけれども、これやった結果、改善につながってきているっていう、数字的なものは、何か出ているんでしょうか。

○田中義文健康課長 特定健診が始まりました平成20年度以降の受診率の状況につきましては、制度開始直後の平成20年度は21.7%でございましたが、その後は、平成25年度までは順調に伸び続けてまいりましたが、平成26年度以降は44%前後で伸び悩んでいるのが現状でございます。平成24年度が前年度と比較して11.4ポイント上昇しておりますが、その理由については、医療機関からの情報提供制度の実施による成果であると考えております。

制度発足以来、既に10年が経過しており、特定健診についての市民への浸透はしてきていると考えておりますが、特に若い世代において、健診について無関心な方が多いことが考えられ、そのような方々の対策が重要であると考えているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 私がいただいている資料では、確かにですね、平成20年度がですね受診率が21.7%だったんですね。平成29年度の見込みが44.5%ですので、この数値だけ見ると、23%ぐらいアップしているということなので、そういった取り組みの効果っていうのは出てきているのかなと思うんですけれども、平成24年度がですね、急にというか受診率が物すごくよくなって40%台になっているんですけれども、その後の結果を見ると、この五、六年頭打ちっていうか横ばい状態なのかなと。この横ばい状態をまたさらにアップするために、どうしていくのかということなんですけれども、今後、過去の結果をですね、検証して、今後どのような取り組みを、この横ばい状態をですね、また打破するための取り組みというのはどういうことを考えているのか、お聞かせください。

○田中義文健康課長 先ほど御質問のありました、これまで実施してまいりました受診率向上に向けた取り組みの検証について、個別の取り組みごとの実績に係る検証は行っていないところでございますが、毎年度の取り組みを計画する中で、年度ごとの取り組みの検証は行っているところでございます。

今後の新たな取り組みにつきましては、今定例会に提案しております国保特別会計の補正予算案の中で、人工知能とソーシャルマーケティングを活用した受診勧奨に係る委託事業を計上して

おります。

この事業につきましては、人工知能により、過去の受診履歴などの解析をして、行動変容を起こしやすい方を可視化し、個々の心理特性に合わせて4つのタイプに分類した上で、ソーシャルマーケティングの手法を活用して、それぞれの心理特性に合わせたメッセージを送るという事業でございます。この事業におきましては、P D C Aサイクルに沿って効果検証を行うことを考えているところでございます。

**○2番永野慶一郎議員** 今、人工知能A Iを活用した取り組みをとおっしゃったんですけれども、予算委員会等あると思うんですけれども、可能であればもうちょっとわかりやすく、何か具体的な内容等を教えていただければ助かるんですが、どうでしょうか。

**○田中義文健康課長** 先ほど申し上げました、A Iとソーシャルマーケティングを活用した受診勧奨事業、委託事業でございますが、その簡単な内容につきましては、未受診者対策といたしまして、これまで受診歴がない、今まで特定健診を1回も受けていない無関心層に対しては、督促的な文書で受診勧奨を行うということと、受診歴のある方については、これまでの受診の履歴、それと特定健診における問診票、それと医療機関のデータ等を分析いたしまして、その心理特性を4つのタイプに分類して、その4つの分類したタイプに合わせた勧奨文書をソーシャルマーケティングを活用して、どのような文書を送れば、そういう心理特性に応じた方々に届くのかということを行うというような事業でございます。

**○2番永野慶一郎議員** 未受診者の方のデータを出して、アンケートをとるんですか。未受診者の方をただ抽出して、その方の何かデータをA Iに読み込ませたら、何かその人の特性が出てくるということなんですかね、ごめんなさい。

**○田中義文健康課長** 済みません、説明が不十分で申しわけありません。

未受診者というのはですね、今年度の未受診者を対象にして、その方が過去に例えば毎年受けているけれども今年度受けなかった方か、例えば飛び飛びで受けている方とか、あと問診票で細かく、その方の健康に関するチェックを行いますので、それらを総合的に、それを人間の能力ではなかなかそこを分析することはできませんから、それらを突合して、性格分析を行いまして、先ほど言いましたように、これまで1回も受けていない方は、無関心層ということになります。それ以外の、これまで1回でも受けた経歴がある人について、4つの心理特性に合わせた分類を行って、それぞれが行動変容を起こしやすいような文書を作成をして、その方々に送付をして、そのことによって、その方が、脱漏健診に向けてですね、受診に動いていくのではないかとというような事業でございます。

**○2番永野慶一郎議員** そういった人工知能を活用した取り組みなんですけれども、物すごく画期的っていうか、素晴らしい取り組みだと、今、聞いてて思いました。

やはり人間というか、私ども人間がですね、そういった分類とか、この人はどういう特性だとかですね、そういったのはなかなか判断するのは難しいと思うんですけど、機械がそういうのを総合的に判断して4つに分類されるということで、それで、その人に合った案内とかが行くんですかね。そうなって受診率がちょっとでも向上するような形になればいいのかなと思うんですけれども、この人工知能を活用したそういったデータの分析とかがっていうのは、枕崎以外でどこかもうほかの自治体で先行してやっているところがあるんですか、課長、そういうのはお聞きになっていないですか。

**○田中義文健康課長** 今回、鹿児島県では、鹿児島市と枕崎市ともう一市町村されるというような情報は入っておりますので、県内では今年度は3カ所ですね。

これまで全国的には、各県の国保連合会であったり、大きな都市等で過去にも実績がありまして、これまでの実績につきましては、各市町村では大体5%程度上昇が見られたという報告は受けております。

○2番永野慶一郎議員 ほかの先に成功された自治体の結果を受けて5%ぐらい、大体上昇しているということでございますが、本市でいけば大体50%ぐらいに、うまくいけばですね、上がるのかなと単純に考えたらそう思うんですけども、初めての取り組みですのでどういった結果が出るかわからないですけども、そういったところにですね、ちょっと期待をして受診率のアップが図れるのかどうか、注目して見ていきたいと思えます。

今、新たな取り組みとして、この人工知能を活用したというのが、今年度の取り組みということがあるんですけども、あと私ども昨年の方政務調査で、長野県の中野市っていうところに政務調査に行っただけでしたが、その中で中野市がどういう取り組みをしているかという、特別委員会の中でもいろいろ、ほかの議員さんからもお話があったんですけども、うちで言いますと保健推進員っていう方の役割がですね、中野市のほうでは保健補導員という形で設置しているということで、各公民館から推薦を受けてですね、係の人が健康についての意識を高めましょうということをやっているということだったんですけども、委員会のほうでもその話があったんですけども、なかなか各公民館から1人ずつとか、そういったのなんか、難しいのかなっていうような感じではおっしゃられたので、今すぐにどうかっていうのは、実現できるのかどうかかっていうのはちょっとわからないんですけども、もう一つですね、私、いいなって思った取り組みがございまして、この中野市ではですね、特定健診の夜間健診を実施していると。ごめんなさい、ちょっと私、資料が見つからなくて、時間帯がですね、何時から何時だったかちょっと記憶が定かではないんですけども、結局、先ほどから、市長のほうからもございましたように、若い世代のですね、受診率が低いということだったんですけども、普通に考えたら平日の昼間って、朝とか、仕事をしているんですよ。健診を受けるとそのまま仕事を休んでとかですね、その仕事の合間に行かないといけないとか、そういった問題もあると思うんですけども、中野市ではですね、その夜間健診を実施することによって、約600名の方が、その夜間のほうで受診をされているということでございました。ほんとに現役世代というか、働いている世代にとっては、利用しやすい時間帯なのかなって、そのときに思ったんですけども、今までに、本市では夜間の受診とか、医療機関との関係もございまして、そういったのは検討したことはないでしょうか。

○田中義文健康課長 議員から御質問がありましたように、若い世代の受診率がなかなか伸びないというのが、本市の大きな課題でございます。そのような課題を改善するために、これまで土曜、日曜の健診も実施してまいりましたが、実際には、土日に健診をしても、なかなか若い方々がそこに来るといような状況は見られないところでございました。

今年度については、現在、医師会のほうに御相談をして、午前中、通常8時から10時までの健診の受付でございますが、その場合に、朝食を食べてきた場合とかいう方が受けられずにこれまで帰っていた方がおられました。で、個別健診につきましては、そのような方については午後からも受けられるようにという形、今、話を進めているところでございます。

議員から御質問がありましたように、夕方の健診というのもですね、今、集団健診の受託機関とは協議を行っているところでございます。また、その協議の結論が出ましたら、また御報告をしたいというふうに考えております。

○2番永野慶一郎議員 人工知能に負けない私ども人間の持っている知恵を大いに発揮していただいでですね、受診率向上に向けて取り組んでいかないといけないのではないかなと思えます。なのでこの夜間の健診もですね、可能であれば実施していただいで、どのような状況なのかまた把握してですね、続けるのか、やっぱり変わらんかったねっていう結果になるのかわかりませんが、そういった方法もあるんだということでお伝えしておきたかったところでございます。

続きましての質問なんですけれども、私ども特別委員会でいただいた資料の中に、平成26年度の特健健診対象者40歳以上の方になってくると思うんですけども、その対象者数が5,239人

いらっしゃるということなんですけれども、それに対して、受診者数は2,254人と、特に40歳から59歳の男性及び40歳から49歳の女性の受診率がですね、30%未満という結果でですね、ほかの年齢別よりかなり低くなっております。先ほどから出ております若い世代の受診率が大変低いようですけれども、この結果を受けて、若い世代の受診を促進するための具体的な取り組みや方針、これはどうなっているのかということをお聞かせください。

**○田中義文健康課長** 若い世代の中には、自分のことを健康だと思っており、健康に関する情報や健康診断に興味がない方が多いのではないかと思います。

今年度に取り組む予定である新たな事業においては、これまで受診歴のない無関心層に対しては、督促的な文書で受診勧奨を行うほか、受診歴のある方については、心理特性に応じて、4つのタイプに分類し、その特性に応じた勧奨を行うことを考えているところでございます。

若い世代の受診率向上は、脳卒中の死亡率の減少や国保の医療費抑制の観点からも、非常に重要であると考えております。

今回の新たな事業に加えて、今後とも地域や事業所等と連携を強化して、さらには先進事例を参考にしながら、さらなる取り組みの強化に努めていく考えでございます。

**○2番永野慶一郎議員** この特定健診の受診率を上げるのはなぜかということですけども、受診率を上げるのが決して目標ではないと思うんですね。手段だと思います。これ、何の手段かという、やっぱり目的は、病気を早期発見、早目に見つかったり、未然に防ぐのが一番の目的だと私は考えるわけですけども、それを行うことによって、やっぱり医療費というのでも抑えられてくるんじゃないかなと思うんですけど、本当に委員会でいただいた資料を見ると、若い世代のグラフとか見るとですね、こんな少ないのかと思うところでございまして、本当に私もまだ40代半ばちょっと過ぎで、健康っていうのにあんまり関心がなかったんですけども、まだ大丈夫と、自分は元気だというような感じで、私も思っておりました。私と同世代の方たちってやっぱりそういう方って多いんじゃないかなと。話をしてもそういう方もいらっしゃいますし、そのたびに、やっぱり受診しないと駄目ですよって、病気を早く見つけたとか重症化する前に何か対策をうたないといけないんですよ、というようなお話はするんですけども、やはりそういったのが現状であるということも私も身を持って体感しているところでございます。

市長も若い市長でございまして、私どもと年代も余り変わりませんが、市長が思う若い人たちの受診率アップ、健康に対する意識づけっていうのはどのようにしていけば皆さんの意識が向上していくのかなって思うんですか、市長はそれはどうお考えですか。

**○前田祝成市長** 若い人の受診率アップっていうのは、やはりいかに情報をその若い人たちに伝えられるか、そしてその受診することの重要性というのをいかに伝えられるかということが大事だというふうに思います。

そして、今回の取り組みでありますAIを使ったソーシャルマーケティングを使い、その一人一人の性格に合わせたダイレクトメールを送るということも、やはり一つの方法論としてはあるかなというふうには思います。

ただ、それ以上にですね、やはり、市民全ての人たちが健康であることが大事なんだということを実感するためには、例えば市民運動会にも出てきてもらう、地域の活動にも出ていってもらう、そういうところですね、いろんなところでいろんな機会を使ってですね、啓発をしていくっていうのは大事かなというふうに思っております。

私も、若い人たちと話す機会をふやそうということですね、先般もちょっと若い人たちを集めてワークショップをちょっとさせていただいたんですけども、彼らもやはりそういう話をするとですね、非常に意識を持ってくれるっていうところがあります。そういうアンケートもしっかり出てます。ですので、そういう機会をいかにつくれるかということがですね、若者の健康に対する意識づけということには重要になってくるのかなというふうに考えております。

○2番永野慶一郎議員 ただいまの市長からもございましたように、やっぱりそういうふうに話す機会をふやすというのが、一番地道なんですけれども、やっぱりそういった取り組みってすごい大事なことなのかなって私も感じているところでございます。

続いてなんですけれども、それに関連してなんですけど、市民の健康づくりについてっていうことで、市長の施政方針の中でも、市民に伝わる正しい情報を発信し、市民一人一人の健康づくりへの意識向上を図るとありますが、意識向上に向けての具体的取り組みはどのように考えているのかということでお聞きしておきます。

○田中義文健康課長 市民の健康に関する意識の向上に向けた取り組みの一環といたしまして、今定例会に新たな健康づくり事業についての補正予算案を計上いたしました。

健康酒場事業とヨガ体験事業の2つの事業を計画しております。

このうち健康酒場事業については、おいしいお酒を楽しく飲み、健康で幸せな生活を送るために、アルコール摂取の適量を知り、自分の飲酒の状況を振り返る機会にしたいと考えております。

また、アルコールを摂取することで、塩分、脂質の多い食事に偏りやすいので、飲酒時の食事の選び方などについても学んでいただき、生活習慣病予防につながる事業にしたいと考えております。

具体的には市内の各事業所等と連携をして、事業所等で健康管理を担当する方々に30人程度集まっておきまして、適正な飲酒や、健康的な食事の選び方などに関する講話をした後に、適正な飲酒量と食事について実践してもらい、理解を深めていただくという事業でございます。参加者には、そこで学んだことを職場等で広めていただきたいというのが、事業の趣旨でございます。

次に、ヨガ体験事業につきましては、生活習慣病予防には適度な運動が効果的です。健康で生き生きとした生活を送るためには、運動を習慣化することが重要です。自宅でも簡単に取り組める運動としてヨガを体験してもらおうという事業でございます。

ヨガの効果としては、ヨガは有酸素運動であり、体全体のインナーマッスルを鍛えるため、ダイエット効果があるとされています。また、リラクセス効果やストレス解消にも効果があります。

具体的な事業内容としては、朝ヨガ体験として、屋外で朝日を浴びながら、ヨガを体験してもらおうことを考えております。また、夕ヨガ体験として、夕方照明を落とした室内でヨガを体験してもらおうことを考えております。対象者は20人程度を考えております。

健康づくり事業は、健康に関する意識の向上や健康づくりを始めるきっかけづくりと考えております。本市の健康課題を改善するためにも、市のほうでは今後とも新しい健康づくり事業の実施に向けて検討していきたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。

○2番永野慶一郎議員 補正予算のほうにも健康酒場というのがございました。

私も飲酒を好んでするほうでございますのでですね、ぜひ機会があれば、そういった情報も、適量とか、お酒を飲むときのその何ですか、つまみというか、そういった情報を私にもいただければ大変ありがたく思います。

あと、その意識の向上に向けてということなんですけれども、先ほど市長からもございましたように、若い人たちと話す機会をふやす努力を今されているということなんですけれども、そういったのももちろん大事でございますが、私どもが委員会で資料をいただいてその中にあった、私が一番、具体的に、よくわかり、皆さんによく市民の方に伝わる数字じゃないかなと思ったのがですね、健診を受けた人、受診者と未受診者の医療費の差がですね、月平均で2万3,183円あるという具体的なこの数字を私、目にしました。今までそういった差があるっていうのが全くわからなかったものですから、ここが改善されたら、かなり大きく医療費というのも違ってくるんじ

やないかなって思ったんですね。

で、実際、市民の方がこの具体的な数字を知っているかって言ったら、私、何人かに聞くんですけど知らない、どれくらい差があるかわかるって言ったら、わかりませんって、そういう返事なんです。であれば、こういった、具体的な数値をですね、何かお示しして、皆さんに健診を受診しようというような、啓発活動を行ってはどうなのかなって思いますが、課長いかがでしょうか。

**○田中義文健康課長** 議員がおっしゃるように、健診を受けた方と健診を受けなかった方の比較という意味ではですね、以前も脳卒中の死亡率について2.4倍の差があるとか、あと、医療費についても大きな効果額があるということをおよびの公民館講座、成人講座等でもですね、御説明しておりますが、なかなか一般の市民の方々まで浸透しているかという、不十分な面もあるかと思えます。

今回、この先ほど申し上げましたA Iとソーシャルマーケティングを活用した勸奨事業の中でもですね、もう率直にそのようなことを、ある心理特性の方々には、お金ですね、そういう費用対効果、健診を受ける自分のそういう、面倒さに対して、どれだけ効果がありますよというようなこともお示しをして勸奨を行うという内容にもなっておりますので、できる限りそういう情報をですね、市民の方々に伝えていかないと、なかなか行動変容まで至らないというふうに私どもも考えておりますので、今回、このような事業を取り組もうということで考えているところでございます。

**○2番永野慶一郎議員** そういった情報発信なんですけれども、職員の方たちも大変頑張ってPRをされていると思うんですね、例えばポロシャツとかジャンパーをつくってですね、特定健診受診率60%と書いて、そういったポロシャツを着ていたりとか、あと市民運動会でもですね、委員会でも言いましたように、リレーに出てですね、健診率向上ののぼりをもって参加されたりとか、そういったそういう取り組みをされているのはもう感心して見ております。やっぱりそういう積み重ねだと思うんですね、そういうことですね。やっぱり市民の皆様これをわかってもらう、知ってもらうという意味では、そういう地道な努力というか、そういったことでしかないのかなと思うところでございます。

ただ、それも職員の方だけがやるっていうわけじゃなくて、今ですね、こういった問題ももはや行政だけの問題ではないのかなと、私考えております。やはり、市民一人一人がそこを考えてですね、取り組んでいかないと、いつまでたっても受診率も上がらないし、医療費の適正化っていうのもなかなか難しいんじゃないのかなって感じているところでございます。

先ほど、今年度の取り組みを説明してもらったんですけれども、課長から最後に議員の皆様への御理解と御協力をよろしくお願ひしますとございましたけれども、具体的に、私ども議員のほうにもですね、そういったのってぜひお願ひをしていいんじゃないですか、課長、遠慮なく。本当に行政だけでこういったこと全て周知できるかって言ったら、なかなか難しいことだと思うんです。私ども14名の議員もいます。14名ですから、そんな大人数ではございませんけれども、14名が10人の方に伝えると140人ですよ。その方たちがまたほかの人に伝えることによって、どんどん広がっていくわけですね、今、こういった事実がですね。

なので、私どももぜひ協力をしていかないといけない問題であると思ひます。ですので課長、できることがあれば皆さんに呼びかけてください、私どもにも。でないと、こういった問題って改善されていかないと私思ひます。

それとやっぱり一体感を持って取り組まないですね、私どもも、行政任せにして、何でできてないんだって、そういう好き勝手なことを言うつもりもございませんので、みんなでやった結果こうでしたよっていうのが、本来のあるべき姿ではないのかなと私思ひます。

先ほど言った中野市はですね、こういったチラシをですね、先ほど平成24年だったですかね、



スーパーでチラシを配布したって言ったんですけど、こういった紙をですね、買い物かごの底にですね、ラミネートして入れさせてもらったみたいなんです。これがどれだけその皆さんの意識向上につながったかは、わからないとおっしゃってたんですけども、こういった取り組みもですね、買い物かごにあって、何か品物をとるとき、あらって、野菜もとらないといけないのかって、そういった市民の方のですね、ちょっとでも意識が変わるような取り組みにできればいいのかなって思っております。決して、これやってくださいというわけじゃないんですけど、やはりこういうこともやっているんですよね、いろんなそういう積み重ねで、よくなっていくんじゃないかなと、私は思っております。そこはもう課長にお願いをしておきます。遠慮なく、手伝えることがあったら私ども喜んでお手伝いしますので、ぜひ遠慮なくおっしゃってください。お願いいたします。

続きましての質問なんですけれども、健康づくりということで、それに関連しまして、市民が安心して健康づくりができるためのウォーキングコースとか、ランニングコースの草刈り等の整備はどうなっているのかということなんですけれども、本市にランニングコースが花渡川沿いにございますが、草っていうか竹みたいな木がですね、生い茂って、もうランニングコースとは呼ぶにふさわしくないような状態になっていることもございます。

そういった健康づくりをする人の手助けになるためにも、そういったところの環境整備もどうなっているのかなっていうことでお聞きしたいんですけれども、よろしく願いいたします。

**○松崎信二建設課長** 御指摘の中洲川の市民がよく利用する市道につきましては、県が管理する二級河川中洲川沿いの河川管理用道路で、旧農協茶工場跡地近くの宝寿庵橋から上流へ旧Aコープ鹿籠店近くの第二中洲川橋に至る中洲川右岸側と、第二中洲橋から上流へ下園橋に至る中洲川左岸側の区間であり、自転車歩行者専用道路の市道としても供用されている道路であります。

また、御指摘のランニングコースにつきましては、県が管理する二級河川花渡川沿いの河川管理用道路で、市営プール近くの小川橋から上流へ新花渡橋、第二花渡橋を経て山下集落の北側までの花渡川右岸側の区間であり、市道としても供用されている道路であります。

市道とランニングコースの草刈り等の整備につきまして、説明いたします。まず、河川管理者である県が行う河川の法面伐採におきましては、定期的には実施するものではなく、治水上緊急性が高い場合や予算等を総合的に判断して箇所を選定を行い、伐採を実施しております。

なお、県では、みんなの水辺サポート推進事業による地域の自治会等のボランティア活動を推進・支援を行っており、当該ランニングコースの花渡川沿線では、山下公民館が集落周辺、今給黎建設美化同好会が第二花渡橋から有山内科医院付近までの河川法面伐採を、年2回ほど実施しております。

次に、道路管理者である本市が行う、市道路肩から1メートル程度の法面伐採におきましては、例年1回実施している状況であります。今後、道路管理者といたしましては、当該コースの利用者状況や草の繁茂状況を確認しながら、適時伐採を検討したいと思っております。

**○2番永野慶一郎議員** 今、課長の答弁から状況を見て適宜対応をしますということだったんですけども、なかなか県の管理ですので、そういった草払いなんかも大変なのかなと今、感じたんですけども、逆にですね、ランニングコースを変更するとかっていう方法もあるんじゃないかなと思うんですね。逆にもうそういった手入れが大変だったら、そういったところじゃない車の通行量の少ないですね、安心してランニングできるようなところにコースを変更するとかっていう方法もあると思います。

市長もよくランニングとかされていると思うんですけども、そういったのを感じたことはないですか。ランニングコースが今、枕崎市にはたしか1つのコースしかないんですけど、こういったのもまたふやしていこうかなっていうふうな、市長が自分で走って感じるようなことはないでしょうか。

○前田祝成市長 ランニングコースにつきましてはですね、実際今、指定されているランニングコースを私、走ったことがございます。確かに歩道がなかったり、道幅が狭かったりということですね、実際ランニングコースとして本当に活用できるんだろうかというところには、やっぱり私も疑問を持っております。実際、そこを本当にランニングとして走られている方も、あんまり見かけないというのがございます。実際、どこを走っているかといったら、自分で一番安全な道を選んで走られているのが今の現状かなというふうなところがございますので、その実態をよくつかんでですね、一番ベストな場所を提案するといえますか、そういった形で進めざるを得ないのかなというのが今の状況でございます。そこにつきましてはですね、前向きにいろんな意味で検討していきたいと思っております。

○2番永野慶一郎議員 やっぱりあの、実際にそういったランニングをされている方っていうのが一番そういう状況とかよくわかると思うんですね、どういうところが走りやすいとか。

なので、急いで変更してくださいとはなかなか大変でしょうけれども、そういった河川ですので、草が生えたら道路が本当に狭くなっちゃうんですね。もう、草が生えてくるとですね、歩道もないというのも確かでございますし、もうちょっと安全なところでですね、可能であれば変更も検討していただきたいと要望しておきます。

続いての質問なんですけれども、高齢者の方たちが、グラウンドゴルフやゲートボールに行きたいけれども、和式トイレのために、行くのをちゅうちょしているというお話も聞きますが、今後、整備の予定はないのかお聞かせください。

○松崎信二建設課長 議員がお尋ねの公園は、台場公園であると捉えてお答えします。

都市公園の老朽化したトイレを平成27年度から補助事業を活用し、バリアフリー化に取り組んでおりますが、国体関連施設の整備等もあり、また、補助金配分や事業採択の条件等も年々厳しくなっており、計画どおりに進んでいない状況にあります。

現在、本市のトイレ整備を計画している公園につきましては、台場公園を含めて7公園ありますが、平成27年度に塩浜公園、平成28年度には水尻公園の洋式トイレの整備を行っております。御指摘の台場公園の状況につきましては、平成26年度に、きばらん海の花火を見に行きたいという方が、洋式トイレがないため見に行けないという声がありましたので、平成27年度に改修しました塩浜公園のトイレの洋式便器を再利用して、平成28年度に女子トイレの一基を洋式便器に交換しておりますので、これから台場公園のトイレで不便を感じている高齢者の方を見かけられた際には、西側の駐車場側のトイレに1カ所、洋式トイレがあることをお伝え願えればと思います。

また、台場公園のトイレ整備につきましては、長期計画には盛り込んでおりますが、実施時期につきましては未定となっておりますので、それまでは西側のトイレを御利用いただければと思っております。

なお、市民の皆さんが利用しやすいように、洋式トイレありの案内表示板設置を検討したいと思っております。

○2番永野慶一郎議員 そのトイレが和式のために、ちょっと、もうゲートボールとかグラウンドゴルフに行けないという方たちのお話を聞いたんですけど、以前は10名くらいのグループ、仲間ゲートボールをしておったみたいなんですけれども、今皆さん、トイレが大変だということで行かなくなったという話をお聞きして、きょう、質問しているんですけども、駐車場の東側ですね、プールのところに洋式のトイレがあるのはわかっているんですけども、どっちかといえば東側のほうで、グラウンドゴルフとか、ゲートボールを芝生の所でされているんですけども、わかっているんですけども、なかなかそこまでですね、行くのも大変だと、歩いていくのがですね、なかなか思うようにいかないということで、そういったお声をお聞きしているところでございます。

先ほど課長からもございましたように、計画に入っているけれども、いつになるかわかりませんということなんですけれども、なかなかそこはですね、予算の関係等あると思いますけれども、そういった高齢者の声があるというのだけは、私、お伝えをしておきたいと思います。

実際、私が今、この足をですね、けがをしまして確かに和式にはもうかがめないです。もう本当にですね、本当にこうなってみて初めてというか、改めてわかることなんですけれども、このお年寄りの気持ちになったら確かにそうだよなって、私、きょうですね、そう強く思ったところでございますので、できるだけ、そういった移設もされたということなので、そういったのも可能であればですね、どっからかできるようであれば、そういったのも考えて対応をしていただきたいと思います。課長どうでしょうか。

○松崎信二建設課長 わかりました。

できればですね、議員のほうから聞いて、ほかのところというのはないんですけれども、台場公園のグラウンドのほうのトイレを、また1カ所洋式便器をとったりもしたんですけど、とりあえずですね、計画で、グラウンドのほうにあるトイレを全部改築して、男子、女子、多目的の計画なんです。そうした場合に、多分、20万——便器までしてですので二、三十万かかるんですかね、1カ所する場合に。そうした場合に、無駄になるのではないかなというものもあるもんですから、先ほど言いました塩浜、そして水尻、そして次が老朽化がひどい片平山の遊具が、結構年式が古くて昔の空洞ブロックで暗い感じ、そして港町の久保公園、そして瀬戸公園のほうはですね、利用者が非常に多くて、一般のグラウンドゴルフをする方もなんですけれども、高齢者施設のいろんな方の利用があって、あそこのほうを3番目と思っているんですよ。

そして瀬戸に関しては、そういう施設の方なんか、どうしても高齢であるとか、ちょっと不便であるから洋式便器をとということで、瀬戸に関しては男、女1個ずつは変えております。

一番最後が台場公園になっております。台場公園のほうがですね、それと比べた場合にどちらかという新しいものですから、そこら辺を総合的に考えてですね、検討をして、言い忘れましたけど、今年度は松之尾公園のトイレを男子、女子、そして多目的を整備しようと思っています。

そして、市外からのですね、小学生とか、遠足に来て利用も多いということで、そして、あそこの松之尾公園のほうも昔の空洞ブロックでつくってございまして、ちょっと老朽化が激しいということで3カ所目は松之尾のほうにしております。

できるだけ市民のほうの、いろんな要望があったらこたえたいと思うんですけれども、予算とかいろいろ総合的に判断し、無駄にならないようにとは思って、これからいろんな整備を進めていきたいと思っています。

○2番永野慶一郎議員 ありがとうございます。

高齢者の方たちもですね、やっぱり自分の健康づくりっていう思いでですね、そういったグラウンドゴルフとか行きたいという思いがあるみたいですので、可能であれば、そういった要望にお答えできるように何か方法がないのか、ちょっと考えていただきたいなと思います。よろしくお願いたします。

続いての質問なんですけど、空き家・空き店舗の活用についてということなんですけれども、今、本市でも、空き店舗を利用して新規オープンするお店がふえ、にわかには活気が出てきている感じがございますが、今後さらにそういったお店がふえていくために、どのような取り組みをしているのかお聞かせください。

○下山忠志水産商工課長 本市の空き店舗対策といたしましては、商店街の活性化を図るため、枕崎市通り会連合会に加入する通り会の主要道路に面する空き地及び空き店舗において、新たな店舗の出店等に要する経費に対する補助制度として、枕崎市商店街空き地空き店舗対策事業補助制度を平成24年度から実施し、5つの通りに6店舗が出店しております。

また、平成28年度からは、対象地域を枕崎都市計画区域用途地域の商業地域と近隣商業地域

まで拡大し、枕崎市商店等新規出店支援補助制度として、平成31年度新規出店までを補助対象としております。

この制度では、これまで6通りと1商業地域に合計12店舗が出店し、旧制度と合わせて18店舗の出店があったところです。商店街において商店等がふえていくためには、出店地域においてにぎわいが創出され、消費購買者が確保されることが必要であると考えております。

少子化や車社会となっている今日、購買客にとっては一つの施設で必要な商品等の多くを購入できることが、近年のニーズとなり、大型店での購買が見られるところではありますが、本市の商店街では、通り会が組織され、その連合組織となる枕崎市通り会連合会では、商店街における交流人口増加を目的とした事業が毎年展開されております。

こうしたことから、枕崎市商店等新規出店支援補助金交付要綱には明記しておりませんが、新規出店に当たっては、通り会への加入や商工会議所会員への加入をお願いしているところであります。この補助制度は、平成32年3月31日までの出店分を対象としておりますが、今後、事業の検証及び拡充、そして期間延伸などについて検討していかねばならないというふうな形で考えております。

また、現在も継続して実施している「枕崎駅」から始まる街づくり事業や、商店街活性化を目的としたがんばる商店街支援事業について、若者団体を初めとした市民団体に積極的な活用を促すことに加え、本市の観光資源を活用した周遊観光及び体験型観光の磨き上げと受け皿の拡充、そして近隣市町との連携による広域観光の事業展開を行っていくことで、交流人口が増加され、新たな店舗の出店につながるのではないかとこのように考えております。

**○2番永野慶一郎議員** 大分若い方たちが商売するのに活用されていて、お店も若い経営者の方が多いのかなと感じて、その起業——起こす業ですね、物すごく手助けになっているんじゃないかなって感じるところでございます。

ごめんなさい、時間がないので最後にちょっとお聞きしたいんですけども、やっぱり若い人たちがそういったのを利用して起業する、お店を開くっていうことは、町にとってもすごく明るい材料だと思うんですね、若い人たちが頑張ってやっていくというのはですね。

今後もそういったのを先を見越してですね、ほかの自治体で結構民間の人たちが頑張ってますね、いろんな空きビルとか、そういった空き店舗を活用して、いろんな取り組みをしていっちゃると、ほかのところは結構進んでいるのかなって思うようなところもあるんですね。

昨年、1年まだたたないですけども、阿久根市のほうでイワシビルっていうのが新聞、テレビでよくオープン時に出ていたんですけども、そういった頑張っている団体もあるなと思っていたんですけども、どういった成り行きで、どのような活用の仕方をされたのか、副市長が阿久根市役所にいらっしゃったということで、最後に簡単にですね、どういった人たちがそれを利用してやっているのか、どういう思いでやっていたのかっていうのが可能であれば、わかる範囲で結構ですので、教えていただけないでしょうか。

**○小泉智資副市長** 阿久根市におけるイワシビルの取り組みについての御質問ということでお話しします。

イワシビル自体は、もともと阿久根市にありました生保の3階建ての建物、これがずっと空きビルになっていた場所です。それに対しまして、阿久根市に本社があります下園薩男商店の二代目ですね、常務のほうが中心になってリノベーションを考えられました。そのリノベに至った経緯というのは、阿久根市の地域おこし協力隊で2016年から地域おこし協力隊に2人来ていまして、その2人自体が京都のほうで実際にリノベーションの会社を運営していたということもありまして、阿久根におけるリノベーション、あるいはそういう店舗の設計みたいなことに関しまして、若い世代の人を含めていろんな方々から相談を受けていました。

阿久根では、まず「HARVEST（ハーベスト）」という、三九というお肉の卸しをやって

いる会社の工場敷地内にある倉庫を改修して、港の直売所というのができました。これが第1号のリノベ事例になります。その後、阿久根市南のほうの大川っていう地域の、これもいわゆる廃棄された倉庫ですね、使っていなかった倉庫を改修して、地域住民の方々が集える場所ということで、「きてん」という場所を、これもリノベーションの設計段階から全部入って計画をしていました。

第3号の事案というのがそのイワシビルになります。イワシビル自体は、1階がショップとカフェ、2階が下園薩男商店のイワシの加工品、旅する丸干しとかいろいろつくっていらっしやいますけど、見学工場及び商品開発の拠点ということで2階を整備して、3階にですね、阿久根で一番困っていた宿泊施設、3階を宿泊施設として開業すると、3階はあくまでもホテルという形ですので簡易的な宿泊にはなるんですが、実感としましては、阿久根の中に人の流れができたというのは実感しております。

そのイワシビルを使って、いろんなセミナーであるとかっていうことでも活用されていますし、若い人たちを含めて、もっとこうしたあいている建物を活用していければ、もっとおもしろいことができるんじゃないかという機運が高まっているというところでもあります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時43分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○13番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

6月の月を水のない水無月といいます。これは広辞苑によると、水のない月ではなく、水の月で、水を田んぼに注ぎ入れる月の意味であると書かれております。

鹿児島県の米どころ、北薩地方の伊佐、湧水地区において、本年は250年ぶりに田植えができなくなりました。硫黄山噴火による火山活動の影響で河川水が汚染されているためであります。

瑞穂の国日本は、災害列島日本でもあることを、また思い知らされたのであります。

そこで、豪雨や台風の時期を控えていることもあり、私は、まず、災害対策について一般質問をいたします。

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本・大分地震を経て、本市の地域防災計画もいろいろと見直しがなされているようですが、平成29年度の防災会議で修正をされた、住民主体による避難所運営や、従前から指摘されております市役所中枢機能業務の災害時機能継続のあり方について修正がなされております。この点について、具体的、計画策定はどのようになっているのか、最初にお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 地域防災計画につきましては、災害対策に関し、県や市町村及び防災関係機関が対応すべき事務または業務について総合的な指針を定めたもので、本市におきましても、枕崎市地域防災計画を作成し、この計画をもとに、災害に強いまちづくりを推進し、市民の生命、身体及び財産の保護に努めております。

枕崎市地域防災計画の修正につきましては、毎年検討を加えまして、必要に応じた修正を行っているところですが、平成29年度におきましても、平成29年10月に開催いたしました枕崎市防災会議において、国の防災基本計画、そして鹿児島県地域防災計画との整合性や市の実状等を勘案しまして、災害予防に関する修正、災害応急対策に関する修正などを行っております。

お尋ねの住民主体の避難所運営及び市役所中枢、公的機関の業務継続計画に係る修正につきましては、それぞれ担当参事、担当課長が答弁いたします。

○田中幸喜総務課参事 住民主体の避難所運営についてお答えいたします。

平成29年度の枕崎市地域防災計画の修正において、指定避難所の記載箇所、避難所管理運営マニュアルに基づいた訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるとの記載を加えました。

東日本大震災では、多数の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされるとともに、特に高齢者、幼児、障害者等の弱者や女性などに対する配慮など、良好な避難所生活を確保する上で、多くの問題点や課題が浮き彫りとなりました。

また、大規模災害が発生した場合には、地方公共団体の職員や消防隊員などは救命救急活動に注力せざるを得ないことが予想されるため、できる限り公助に依存せず、自助、共助の精神に基づき、地域コミュニティが避難所の開設・運営などをみずから行える体制を構築することが課題となっております。

こうした東日本大震災における課題や平成25年の災害対策基本法の改正等を踏まえ、国の防災基本計画や鹿児島県地域防災計画において、指定避難所の修正がなされましたが、本市におきましても、平成29年度の枕崎市地域防災計画の修正において、新たに住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める旨の記載等を加え、これらの計画との整合性を図ったところであります。

避難所運営につきましては、台風や大雨などによる比較的規模の小さな災害であって、避難者が少数の場合には、避難所に配置された市の職員を中心とする運営が効率的な運営方法となります。しかしながら、東日本大震災や熊本地震などの教訓から、地震により大規模な災害が発生した場合には、市の職員や施設の管理者の対応だけでは限界があり、地域の自主防災組織などを中心とした地域住民が主体となった避難所運営の体制を確立しておくことが重要であることを学んだところでございます。

このようなことから、昨年度は、立神地区の住民を対象として、地域住民が主体となった避難所運営に特化した図上訓練を避難所管理運営マニュアルに基づいて実施し、参加した住民の方々に避難所の運営管理のために必要な知識等の習得に努めていただいたところです。

今後とも、大規模災害の発生に備え、日ごろから各公民館や自主防災組織等との協力関係を構築し、避難所の運営については、住民が主体的に行うことが現実的であるということや、混乱が生じないことなどを周知するとともに、市の総合防災訓練においても、地域住民が主体となった避難所運営の訓練を実施するなど、災害時において地域住民と行政機関が一体となって円滑な避難所運営ができるよう努めてまいりたいと思います。

○13番立石幸徳議員 避難所運営の件と公的機関の業務継続、一応分けてですね、もう少し掘り下げてお尋ねをさせていただきます。

今、総務課参事のほうからいろいろ説明があった件、考え方としてはおっしゃるとおりだとよく理解できるんですが、じゃあ実際問題、住民主体でどこまで本当に避難、そして避難所運営というものをですね、しっかりやれるかということでは、なかなか住民には不慣れな面もあるし、果たしてどうかという疑念もどこかにありますのでね、この面は、相当いろんな面でしっかりとしなければならないという気持ちからお尋ねいたします。

早速、一番新しい本市の広報紙、広報まくらざき6月号にもですね、この災害の件を取り上げて、そこに写真入りで平成29年度の避難所運営訓練の様子と、まさしく避難所運営の訓練の様子の写真も出ているんです。

防災計画の中でもこの避難所運営のマニュアル、最初に、避難所になる施設の開錠、鍵をあげるということですね、開門、そして避難所の開設準備、避難者の受け入れ、それから住民への避難所開設の広報という、こういったマニュアルになっております。それぞれチェックをするよう

なチェックリストまできちっと示されているんですね。

そして、この防災計画の中では、避難所運営計画、運営委員会をつくるということで、この規約も定めてございます。その規約第4条の運営活動においてですね、運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営と平常時における地域住民への啓発を図るという、そういったことですので、まず確認いたしますが、この点からいきますと、この避難所運営委員会なるものは、災害時ではなくもう既に日常的に設置をされていると、こういうふうな確認でよろしいんですかね。

**○本田親行総務課長** 避難所運営委員会の規約の第1条に地震等の大規模な災害により甚大な被害が発生したとき、運営委員会を設置すると規定してございますので、実際そういう大災害が発生したときに設置するものでございます。

**○13番立石幸徳議員** そうしますと、この平常時における地域住民への啓発を図るというのは、どういうふうな対応になりますか。今、総務課長が言われたのは、災害が起きたときに運営委員会ができるという説明ですよね。そしたら、平常時における地域住民への啓発、これはどういう形でやっていくことになるんですかね。

**○本田親行総務課長** 市の総合防災訓練等において、地域住民が主体となった避難所運営の訓練等を実施するなど、災害時において、地域住民と行政が一体となって円滑な避難所運営を行っていくことが重要なことを啓発していくこととしております。

**○13番立石幸徳議員** 文言を捉えてここであら探しをしていることじゃないんですけど、もうちょっとその辺がですね、すっきりと受け入れにくい面があるので、この点はまたいずれの時期にか整理をしていただきたいと思います。時間の関係もありますのでね。

その次に、公的機関のこの業務継続体制、これは特に2年前の熊本地震の際にですね、例えば宇土市役所、こういった市役所自体が地震の被害に遭いまして、行政の中核機能が被災を受けて、災害対策というのも非常に大変になったと、これは東日本震災でもあったことなんですけど、特に熊本地震後、中核機能がやられた場合にどうするんだということで、私も本市議会でも何回かこの点に触れて委員会等でもお尋ねしたんですが、ようやく平成29年度のこの地域防災計画の見直しでですね、若干書かれてきているんですが、その書かれてきているものを見るとですね、何か、何をどうするんだというのがさっぱりわからんのですよね。

この修正部分では、実効性ある業務継続体制を確保するために、業務継続計画の策定等や計画の評価・検証等を踏まえた改訂等に努めることを追加した。それからその下のところには、首長不在時の明確な代行順位や職員の参集体制、それから代替庁舎の特定について定めるよう努めることを追加したとなるんですけど、実際、例えば首長不在時の明確な代行順位、あるいはこの代替庁舎というものについては、全然、まだどこにも記載がないんですよ。これは、今後その辺はきちっと詰めて、策定計画という形で仕上げていくとそういうことになるんですかね。

**○本田親行総務課長** 業務継続計画につきましては、地域防災計画等の防災対策を定めた計画を補完し、または相まって地震等による大規模災害発生時において適切な業務を行うことを目的とした計画でございます。

つきましては、新たに地域防災計画を補完する計画として、今後策定する計画でございます。

**○13番立石幸徳議員** それは追加すると言ってもその計画自体はまだできていない。いつできるのかですね。

それから地域防災計画の中では、この面について、3-1-2のところですね、「対策本部は、原則として枕崎市役所本庁舎に設置するが、本庁舎が被災を受け使用不可能となった場合は、災害の発生状況に応じて適宜判断し、他の施設に本部を設置する。」、これだけで終わってるんですよ。

今、総務課長から出された具体的な内容を網羅した業務継続計画というのは、いつできてどう

いう形で公表といいたまいますか、示されてくるんですかね。

**○本田親行総務課長** 平成28年2月の防災基本計画の修正によりまして、地方公共団体が業務継続計画を策定するに当たって、定めるべき特に重要な要素が具体的に示されました。こういうことから、本市におきましても、平成29年度の地域防災計画の修正におきまして、先ほど申しましたけれども、地域防災計画等を補完する計画として、新たに業務継続性の確保についての記載を加えました。

業務継続計画の策定により、大規模な地震災害等が発生した際においても、業務の継続性が確保できるように努めることといたしております。

なお、防災基本計画の修正により示された、地方公共団体が業務継続計画を策定するに当たって定めるべき特に重要な要素といたしましては、ただいま議員からもございましたけれども、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、それから本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水、食糧等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理の6つでございます。

業務継続計画策定に向けた今後の取り組みといたしましては、災害等により本庁舎が使用できなくなった場合について想定される災害の特性を踏まえつつ、施設の標高でありますとか、耐震状況でございますとか、非常用発電機の整備状況などを考慮しながら、代替施設を特定するなどして、業務継続計画の策定に当たって定めるべき、特に重要な6つの要素をしっかりと体系づけて、本年度中に業務継続計画を策定したいと考えているところでございます。

**○13番立石幸徳議員** 本年度中ということですので、また計画ができたときにいろいろ教えていただきたいと思うんですけれども、ただ、非常に行政の対応というのがこんなにも遅いのかなという感覚が、率直にいたします。

あれだけ、熊本地震でですね、市役所が、いろんなところがやられて、なおかつ耐震工事もしているんですけれども、業務継続計画がまだきちっとしたものができてこない。こういうことは別に焦ることではないんですが、そんなのんびんだらりとしたことでいいのかなと言わざるを得ないと思うんですね。

というのが、こういった面では、民間企業というのはですね、もう即、1カ月以内に対応しているんじゃないかと思えますよ。例えば、今、日本中の災害で、一番恐怖といいたまいますか、脅威と言われている南海トラフ地震、こういうときに、中部地方の本市と同様の水産加工業をやっている静岡地区、そういうところは、万が一、本社機能がそういった大きな地震でやられたときにどうするかということ踏まえて、じゃあ南の枕崎のほうに、即座に本社機能が移転できるようなという考えもあってですね、枕崎にもいろんな静岡の企業が進出されていると、こういうふうに私は理解しています。

もうちょっと、こういう災害時の対応ということですので、迅速に取り組んでいただきたいということは、意見として申し上げておきたいと思えます。

もう1点、災害の関係でですね、3年ぐらい前になるんですが、平成27年の台風15号、この台風によりまして、ルース台風並みという表現もあったんですが、本市の旭町、あるいは新町地区等を中心にした、防波堤を越波して高潮被害が発生したんですね。

で、この点については、市としては県のほうにも要望、陳情書も出されて、県の南薩振興局による1回目の地元説明はもう既にごございました。第1案から第5案までの5つの対応策といいたまいますか、これが地元の地域住民代表、あるいは近くにある企業にも説明会に集まっていたいで、1案から5案まで説明があったところであります。

で、本年2月26日に第2回目の説明会が振興局のほうからなされまして、この2回目の説明会では、事業費7億円ほどの対策と、離岸式といいたまいますか、ちょっと沖合のほうに防波堤をつくるという事業費10億円ほどの2つの案が県のほうから説明されたと承っております。



そして、当初の予定ではですね、私も振興局のほうからも何回か教えていただいたんですけども、本年度には工事着工予定というのが当初の説明だったかと思うんですね。しかしながら、まだ30年度、進んで、予算も見えない。で、周辺住民の方々も、どうなっているんだと、住民代表を集めて説明会がありますけれども、対応は、対策はどこにいつているんだっていうのを、私も周辺に住んでいる関係もあっているいろいろ聞きますが、この防災対策、現在どうなっているんでしょうか、お尋ねいたします。

**○下山忠志水産商工課長** お尋ねの旭町・新町地区の防災対策でございますけれども、経過についてまず説明させていただきます。

平成27年の台風第15号で高潮被害を受けた旭町・新町地区の枕崎漁港海岸の防災対策につきましては、平成27年9月に南薩地域振興局に対し要望を、12月には鹿児島県に対して陳情を行いました。

その後、南薩地域振興局では、平成27年度に枕崎漁港海岸県単漁港整備設計委託として、台風第15号で発生した波を計算で再現し、どのような波が護岸に対して影響したのかを推算する調査が行われまして、平成29年2月に第1回住民説明会が実施されました。

説明会では、防災対策工法について、護岸の直接かさ上げ工法、遊水部付護岸かさ上げ工法、新設護岸前出し工法、上部フレア護岸工法、離岸堤新設工法の5つの工法が説明され、住民からは景観も考慮していただきたいなどの意見が出されております。

平成29年度には第1回住民説明会を踏まえ、工法選定等のための基本的な測量と海岸の断面検討などの調査が行われております。

これらの調査結果をもとに、平成30年2月に第2回住民説明会が行われ、基本的な測量の結果、沖の海底の状況が比較的浅かったことから、第1回住民説明会において説明のあった5つの工法の寸法変更と景観に配慮した2つの工法について説明がありました。住民からは景観を考慮した2つの工法について理解が示され、事業化を検討していくことで了解していただきました。

鹿児島県においては、現在この2回の住民説明会を踏まえ、事業メニュー等を含め事業認定に向けた作業を進めており、平成31年度事業採択を目標に2つの工法における事業メニュー選定などを水産庁と協議する計画であると聞いております。

**○13番立石幸徳議員** 経過については、ある程度私自身も担当のところに足を運んでいるつもりですので、今、課長が言われたような感じになるんですけども、要は、今後どういう形で、それこそ速やかにですね、もう、ことしの台風時期も、先般も台風6号ですか、幸い直撃がなかったですけども、もう、日本列島の近くまで来ているわけですね。もう当然、ことしの台風には間に合わない。そういう中で、迅速な対応というのがどうしても望まれる。

で、何が今ネックといいましょうか、事業採択に当たってですね、慎重を要するというか、ある意味で滞っているのか。事業費の面を聞いておりますけれど、そういった面も含めてですね、ちょっと簡潔に課長のほうから、今何が課題になっていて、そういうものをどういう形でクリアしていくつもりなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

**○下山忠志水産商工課長** 鹿児島県といたしましては、先ほど申しましたように、平成31年度新規採択を目標として、今、国のほうと協議を進める手続を行っているというふうに聞いております。

ですので、メニューのことでありますとか、工法、そういったことを今後、県と国、そして水産庁、最終的には財務省の決定を受けて採択になるかと思っておりますので、そういうところを、今作業を進めているというふうに聞いております。

私どもといたしましても、そういった情報を逐次収集して、対応していきたいというふうな形で考えています。

**○13番立石幸徳議員** そこでもう1点、事業費の関係で、地元負担金を県としてはできるだけ少なく、これ当然のことですけどもね、この地元負担金において、本市の持ち出しというのが

発生するのか。大体どれぐらいの、先ほど言ったように7億円、10億円といったような2案が提議されているんですけどね、地元負担金としてはどの程度を予想といいたいでしょうか、考えていけばいいのか、この辺については、担当課としては、調査といいたいでしょうか、そういうことはなされているんですかね。

**○下山忠志水産商工課長** 正確に基本測量、基本設計、実施設計等が行われておりませんので、事業費が幾らになるというのは、まだここでもちょっと私のほうが述べることはできないところでございます。

ただ、説明会の中では、こういった工法では、大体10億円、そして、この工法では大体7億円というふうなところの説明があったところでございますので、実際に、果たして幾らかかるのかというのはまだ何とも言えないところでございまして、事業の面につきましては、さまざまあるようでございますので、国が3分の2見たり、2分の1見たりというところがございます。

その中では、県の負担、市の負担というふうなものもございまして、今後、そういった事業費等として工法がどういったものになるのかというのを見据えた上で、把握して、また皆さんに住民説明会なりなされるといふような形で考えております。

**○13番立石幸徳議員** 災害の関係でですね、これはもう従前も質問をしましたがけれども、その後の進捗がなかなか伝わってこないものですから、こうして一般質問でお尋ねするんですけども、これも熊本地震で大きな問題になりました災害ごみの仮置き場ですね。

これ先月の5月16日でしたか、いわゆる新広域ごみの基本構想の全員協議会における説明のときにもお尋ねしたんですけども、まだその時点でもはっきりとしたといいたいでしょうか、きちっとした対応はなされていない。先月末は市の公民館の毎年1回の市公連の総会、あるいは理事会等もあったと思いますので、もう一度お尋ねします。というのが、本市住民にいろいろな声がある中でですね、新広域ごみの処理施設が、今までの火之神から市外へ移るといふ中で、住民はいろいろなごみを予定されている金峰地区まで持っていくかといけないのかという声が、非常に多かったんですね。

で、そういうことは、今では大体、住民の意識としてきちっと整理できていると思っているんですけども、ただ、金峰のほうに広域処理の新施設ができるにしても、じゃあ枕崎市の中間的な取り扱いはどうするのかっていうのも、これも全然、白紙になっております。

そういう中で、災害ごみがどういう形で、よもや金峰まで持っていくのかとかですね、いろんなことを住民で模索といいたいでしょうか、混迷していることが私は予想できるんですよ。

それで、お尋ねをしているんですけど、今、災害ごみの仮置き場を各校区ごとにつくるということで、担当のほうからは議会に説明があったんですけども、現時点でどういう形で仮置き場の場所が決定をされているんでしょうか、お尋ねいたします。

**○加藤省三市民生活課参事** 本市における災害ごみの仮置き場につきましては、枕崎市衛生自治団体連合会の理事会や総会におきまして、校区ごとに候補地の選定をお願いしてきたところでございます。

現在の状況は、1校区において候補地選定の報告があり、2校区については市有地や民有地が候補地として報告があったところでございますが、まだ具体的に所有者及び関係団体との協議が整っていないところでございます。

また、残りの2校区については広い敷地がないなど、公有地しか適地がないとの報告があったところでございます。このため、避難場所との兼ね合いを検討しながら、公有地等を候補地として関係課と協議をしているところでございます。今後、仮置き場への災害ごみ搬入の動線や、災害ごみの内容、搬入期間、作業に係る人員等も含めて、庁内や関係機関と協議をしながら候補地を選定していきます。以上です。

**○13番立石幸徳議員** この件も、別に急がせることじゃないですけども、しっかりとした、

やっぱり、そういう仮置き場の場所を住民にわかっていただくということは、私は、ある意味で、災害対策にも、心理的にも大きくつながると思いますんでね、しっかりとした場所決定をお願いしておきます。

次に、時間の関係もございますので、水産の関係で、本市の地域資源の最たるものであるカツオに関係しますカツオ漁場確保対策、この件です、質問をさせていただきます。

で、先月といってもそう遠くないんですけれども、5月18日、19日に福島県いわき市で3年に1回、これは日本で開催されますが、太平洋・島サミットという会議がございました。

この会議の中身は、南太平洋のミクロネシア、あるいは北太平洋と言ってもいいですが、ポリネシアとかメラネシアとかいうような太平洋の島々の方々と日本と、いろいろ、サミットという形で協議をする会議になっているようでありませう。

そこで、そのカツオの好漁場でありますミクロネシア海域にございます一つの国、パラオという国がございませうが、このパラオ国において、2015年10月ですので2年半ぐらい前、パラオ国家海洋保護区設置法という法律が成立しているんですね。これは、パラオ共和国排他的経済水域、いわゆるイニシャルで言うとEEZというんですが、この約80%を完全な漁業禁止区域として、残り20%についてはそのパラオの国内漁業のみを可能にするという、そういった法律になっているようです。

で、段階的に2019年12月まで、来年の年末までは段階的にいろいろと漁業禁止を進めていくけれども、2020年1月1日、あと1年半ぐらいですかね、いたしますと、外国船はもう完全に漁業禁止をするという法律なんですね。

こういう状況の中で、日本の水産業界から、割と早い段階からですね、パラオ漁場での継続的な入漁ができるようにという要望、動きが起きております。これは割とその中央レベル、政府レベルとかでは割といろいろ騒動といいますか動いているみたいなんですけど、どうも関係の、特に我が市とか鹿児島県あたりではこの件の対応が聞こえてこないの、今回質問に上げておられますが、近海のカツオ業界からもですね、パラオの漁場から外国漁船が締め出されることになると、ここは日本も沖縄県を中心にですね、約35隻のカツオ漁船が出漁している、現在ですね。この漁場がなくなると大変なことになると。日本周辺漁場の奪い合い、その漁場から締め出された方が別な日本周辺漁場に入り込んでくる、そして地域経済に多大な影響を与える。こういったことから、何とか政府、議員外交の力で日本が引き続きパラオの水域で操業できるようにという要望が、今いろいろな形で上がってきているんです。

そういうことですので、本市もカツオの町としてですね、何らかの対応をすべきじゃないのかと思うんですが、この点についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

**○下山忠志水産商工課長** 本市において取り扱われる冷凍カツオ・マグロは、海外まき網漁業、遠洋カツオ一本釣漁業、輸入によるもので賄われております。

海外まき網漁業は、中西部太平洋のミクロネシア連邦・パラオ共和国・マーシャル諸島・ナウル・キリバス・ソロモン諸島・パプアニューギニア・ツバル、このPNA8カ国（ナウル協定締結国）でございませうけれども、この排他的経済水域とインド洋を漁場としております。

遠洋カツオ一本釣漁業につきましては、北緯25度以北で東経155度以西の近海漁場、東経155度以東の東沖漁場、北緯25度以南の公海となる中南漁場、そしてマーシャル諸島・ミクロネシア・ソロモン諸島・ツバル・キリバスの南洋諸国のEEZを漁場としております。

輸入の多くは、インドネシア海域で外国船が漁獲したものなどをコンテナによる調達というふうにしております。

こうした中、パラオ国家海洋保護区設置法案につきましては、先ほど質問者から御説明もありましたとおり、2015年10月22日の議会において法案が採択されまして、同月28日にはレメンゲサウ大統領が署名をして成立して、2020年から完全実施されるというふうなことになっており

ます。

このEEZの80%につきましては商業漁業の完全なる廃止と、あと20%については一定の例外を除き国内市場向け漁業以外の操業を禁止するというふうなことでございまして、この中で、先ほども申し上げられましたように、このEEZについては、主に沖縄県所属のはえ縄漁船、そして世界のまき網漁船が操業している海域であります。

まき網漁業におけるPNA8カ国の操業可能日数（VD）であります。この現状は、年変動はあるものの約4万5,000日程度となっております。そのうち約2%の約700日程度がパラオでの操業可能日数となっております。

しかしながら、このカツオ・マグロが回遊魚であること、海外まき網船がパラオ共和国のEEZで操業できなくなること、これまでパラオのEEZで操業する国内船及び外国船が、他のPNA8カ国のEEZに入漁して競合が予測されること、そしてパラオ以外の国、特に国家予算に対して入漁料収入の割合が比較的少ない国、こういった国がパラオに追随する恐れがあることも否めないことから、本市のカツオ漁業に対する影響はあるものというふうな形で考えております。

こうした中、海外まき網漁業協会や全国近海かつお・まぐろ漁業協会においては、パラオ共和国との二国間協議などにおいて、日本漁船の操業継続について一定の例外として認めていただけるよう要望しているとのこととあります。

また、鹿児島県商工労働水産部長が会長を務め、枕崎市、いちき串木野市、指宿市、そしてその3市漁協、船主組合、金融機関等で構成する鹿児島県かつお・まぐろ漁業対策協議会では、昨年11月に鹿児島県知事が会長を務め、全国11道県で構成するかつお・まぐろ漁業対策推進道県協議会を通じ、第8回太平洋・島サミット（PALM8）で、我が国のカツオ・マグロ漁船の安定的な入漁の確保に向けた成果が目に見える形で得られるよう、島嶼国の首脳への働きかけについて要望しております。

また、今後、カツオ漁業をともにする焼津市とも協力しながら、全国13市で構成する特三漁港市長協議会等を通じて、パラオ共和国との二国間協議において本市漁船の一定の例外入漁とPNA8カ国のEEZにおけるカツオ・マグロ漁船の安定的な漁場確保の要望を国に対して行っていきたいというふうに考えております。

**○13番立石幸徳議員** 今、課長のほうから鹿児島県の知事が会長をしているかつお・まぐろ漁業対策推進道県協議会ですね、これ全国の11の都道府県といましょか道県、北海道が入っていますので、鹿児島県知事が会長なんですよ。

私も県庁のほうから昨年の、課長から言われました11月の要望事項の一つに、漁場確保対策の推進ということで、去年の11月の段階で、本年5月に福島県いわき市で開催する第8回の島サミットにおいて、カツオ・マグロ漁船の安定的な入漁の確保に向けた成果が目に見える形で得られるよう、島嶼国の首脳に働きかけをお願いするというので、もう半年以上前に要望しているわけですね。

ただ、その要望した結果がどうなるかっていうのは、なかなか伝わってこない。ただ業界誌あたりでは、日本の安倍総理自身が、先ほど言ったパラオの大統領に直接、日本が操業できるようにということをお願いしたんだということ、今の長谷水産庁長官ですか、がある会議でそのことを披瀝したという記事は出されておりますね。で、私、やっぱり、漁場がなくなるっていうのはですね、直接その関係ある云々に限らず非常に大問題だと思うんです。

それこそ、私たちのふるさとの、かつての明治時代の原耕さんがですね、南洋漁場を、カツオ漁場を開拓した。生命をかけて開拓した漁場が、こういう形でどんどん閉鎖されて、カツオ操業ができなくなっていると。こういうときにはいち早く、やっぱり我が市もいろんな形で声を上げるべきだと思うんですよ。

で、単に道県協議会でやっています云々と言って、その回答がなかなか返ってこないんですけ

れども、その点については、もう少し担当課としても念入りにあの件はどうなったのかということあたりをですね、県のほうにでも問い合わせるなり、あるいは市自身がこの協議会に何らかの形で参加して、要望、陳情をすると、その辺については、今後の対策としてはどういうふうな考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○下山忠志水産商工課長** もともとこの南洋諸国につきましては、二国間協議において漁業協定を結んで操業をしているところでございますけれども、日本の漁船につきましては、その協定に基づいて操業しておるわけですが、なかなかこの海域ではIUU漁業、違法、無報告というふうな外国船の操業が相次いでいるということで、こういったことが背景に、そのパラオ共和国は人口が少ない国ながら、こういった保護法をつくらざるを得なかったというふうなところで聞いているところであります。

そうした中、参議院のODAの派遣団というのが、平成27年12月13日から21日までパラオとミクロネシアにこの参議院の4名の議員の方とそれから事務局が行かれております。

こうしたときに、向こうのレメンゲサウ大統領との意見交換というふうな中で、この報告書の中では、日本のほうからは、2015年に成立した国家海洋保護区法の我が国の漁船に対する影響については、また、入漁ができる形でお願いしたいというふうな形で述べられておりますけれども、そこで大統領につきましては、漁業が引き続き可能な20%の部分については、日本との友情に鑑み、国内的な手続を踏んだ上で、日本漁船が操業を続けられるようにしていきたいというふうなことで意見交換がされておりますので、こういった国レベルのところも注視しながらですね、我々地元の市では、関係のある焼津市、指宿市、そういったところでいろんなところに働きかけをしていきたいというふうな形で考えております。

**○13番立石幸徳議員** それで、私も今回の件でパラオという国、国情をどういった国なのかというのこともあえて調べる機会も得たんですけども、たかだか人口2万人、たかだかというところの意味で誤解を招きますけれども、それだけの国なんですけれども、今、国際的に、政治的に、非常に重要な地理的な位置にあって、ここのパラオ国が中国との関係が非常に強まってきているようであります。

私は、そういう国際的な、政治的なことをあえて申し上げているんじゃないんですけども、このパラオの漁場がですね、カツオ漁場が失われるということは、いろんな意味で突破口になるんじゃないかと、非常に危惧される面がたくさんあるんですよ。

ですから、何とか今このパラオ漁場を守るといいますか、従前どおりきちっとカツオ漁業ができて、そして次の主題になりますが、やっぱり島嶼国と我がほうの利益だけを訴えるじゃなくて、友好的な交流を持って、日常いろんな形で行き来をする、これが大事になるんじゃないかと思うんです。

そういうことで、今度のサミットの機会にですね、新しく、実は太平洋の島嶼国と国レベルではなくて、日本の地方自治体との国際交流の推進を目的とした太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークというのが、これは高知県の知事が会長になりましたけれども、鹿児島県知事もこのネットワークの発起人になってですね、全国14ぐらいの道県で設立しております。

で、ぜひこの地方自治体との交流という中で、枕崎市も鹿児島県に乗り込むくらいですね、この交流に大いに参加をしていただきたい。と申し上げますのも、実はことしの2月ですね、このパラオのすぐ隣にありますミクロネシア連邦、ここのポンペイ州に本市の漁業協同組合、あるいは本市の水産加工業組合が全面的な協力をして、このポンペイ州にカツオ加工場が竣工をして、今、操業をしているんですよ。かつおぶしもつくっております。

そういう基盤もあるわけですので、いろんな形でこの新しくできたネットワークにですね、本市は、県をむしろリードするぐらいの気持ちで交流を深めていっていただきたいと思うんですが、この点について御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○下山忠志水産商工課長 日本がミクロネシア、メラネシア、ポリネシアの国々からなる太平洋島嶼国との関係を強化する目的で、先ほど質問者からもありましたように、1997年から3年ごとにこの島サミットが開催されて、今回、5月が第8回目というふうな形の中で、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークというものが設立をされております。

このネットワークにつきましては、島嶼国と地方自治体とのきずなを強固なものにして、それぞれの地域の特色を生かした幅広い分野での国際交流を推進することを目的に、静岡、三重、兵庫、高知、鹿児島県のこの5県の知事が設立発起人となりまして、島嶼国側16カ国と日本側14県の構成で設立されて、高知県知事が会長となっております。

太平洋島嶼国PNA8カ国のEEZが本市の基幹産業であるカツオ漁業の漁場として利用されているため、ネットワーク会員で鹿児島県の担当部局となる国際交流課に対して、ネットワークの具体的な事業計画や本市のかかわり方について問い合わせを行いましたけれども、鹿児島県としても現時点でネットワークが設立されただけの状態であり、何も申し上げられないというふうなことでございました。

本市におきましては、これまでも太平洋島嶼国におけるカツオ漁業の安定確保を鑑み、平成26年には海外まき網漁業の枕崎地域プロジェクトの事業の一環として、さつま黒潮きばらん海枕崎港まつりにおいて、在日ミクロネシア大使館を審査委員長とした親睦フラダンス大会を開催したほか、枕崎お魚センターにおいては、ミクロネシア民芸品を初め、文化を紹介するパンフレットやポスターの展示を行うなど、文化面での交流を行ったところです。

また、平成29年には、先ほどもお話にありましたように、日本とミクロネシアの合弁企業がミクロネシアのポンペイ島においてかつおぶし工場を建設し操業するに当たり、本市の建設業者やかつおぶし製造業者が技術支援などを行い、ミクロネシア地域の産業及び雇用につなげております。

さらに、かつおぶし製造時に発生する残さい処理についても、現地の穀物と配合し、現地で肥育されている豚の飼料への有効活用について、現在、本市の行政、関係機関、現地の合弁企業と連携及び協議しながら進めるなどの取り組みを行っているところです。

今後も漁場の安定確保に向けた取り組みが必要になってくると思われまますので、このたび設立されたこのネットワークの事業活動など鹿児島県からの情報等を随時入手するとともに、県と連携しながら、本市がかかわる必要があることについて検討していきたいと考えています。

○13番立石幸徳議員 今、課長から出されたようにですね、この地域を調べれば調べるほど、実に深い深いかかわりがいっぱいありますよ。

日本自体が、私がこうして申し上げるまでもなく、第1次世界大戦ですね、1914年から30年ぐらいはこのミクロネシア地域を国際連盟から委任統治をされてですね、日系人もたくさんいる。その島々の大統領も日系人がやっているっていうのは、そういう非常に日本と深いつながりのある国々ですので、私はその地盤といいましょうか、交流をする基盤はたくさんあると思うのでですね、ぜひ、こういうことを深めて、カツオ漁場も守っていただきたいということを最後に申し上げまして、もう1点、国保制度の関係ですね、質問をいたします。

初日の本会議で、いわゆる国保の軽減措置になります7割・5割・2割軽減の保険基盤安定制度に係る財政措置はですね、財政課長のほうから交付税措置も含めてしっかりできているっていう答弁をいただきましたが、実はもう1点、国保制度においては、その軽減措置の中に75歳以上の後期高齢者世帯にかかわる特定世帯並びに特定継続世帯に係る軽減措置というのがあるんですね。この部分の軽減額、本市でも最近のこの特定世帯、特定継続世帯の状況は、293世帯が特定世帯ですよ。継続世帯でも49世帯、これは今後、団塊世代が75歳の後期高齢者にどんどん入ってきますとね。この対象世帯は非常にふえていく。そういう中で、特定世帯に係る軽減措置、これどうなってるんですかね。

実は先般市長も参加されたと思いますが、全国市長会、この昨年の6月7日、1年前の市長会では、この点について市長会の要望事項が出ているんですよ。つまり、特定世帯、特定継続世帯に対する財政措置は、国のほうでやれと、これは市長会からの要望事項の一つですがね。

この点はどのようになっているのか、最後にお尋ねいたします。

○田中義文健康課長 特定世帯及び特定継続世帯に係る軽減特例措置の内容につきましては、国民健康保険の2人世帯において、1人が後期高齢者医療へ移行し、もう1人は国保に残った世帯を特定世帯と呼びますが、この特定世帯に対して5年間は平等割を半額にするという制度です。特定継続世帯というのは、特定世帯であったものが5年経過後、さらに軽減割合を半分の4分の1として3年間継続して軽減措置が受けられるという制度でございます。

議員がおっしゃるとおり、この特定世帯及び特定継続世帯に係る軽減特例措置に対しましては、保険基盤安定繰入金制度と異なり、現在のところ財政措置が講じられておりません。そのようなことから、全国市長会から国に対して、特定世帯及び特定継続世帯に係る保険税の軽減分について、国において財政措置を講じるよう要望がなされております。

本市においては、保険基盤安定繰入金と比較いたしますと大きな額ではありませんが、国の政策に伴う制度による影響額については、国が負担するのが本来のあり方であるとの考えから、市長会等で、国において財政措置を講じるよう要望すべきであると考えているところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後1時9分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 皆さん、こんにちは。

私は住民の福祉と暮らしを守る立場から、一般質問をしてみたいです。

近ごろの世の中は異変続きで、異常気象もそうですが、子供への虐待が深刻さを増し、近親間での殺人事件であるとか、誰でもいい、人を殺してみたかったなど、本当に、聞くに耐えがたい事件の多いことか。

さらに国会はといいますと、森友・加計学園の疑惑隠しに始まり、財務省事務次官のセクハラ問題と、人としての人格が問われる事件の続出です。

財務省福田淳一元事務次官の女性記者に対するセクハラ問題は、安倍政権のセクハラに関する認識と人権意識が欠如しているとしかしいようがありません。

監督者の立場にありながら、福田氏をかばい続け、被害者を加害者のように扱う暴言を繰り返し、二次被害を広げ続ける麻生財務大臣、安倍首相らの責任は重大です。安倍政権に、もはや女性が輝く社会や女性活躍を語る資格はありません。

女性運動の先進を行く新日本婦人の会は、1962年の創立以来、平和と女性の人権・地位向上を掲げ、家庭や職場、地域などの差別に声を上げ、行動をして、共同で前進をつくり出してきました。2014年には、全女性地方議員アンケートを行い、議会での差別やセクハラ根絶を求めて、要請も行ってきました。私もこのアンケートに協力をしましたが、枕崎市議会におきましては、皆さんすこぶる紳士で、休憩時間も先に行かれた方がお茶の準備もしてくれますし、差別もセクハラもありませんが、他の議会からはおびただしい被害体験が告発されたということです。

この新婦人の会は、セクハラのない、男だから、女だからという差別のない、だれもがどうとばれる、人権を守られる平等の社会の実現へ向けて、草の根から社会的合意をつくる先頭に立つとともに、5項目の緊急要求を発信しました。

その1つに、麻生大臣の辞任・罷免と福田セクハラ問題の徹底解明をすること。2つは、閣僚、

議員、官僚、企業、学校、メディアなど、あらゆる場でセクハラ・人権研修を国際的な到達点を踏まえて行うこと。被害者が安心して訴えられ、問題を解決できる相談窓口を設置すること。そして3つは、支援も含むものです。4つは、メディアと教育が果たす役割が大きく、人権啓発を強めること。5つは、職場のセクハラ問題を、そのままにした働き方改革一括法案は廃案に、うそと改ざん、隠ぺい、立憲主義破壊の安倍政権は直ちに退陣することです。

新婦人の会はこのように、緊急提言、セクハラのない社会をつくるために、を発表し、安倍首相や麻生大臣には、即刻送り届けたということです。

差別のない働きやすい職場、そして子供を初め、市民が夢と希望を持ち続けられる町にするためにも、皆さん異変に気づいたら声を上げていきましょう。

まず、国民健康保険の制度について、一般質問をしてみたいです。

国保の都道府県化がことし4月からスタートしました。この制度改革によって、今でも高いと言われている国保税がさらに高くなるのではないかと、国保加入者から心配される声が上がっています。このような声に対して、市長がどのように考えておられるのか、まず、お聞きします。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** 国は、公費拡充策を含む平成30年度の制度改革により、各保険者の財政運営は安定化するというふうに考えております。

しかしながら、本市の国保財政は、医療費が高いことなどが影響し、制度改革後も大変厳しい状況が続くものというふうに考えております。

平成25年度から財源不足の対応として、法定外繰り入れを実施してまいりました。しかしながら、本来行うべきことではないため、法定外繰り入れを段階的、計画的に縮減を図る必要があるというふうに認識しております。

平成30年度の当初予算において約9,700万円の財源不足が生じております。そのうち、県の事業費納付金等をもとに算出される保険税分の不足額は、約6,000万円となっております。

今回の税率改定では、この不足額の約6,000万円を全額解消すると加入者の急激な負担増となるため、2分の1を縮減する内容となっております。

さらに、県の運営方針に基づき、現行の4方式から3方式への移行を一括で実施することとしますが、賦課割合の設定に当たっては、加入者の全体的な負担の抑制や急激な負担増の抑制、そして所得に応じた負担のあり方に配慮しまして、さまざまなシミュレーションを行った上で、新たな税率を決定したところです。

今回の税率改定により、負担がふえる加入者がおられることなど、深く受けとめまして、市民の皆様に対しては、国保事業の厳しい財政運営の現状に加えまして、健康づくりの重要性を丁寧に御説明を行うことで、御理解を求めていきたいというふうに考えております。

**○12番豊留榮子議員** 今、市長がおっしゃられましたけれども、本市は4方式で今までやってきたんですけどもね。これを資産の部分を削って3方式でいくということだと、これは一括でやってしまうということで、とても市民に負担が大きくなるのしかかってくる。その資産の部分をどこかに割り振らなければいけないことだし、そういったこともあります。

年金生活者が今、加入するこの国保なんですけど、今やだれもが一生に一度はお世話になる医療保険でもあります。そして高齢者や低所得者、また病気で働けない人などに医療を保障する社会的弱者の医療制度です。

国保法の第1条の規定にあるとおり、市町村の国保は社会保障の仕組みであり、社会的弱者の支援のため、救援のために国や自治体が必要な公費を投入するのは当然です。

そもそもこの国保の財政難は、加入者の貧困化、また高齢化が進行する中でも、国は国庫負担を引き上げようとしなかったんですね。これ歴代政権の失策によりどんどん拡大し、固定化してきたものです。それを解消するという一方で、国保税をさらに引き上げるのでは、制度の構造的



な矛盾は、これは深まるばかりです。

赤字を削減すると言うなら、国保への国庫負担を抜本的にふやして、国保税をだれもが支払える水準に引き下げるべきではないでしょうか。それこそが財政を立て直す最も重要なことではないかと思うんですが。

まず、一つ確認しておきたいんですけども、この国庫負担の引き上げができるまでですね、この一般会計からの繰り入れを私は続けるべきだと思うんですが、この点はどうでしょうか。

**○前田祝成市長** 今、一般会計からの繰り入れを続けるべきというお話がございましたが、現状、一般会計のほうからの繰り入れを続けるとなると、国保加入者以外の方からも負担を強いるという形になりますので、本来的には、やはり、国保財政の中で独立した形で運営していくのが正しい方向だというふうに私は考えております。

ですので、一般財源からの法定外繰り入れというのは極力なくしていくという方向で努力しておりますし、その方向で今、計画をしているところですので、その方向は変えずに進んでいきたいというふうに考えております。

**○12番豊留榮子議員** それは最もわかることなんです。国保財政ですから国保加入者がきちっとやっていかないといけないのはわかるんですけども、この国がですね、そもそも国が国庫負担を削ってきてしまったわけですよ。国が援助しなければならぬ部分を国が削ってしまったんですね。その部分を私は強調しているんですけども。

これは段階的に、何年かは継続するということだとは思いますが、そのあと、どうなるのかっていうとまた国保税の値上げということになるんじゃないかと思うんですね、そこを強調したいと思います。

また、次の質問に入りますけれども、国はこの自治体の法定外繰り入れをやめさせて、その分は保険税の引き上げで賄うように、今までずっと主張してきました。しかし、法定外繰り入れをやめてしまうと、国保税は全国平均で年額1万円上がると言われています。今後も高齢化などで、医療給付費がふえるたびに、さらに上がり続けることになるのではないのでしょうか。

これは住民と自治体に、これ以上の負担増を防ぐには医療を制限するしかない、という意識を住民に持たせるということにほかならないと思うんですね。

また、次の質問に行きますけれども、国保の都道府県化とともに、保険者努力支援制度という仕組みが今、取り入れられてまいりましたが、本市においてはどのような効果があったのでしょうか。今後、また新たな取り組みなどを考えているのでしょうか、お尋ねします。

**○田中義文健康課長** 保険者努力支援制度の導入の目的としては、医療費適正化への取り組みや国保が抱える課題への対応等を通じて、保険者機能の役割を發揮してもらった観点から、適正かつ客観的な指標に基づき、保険者としての努力を行う自治体に対して、支援金を交付することで国保の財政基盤を強化するとされております。

平成30年度から本格実施となりますが、平成28年度と平成29年度については、前倒しで実施をされております。

全国的な財政規模といたしましては、平成28年度が市町村に対して150億円、平成29年度が市町村に対して250億円、平成30年度が市町村に500億円、都道府県に500億円の合計1,000億円となっております。

保険者努力支援制度の内容につきましては、平成30年度においては、点数の高い順に、医療保険共通指標として、特定健診・特定保健指導の実施率、それと糖尿病重症化予防の実施状況などの6項目と、国保固有指標として収納率向上の取り組み状況、適正かつ健全な事業運営の状況などの6項目となっております。

本市の実績につきましては、平成28年度418万9,000円、平成29年度662万6,000円、平成30年度見込み額として1,350万9,000円となっております。

また、本市の順位につきましては、平成28年度は345点満点中272点で県内市町村中3位、全国で49位となっております。

平成29年度と平成30年度は、同じ評価実績見込みのため、同じ順位であり、850点満点中619点で、県内市町村中4位、全国で90位となっております。

本市は、これまで国から高評価をいただいていることから、今後とも高得点を獲得し、交付額の増額を目指して、共通指標、固有指標に掲げられる項目全てについて、これまで以上に取り組みを強化していきたいと考えております。

**○12番豊留榮子議員** 国保の担当課にしては、いろいろなね、住民に負担をかけないための割り振りですとか、いろいろ配慮されていることだと思うんです。

でも国がやっているこの県や市の国保行政のあり方を国が採点をしてですね、成績がよいとされる自治体には、御褒美に当たる予算を重点配分するという仕組みだといいますけれども、1つには、市が赤字の削減を進めるよう県が指導しているか。2つには、市が収納対策の強化を行っているか。3つには、県が病床削減など医療費抑制の取り組みを行っているか。などが重要な採点の項目になっているというんですが、この点はどうでしょうか。

**○田中義文健康課長** ただいま御質問がありましたその指標につきましては、県が取り組むべき指標のことだと思います。

それと御質問にありますように、市町村の努力の度合に応じて、この保険者努力支援制度は、点数化をして、それに対して被保険者数を乗じて単価を計算して算出するものとなっております。

この制度そのものについてですね、本市として、それについてどうこうということはなかなか申し上げにくいところでありまして、自治体として、その歳入を確保するためには、このような制度のもとでは、私たちとしては、できる限りの取り組みを行って国保財政の健全化、国保財政の改善に向けて取り組むということでございます。

**○12番豊留榮子議員** そうなんですよ。国がやること、県のやることということで、もう市はそれに従うしかない。その中でも工夫をしながら、いかにしたら国保加入者の方に負担が及ばないような形でどういうことしたらいいか、ということをよく取り組んでらっしゃるのがよくわかるんです。

ですけれども、実際に負担を強いられる国保の加入者の方たちですね、どういう方が多いかという、今は、2人で生活していたけれども、御主人が先に旅立たれてしまった、ひとり家庭になった方ですよ。そういう方たちの負担というのは、今まであった収入がなくなってしまうわけですね。うんと低い収入で生活していかなくちゃならない、そういう方たちがこの国保税が上がっていく、減免制度もありますけれども、そこにすれすれの方もいるわけですよ、減免措置があてはまらない方たち、そういう方たちは本当に心配してますし、女性が集まりますと、どちらかというとなぜか男性の方が先に旅立たれてしまって、そういうひとり残された方っていうのが多くなるんですけれども、先行きが本当に国保だけに限らないんですけれども、今度、国保のことが、5月、6月と広報にも詳しく説明されております。でも皆さんこれよくわからないというんです。見ただけではわからない。で、実際に自分たちどうなるんだろうってそういう不安を抱えてる方が、私の周りにもたくさんいらっしゃいます。

こういう方たちの不安を本当に和らげるためには、実際には、国保税を上げないことが一番の策なんですけれども、そういうわけにもいかないと、この不足部分をどうしたら補えるかということで、いろいろ担当課も市も頭をひねっていらっしゃることと思うんですけれども、これが本当に実際できてしまって、国保税を納められないそういう方たちです。

今でさえ、滞納されてる方でありまして、短期保険証を発行されているとか、資格証明書の発行、さらには、その差押えで、というふうなことも起きてるわけですよ。こういうことを皆さんとても不安に思っていると思います、周りの方は。ですから、これを何とかするにはやは

り、少しでも、法定外繰り入れですね、これを年数を限らずに、安定したその国保税をつくっていくためには、これぜひとも必要だと思うんですね。

市長会でもずっと国に対して申し入れをしております。

ここで、市もぜひ声を上げていただきたいと思うんですが、もちろん、市長会で市長もその賛同されているかと思いますが、この何が必要かといったらやっぱり、国の負担をふやすしかないと思うんですね。

ここを強調したいんですが、これさらなる市長の決意をお聞かせください。

**○前田祝成市長** 国保財政につきましてはですね、やはり健全化に向けて努力していくということは重要で、それに向けて枕崎市もやっているところです。

今回の税率改正につきましてもですね、議員がおっしゃられたような、いろんな不安を抱えていらっしゃる方が実際いらっしゃると思います。そこに対しては本当に丁寧に説明をしないといけない、そのように考えております。

予定として、来月になったら住民説明会をしっかりと開いて、そういう不安を抱えている皆様方に対して、今回の税率改正のほうは丁寧に説明する。

そして、国保税を、財政をですね、いかに安定化させるか、そのためには、先ほど午前中の中でもありましたけれども、やはり、医療費をなんとか抑えていって、そこも一つの目標としてあります。

そうしたときに、市民の一人一人が、そこを認識されて、そして自分が健康であることが、あるいは医者にかからないことがといったら語弊があるかもしれませんが、自分が健康であることによって、その医療費削減にもつながる、そういうことをですね、市民全体でしっかりとした目標をもって、活動していくといいますか、生活していく、暮らしていくというところをですねしっかりと伝えたいと思います。

非常に厳しい状況が厳しい状況としてあります。それはもう御理解いただくしかなくて、そこについては丁寧に説明いたします。そして、それをしっかりと健全化させるためには、皆さんが、一緒になって健康づくりに向かっていくといいますか、私が施政方針で申し上げましたように、市民の幸せは一人一人の健康がベースです、というところをですね、全ての市民の皆様丁寧に丁寧にお伝えしていく、その中でですね、一つ一つ課題をクリアしていきたいというふうに思います。

**○12番豊留榮子議員** 次に、これは自治体独自でですね、国保税の軽減策を埼玉とか大阪などが実施しているようなんですが、本市もこの独自の負担軽減対策っていうのを考えていらっしゃいますでしょうか。

**○前田祝成市長** 本市国保財政の健全化や一般会計からの法定外繰り入れを縮減するために、平成30年度において国保税の税率改定を実施することとしたわけですが、そのような経緯から考えますと、本市独自の国保税の軽減策を実施するということは困難であるというふうに今、考えております。

さらに、独自の国保税軽減策を実施することによりまして、国・県支出金の対象からその部分が除外されるなど、国保財政運営に支障が出ることも予想されます。

そのようなことから国保税の独自軽減策については、実施は困難であるということをご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

**○12番豊留榮子議員** 例えば、今度の税率の改定によって、平均世帯ですね、夫婦2人、子供2人という場合で、国保税がどのくらいになるんですか。

**○神園信二税務課長** 国民健康保険税の算定を行いますときに、それぞれの御家庭の収入状況、所得状況、これらが当然かかってまいりますので、世帯人数の構成のみで、どの程度というところは、一概にお答えできないところでございます。

○12番豊留榮子議員　すると、実際のこの国保税は、いつ住民の方には知らされるんですか、通知が行くのは。

○神園信二税務課長　ただいま提案をしております国保税の改正条例、こちらのほうが議会のほうで可決をいただきますと、8月の本賦課から新税率の適用ということになりますので、8月の初旬には、新しい平成30年度の国保税の確定した通知が行くというふうな段取りでございます。

○12番豊留榮子議員　とにかく皆さんが心配されているこの国保税なんですね、市は本当に丁寧広報にですね、5月、6月と丁寧に、わかりやすく書かれているんですけども、まだ納得できない、わからないという人はたくさんいらっしゃるの、市長が先ほど、決まったら説明会を開くということでしたので、とにかく、だけど皆さんが払える国保税でなければならないというのが一番私も強く感じているところですので、その辺のところは十分に配慮していただいて、検討を進めていってほしいと思うところです。

次の質問に移らせてもらいます。

学校教室へのエアコンの設置についてなんですけれども、今、県内では鹿児島市は降灰のことで、早くに設置されていきましたけれども、薩摩川内市やいちき串木野市が教室へのエアコンの設置を決めているんですが、いちき串木野市はまだ、その実施には至ってないようなんですけれども、ことしのような異常気象であったりしますと暑さの厳しい夏場に向けて、子供たちが勉強に集中できるように、本市においてもエアコンの設置が必要ではないかと思うんですが、市長のお考えをお聞きします。

○前田祝成市長　御質問の学校のエアコン設置のことにつきましてはですね、空調機器等の整備に関しましては本市の場合、議員からもございましたが降灰地域、あるいは自衛隊基地等のある騒音地域でもございません。教室の窓を締め切る必要はない部分も、多分にあるのかなというふうに思います。

また、学校の立地環境から申しまして、例えば都会のような建物の密集地でもございませんし、海からの風、自然豊かな中で十分に学習できる環境にあるのかなというふうに、今、考えております。

したがって、子供たちの学習環境を改善していくというのは、非常に重要なことではありますが、学校教室へのエアコン設置につきましては、扇風機等も設置していることから、優先順位の高い課題ではないというふうに、今、考えております。

○12番豊留榮子議員　数年前に、まだ教室に扇風機がついてなかったときにですね、これを取り上げていろいろやってきました。そのときも、もうそれで扇風機が各学校に設置されてから安心しまして、もうずっと過ごしてきましたけれども、世間を見て、全国を見ても、東北のほうでもエアコンがついているという話も聞きますしね、そこで子供たちに授業をする先生方にとってもとてもきついのではないかなと思ったりもするんですね、子供たちもちろんですけども。

そんなんで、やっぱり風通しはいいし、風があったり、そういうときはいいのかもしれませんが、体育授業の後ですとかね、きついだろうなと思ったりします。先生も授業をするのにイライラしないようにエアコンもやっぱり教室に必要ななと思ったりします。

また現在、小中学校へのエアコンの設置なんです、これはどこまで普及しているのでしょうか。設置状況をお尋ねします。

○山口美津哉教委総務課長　それでは、エアコンの設置状況について申します前に、これまで取り組んできました経緯も少し述べたいと思いますが、学校施設の整備につきましては、将来を担う大切な子供たちのために平成20年度から平成24年度にかけて、全小中学校の普通教室等に扇風機を設置するなど、極めて厳しい本市の財政事情の中で、可能な限り勉学に集中できる環境づくりに取り組んでまいりました。

御質問がありました授業を行う教室等のエアコン整備につきましては、これまで保護者や学校等から設置を望む声も聞いておりませんし、また、全校へのエアコン設置となりますと、整備費を初め、設置後の光熱費を含めて、維持費などの多額の予算が必要となります。

またあわせて、先ほど市長が申し上げたような状況もございますので、今後、他市町村の実態、動向等も参考にしながら、慎重に研究を進めてまいりたいと思います。

それから、今の御質問に対するお答えですが、本市における各小中学校のエアコンの整備状況につきましては、既に図書室、パソコン室、保健室のほか、特別支援教室の一部に設置しており、これに加えて、昨年度、全校の校長室に整備を行っている状況であります。

**○12番豊留榮子議員** もう一つ、教室もそうです。職員室への設置も必要ではないかなと思うんですね。先生方がもうイライラしないで、その指導に専念できる。先生方は夏休みも来られることもあるわけですよ、学校に。ですから、そういうことも配慮したら職員室というのは設置が必要ではないかなと思うんですが、この点はどのように考えておられますか。

**○山口美津哉教委総務課長** 夏場の暑さが厳しい職員室のほうで、次の授業の準備や日々の校務をこなす教職員の御苦勞は十分認識しております。ただ、学校教育環境の整備につきましては、老朽化に伴う校舎や屋内運動場の雨漏り対策と、また、安全性が危惧されるグラウンド等の整備など、喫緊の課題となっているものがございますので、現在のところ、エアコンの整備は困難な状況にあると考えております。

**○12番豊留榮子議員** これは別に特別に何かぜいたくなことを要求しているとは私は思わないんですね。その老朽化でありますとか、その雨漏りの対策と、これはもう当然していかなければなりません。ですけれども、この先生方が働く場所にも、やっぱりこう安心して、今ここでも、議場の中でもエアコンがなかったら、昔はこの上の扇風機だけっていう時代もありましたけれども、今は快適ですよ。

でも、まだまだちょっとこれでも汗をかきますけれども、ですからこれはもう、今、人として働く、そして子供が集中して勉強する、集中して仕事ができるという場所をつくるのは、これぜいたくではないと思うんですね。

涼しい風があったりするときにはエアコンをつけずに、涼しい風でというときもあっていいかなと思うんですが、基本的には、もうこのエアコンの設置っていうのを位置づけてほしいと思うんですが、そういう考えはあるでしょうか。

**○丸山屋敏教育長** 職員室の設置についてはですね、職員室は、現在夏休み、7月末ですね、8月、先生方は基本的に出勤になっておりますけれども、多くの先生方はですね、研修ということやら代休をとってですね、学校を休んでおります。

それで今言われましたように、確かにですね、環境にはそういうことが必要かと思えますけれども、教室にないところに職員室ってなるとですね、子供たちも不信感を持つと思うんですね、そういうことですね、やはりもう少し職員には我慢してもらおうとか、そういう生活をしていただきたいというふうに思っております。

枕崎が豊かな財政があればそうですね、先ほど課長が言われましたように、喫緊のものがありますので、そこから対応していきたいというふうに考えております。

**○12番豊留榮子議員** 財政的なことを言われますと、もうそうなるかと思うんですね、ですから、その設置する意思があるかないかということをお聞きしたい。市長どうですか。

**○前田祝成市長** 環境を整えることは非常に大事なことだと思いますので、設置する意思があるかといいますと、ベストな環境は、そこにあるんだろうと思います。

ただ財政のこと、あるいはほかの学校施設の状況等を鑑みますと、やはり優先順位としてはそこまで高いところにはないというふうに、今、思っております。

教育長から説明がございましたように、やはり教室にエアコンが入っていない状況下で職員室に

だけエアコンがあるというのも、いかななものかなという感じもいたしますし、そのあたりはですね、しっかりと総合的な判断をしてですね、優先順位を決めていきたい、そのように考えます。

○12番豊留榮子議員 勉強に集中できる教室内の適切な温度なんですけれども、これは調査をされていらっしゃるのでしょうか。

○豊留信一保健体育課長 教室内の適正温度についての調査は行っておりませんが、文科省の示した学校環境衛生基準によりますと、温度については17度以上28度以下が望ましいとされております。

また、この基準に係る留意事項としまして、健康を保護し、かつ快適に学習する上で、おおむねその基準を遵守することが望ましい。温熱環境は、温度、相対湿度、気流や個人の温冷感等により影響されやすいものであることから、教室等の環境の維持に当たっては、温度のみで判断せず、その他の環境条件及び児童生徒等の健康状態を観察した上で判断し、衣服による温度調節も含め適切な措置を講ずることとされております。

このようなことから各学校の現状としましては、夏場には窓を全開にして教室の風通しをよくし、扇風機を有効に活用するとともに、休み時間を利用して、こまめに水分補給させるなど、児童生徒の熱中症対策にも留意しているところです。

○12番豊留榮子議員 猛暑日のこの暑さですね、これを避けるために夏休みがあるんですけれども、新学期が始まる9月もまだまだこの真夏日が続くと思うんです。そして、すぐにその運動会の練習も始まりますよね。外で汗をかいた体を少しエアコンで冷やしたいなと思う子供たちもたくさんいるかと思うんです。こういう点も考慮して、職員室への取りつけもそうですが、同時にできたら一番いいことなんです、どうかこの点を考慮してエアコンの設置については、要望しておきます。

次に、川路墓地のごみ置き場、市営墓地の環境整備についてなんです、川路墓地のごみ置き場から、この鳥獣がごみを持ち出して周辺を汚しているという、またそのごみの収集車も片づけが大変ではないかと。参拝者が気持ちよく参拝できるように、この対策が必要ではないかと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 市営墓地のですね、ごみ収集につきましては、毎週月曜日と金曜日にですね、市営墓地に設置してございます集積場のごみですね、草花等を収集しております。

御質問の川路墓地のごみについては、収集業者に確認をいたしましたところ、ここ最近ですけれども、生ごみなどのですね、一般家庭ごみが捨てられている事例があるとのことでございました。市のほうでもですね、現地を確認いたしましたところ、生ごみが散乱しているのを確認いたしました。このため、市の対策といたしましては、家庭ごみ等の持ち込みを禁止するですね、注意喚起用の看板を設置いたしました。

また、収集業者と連携をとりながらですね、見回りを実施するなど、対策を講じてまいります。以上です。

○12番豊留榮子議員 私も2度ほど視察に、朝早い時間帯に行ったんですけれども、1回目は何事もなくきれいでした。次に行ったのは金曜日だったと思うんです、そのときは本当に、私物の焼きそばが入ったようなパックがその辺に散らばっていたり、ごみが散乱してました。

これはちょっとねって本当にそうなんだと私も確認したので、こういうふうに上げましたので、即対応してくださるということで、相談者の方にはお伝えしておきます。

また、このほかの市営墓地なんです、状況はいかがでしょう。

○加藤省三市民生活課参事 市営墓地につきましては、ほかに犬牟田墓地とですね、立神墓地があります。収集業者に確認をいたしましたところ、そのような事例はないとのことであり、また住民からそのような事例の通報もないところでございます。

○12番豊留榮子議員 それはよかったです。また市営墓地の、あそこは犬牟田墓地ですね、

あそこの水洗トイレの改修ということも、即やっていたいただいたということで、これも伝えておきますので、今後とも、要求実現のために、皆さんの努力をよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時2分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 皆さん、こんにちは。

今回の質問で、情報公開の公文書開示請求の処理状況については、県内において、県、以下10市についてもホームページ等での公開もしている状況であります。市長の交際費、活動報告もあわせて実施している状況であります。本市も新体制がスタートしたのを機に取り組むべきと思います。

地方創生については、副市長が前任地で地方創生特命参事であったということで、本市に赴任して、市が現在取り組んでいる事業の検証、また経験からのプランと実行について伺いたいと思います。

まず、公文書開示の請求の処理状況について、平成29年度の請求件数と決定内容の状況はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 情報公開制度につきましては、市民が市の保有する情報の開示を請求できる権利を明らかにし、どなたでも市政の記録である行政文書をいつでも手軽に、積極的に入手できる制度です。

情報公開につきましてですが、情報公開制度の目的、それは市民にこの制度を活用していただいて、市民と市との間における情報の流れを豊かにし、市民の意見を的確に反映させた市政を推進することとして、市政に関する情報をより広く市民に提供することで、市政運営の透明性を高め、市民と市とのより一層の信頼関係を確立し、だれにも公平かつ公正で民主的な市政を実現することにあります。

この制度につきましてですが、市民等の請求がない限り情報が開示されないこと、第一義的には開示請求者しか開示されず広報的な効果が期待できないこと、開示される情報を開示請求者にわかりやすく市が加工等をして開示するものでないことなどといった制度的な限界もあるところ です。

本市における条例の規定に基づいた情報公開制度につきましては、平成12年4月から実施しておりまして、毎年度6月末までに情報公開の施行状況を取りまとめ、市役所の掲示板で公表を行っておりますが、その状況につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○本田親行総務課長 お尋ねは、平成29年度における情報開示請求の件数でございましたけれども、ただいま市長が答弁いたしましたとおり、情報公開の施行状況につきましては、毎年度6月までに取りまとめて公表を行うこととしておりますので、現在、公表を行っている平成28年度の状況について申します。平成28年度の開示請求の件数は8件であります。

○8番禰占通男議員 28年度の分は6月までということですけど、ほかの市町村も29年度ももうほとんど出しているんですね、ほかの市町村としては29年度分も。

私が調べたところが、今、5月に入ってからでしたから、時期がちょっと2カ月くらいずれているということなのでそうになっていると思うんですが、今後も本市はこの6月末を基準に開示するということですかね。

○**本田親行総務課長** 開示請求の状況につきましては、実施機関ごとの処理状況について公表しております。年度が終わりまして、開示の漏れがないように各実施機関に照会を行ったり、そういう手続を行った上で公表しておりますので、今後も6月末でというような方向で行っていきたいと思っております。

○**8番禰占通男議員** 今、開示の件数だけで8件ということだったんですけど、その中には不開示ということもあると思うんですけど、この本市が開示とする場合の基準というのはどのようなことになっているんですか。

○**本田親行総務課長** 個人に関する情報でございますとか、法人や事業を営む個人の正当な理由を害すると認められる情報、国等の事業に関する情報で国等で統一的に公表する必要があるもの、そういったものについては非開示としております。

○**8番禰占通男議員** 2番目の質問にまいりますけど、この請求者の内容の状況については、本市はどのようになっているんでしょうか。

○**本田親行総務課長** 平成28年度の開示請求につきましては8件ということでお答えいたしました。決定内容の内訳につきましては、全部開示が2件、部分開示が3件、不存在が3件となっております。請求者の内訳についてでございますけれども、個人が1件、法人関係が7件となっております。

○**8番禰占通男議員** 今、本市にも係争中の裁判もありますけど、これは、何か3年、4年前ころから、我々が議員になってからずっとあるんですけど、それによって公文書の開示の請求の件数に変動があったということはあるんですかね、裁判とかいろいろあった場合の、なかった年との関係によると。

○**本田親行総務課長** 開示請求の件数につきましては、年度ごと、議員がおっしゃるような理由もあるんでしょうけれども、年度によってまちまちでございます。

近年におきましては、法人関係の請求といたしますか、そういったものが多くなっているのが全国的な傾向であるというふうに思っております。

○**8番禰占通男議員** 一応、市内には市民からの要求と法人関係ということで、市外というか県内、県外というその辺の件数というのは、何かあるんですか。

○**本田親行総務課長** 平成28年度の状況については8件で、個人が1件、法人関係が7件と申しましたけれども、法人関係については市外がほとんどでございます。

○**8番禰占通男議員** 3番目の質問ですけど、実施機関別の請求等の処理状況についてということで、担当課がいろいろありますけど、それによるこの件数も違ってくると思うんですけど、その実施機関別に対する請求状況についてはどのようになっていますか。

○**本田親行総務課長** 8件の実施機関ごとの請求等の処理状況についての内訳でございますが、議会が1件、市長部局が2件、教育委員会が3件、選挙管理委員会が1件、市立病院が1件となっております。

○**8番禰占通男議員** 今、課長がおっしゃられたように、その中で開示でなくて不開示になったものっていうのは何件ぐらいあるんですか。不開示になった部分というのはいないんですか。

○**本田親行総務課長** 先ほども答弁いたしましたけれども、8件の決定状況について再度申しますと、全部開示が2件、部分開示が3件、不存在が3件となっております。

○**8番禰占通男議員** 4番目の質問ですけど、請求内容の詳細については、どのような項目になっているかって、請求内容ですよ、いろいろその請求内容もあるとは思いますが、ある市町村は行政嘱託員の名簿とか、予算作成の書類等とかいろいろありますけど、本市の8件のうちで請求内容別にはどのようになっているんですか。

○**本田親行総務課長** 8件の請求内容についてでございますけれども、まず、議会運営委員会の議事録音声データに関するものが1件、見積及び入札の結果に関するものが3件、危険物施設の



貯蔵所等のリストに関するものが1件、公民館総合補償制度の加入状況に関するものが1件、学校給食の異物混入事故の状況等に関するものが1件、市立病院における労働基準監督署等からの指導の状況等に関するものが1件となっております。

○8番 禰占通男議員 今、課長が申されたんですけど、8件の中で不服申し立ての状況について、そういうのがなされたってということはないんですか、何か件数的に。

○本田親行総務課長 ございません。

○8番 禰占通男議員 ないということであれば、この審査会への諮問もないということですね。

○本田親行総務課長 そのとおりでございます。

○8番 禰占通男議員 1番目の問題から2番目の大きな問題に質問しますけど、今さっき言いましたように、いろいろな市町村でももう半分以上がホームページ等で公開している状況から見て、ホームページ等で公開する考えはないのかをお伺いいたします。

○本田親行総務課長 情報公開の施行状況につきましては掲示板で公表しているということを申しましたけれども、議員が御指摘のとおり県内19市の公表の状況等も踏まえまして、市民の皆さんへの説明責任を果たし、また市政運営の透明性の向上を図る観点から、今後実施する方向で具体的に検討してまいりたいと思っております。

○8番 禰占通男議員 新ホームページの作成事業に1,000万使っているわけですよね。そして、今、市長も選挙前からいろいろとSNSなんかを使って情報発信もしておりますし、そして2018年2月5日の前田市長がFM鹿児島番組に出演というのも本市のホームページに掲載されていることです。そういったものをあわせて、またこの新ホームページ作成事業についての検証から外部有識者からの意見というのも発表されていますよ。

ホームページのアクセス数や問い合わせの内容などを分析しブラッシュアップすれば、各方面に情報発信していけるのではないかと、こういうことは、もう本市の外部有識者からも言われていることですから、私はいい機会ではないかと思うんですけど、どうですか市長。

○前田祝成市長 外部有識者からの意見を取り入れて、情報発信に生かすっていうことを申……（「いやいや、外部有識者の意見としてもKPIの検証でそういうことを言っておりますし……」という者あり）

○新屋敷幸隆議長 ちょっと待ってください。

禰占議員は、もう一度質問をお願いします。

市長はお座りください。

○8番 禰占通男議員 新ホームページ作成事業についてのKPI検証において、やっぱりホームページで利用したほうが今後いい方向に行くのではないかと、そういうことも本市の外部有識者が言っておりますし、また、大きい事業費を使ってホームページも作成して、今、ちょっと前とすると本市のホームページもいろいろ、他市と遜色ないぐらいに利用されております。そういった下地はそろっているわけですから、あとはもう項目を設けるか設けないかの違いだと思うんですけど、それについてどうですかっていうことを質問いたします。

○前田祝成市長 お答えいたします。

今ございましたホームページを作成するに当たってのKPIということで、外部有識者からの情報評価を受け入れるという話ですけど、それはもう当然必要なことでありますし、積極的な情報公開というのは私の方針の中にも当然ありますので、そこは積極的に情報公開していきたいというふうに思っております。

ここまで質問が及んでいるかどうかはわかりませんが、私の活動自体もですね、今、ホームページ上で公表するようにいたしております。

○8番 禰占通男議員 早目に取り組んでもらいたいと思います。

あと、3番目に行きますけど、今回の本当の一般質問の本題と私は思って、これに質問したん

ですけれど。市長の交際費、あと市長の活動報告、これも近隣の市町村も取り組んでいますし、そう難しいものではないと思うんですけど、市長の考えはどうか。

**○前田祝成市長** 今、市長の交際費及び市長の活動報告を開示するということですが、これにつきましては、市民の皆さんの市政への参加を促して、市民協働のまちづくりを推進していくため、そのためには市民の皆さんとの情報の共有、情報の交流、これが何よりも重要だというふうに考えております。

私は、市長に就任する以前からですね、個人のホームページも開いております。そして、SNSを活用した情報発信に積極的に取り組んでおります。最近では、国内最大のブログサイトでありますサイバーエージェント社のアメーバブログ、これの公式アカウントを取得しまして、アメーバ公式ブログ政治家部門という形ですね、ブログ発信もさせていただいております。主な活動をですね、情報発信しております。

そして、これまでも市民の皆さんに対してはホームページ上で、あるいは広報まくらぎきで積極的な情報提供に努めてきているとは思いますが、私自身は、今までの本市の情報提供に関しましては、まだまだ少なからず課題があるのではないかなというふうに思っています。

つきましては、本市の情報提供、そして情報発信についての市民の皆さんにとって真に関心の高い情報や必要な情報がタイムリーに提供されているのかとか、あるいは市民の皆さんが理解しやすい情報提供となっているか等ですね、視点からのしっかりとした検証を進めてまいりたいというふうに思っております。

もう一つお尋ねの市長交際費並びに市長活動報告ということですが、交際費につきましては、現在ホームページ等で支出状況の公表は行っておりません。しかしながら、支出に当たっては市政に対する市民の皆さんの信頼を損なうことのないように支出基準を定めて、社会通念上妥当と認められる範囲で必要最小限の支出を行ってきております。

市民の皆さんから信頼される市政を推進していくためには、市民の皆さんへの説明責任をしっかりと果たしまして、一層の透明性を図っていくということが求められますので、市長交際費の支出状況につきましても、早急に毎月ホームページで公表できる体制をとってまいります。以上です。

**○8番禰占通男議員** 今は、スマホを持っていたり、いろいろそういう人口もふえてきていると思うんですけど、本市にとっては市報などが一番の、全戸に配布しているということですので、できれば、市報などを活用してもらって、本当に見やすいものを活用していただければと思います。

それでも、今、市長も申されたように執行状況ですけど、ほかの市町村もただ、そう詳しいことではなく、支出の年月日、支出の区分、まだこれは会費とか慶祝とかそこら辺で余りあからさまにはしていませんけど、そのあと支出の内容ですね、それとあと支出額というこの4項目ぐらいで皆さん対応しているようですので、そこは勘案してもらいたいと思います。

次の、地方創生の総合戦略について、副市長が前任地で地方創生にかかわってきたという経歴でありますので、お尋ねしたいと思います。

総合戦略事業について、平成30年度当初予算において、これまでの政策分野4の継続17事業が示されています。これに対して、今後、新事業の構想とかはないのかをお尋ねいたします。

**○平塚孝三企画調整課参事** 本市の地方創生総合戦略の政策パッケージは4分野15事業63メニューを掲げております。平成27年度は8事業、28年度は19事業、29年度は17事業を実施いたしております。平成30年度は17事業を当初予算に計上し、現在、34メニューに着手しているところでございます。

今後の新規事業といたしましては、移住定住対策の観点から、移住者が居住環境を高めるために行う定住等を目的としたリフォーム等に対する助成制度について検討を進めることといたして

いるところでございます。

総合戦略に掲げる他の事業につきましても、実施または実施に向けて、今後の財政状況や市内の情勢、国・県・他市の動向を踏まえながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。

**○8番禰占通男議員** 今、参事から定住関係についての取り組みを予定ということ、そういう答弁がありましたけど、今、この地方創生ももう4年ですかね、現在、本市も今まで取り組んでいるんですけど、本市の課題に対する今後の取り組みとして、今、定住ということで話がありましたけど、何かこう本市について一番重要な、何て言うかな、重要課題というのは何でしょうかということをお伺いします。

**○東中川徹企画調整課長** 今、参事のほうから、例示として移住定住の関係で申し上げましたが、総合戦略の政策分野につきましては、安定した雇用を創出する、また新しい人の流れをつくる、それから結婚・出産・子育ての希望をかなえる、また時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、この4つの柱に沿った事業を掲げてございますので、特にどれが今からの枕崎にとって課題ということではなくて、枕崎の課題となっているものについて、ここに掲げてあるということで御理解いただきたいと思っております。

**○8番禰占通男議員** あと、2番目ですけど、事業メニューという交付金対象になる事業についての予定、構想はあるのかということをお伺いします。

今、定住という言葉は出たんですが、交付金対象になるかどうかで取り組みも大分変わってくると思うんですけど、どうなんでしょうか。

**○平塚孝三企画調整課参事** お尋ねの政策パッケージ一覧で示しました交付金申請対象の有無につきましては、総合戦略策定時点におきまして、交付金対象となるかどうかを考察したものを記載しているところです。

現行の地方創生推進交付金は、総合戦略に位置づけられた自治体の自主的、主体的な取り組みで先導的、新規性など、先駆的な事業を支援するとされておりまして、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の要素を必要とし、特にですね、自立性につきましては、事業立ち上げ後3年から5年以内に、民間等の事業推進主体が行政等の援助等に頼ることなく自走、維持できる事業であることが要件とされているところであります。

各自治体において要望の大きい子育てに対する補助でありますとか、定住促進に対する補助等の施策につきましては、特定の個人への給付金に当たるとして交付金の対象外とされているところがございます。

総合戦略に掲げる事業で交付金の対象となる事業については、その事業の構築と交付金の獲得に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。

**○8番禰占通男議員** 項目については、何か考えている部分とかあるんですかね。それによっては交付金の対象を獲得できるとか、何かはっきりはしてないけど、何か計画というか予定というかそういうのは。

**○平塚孝三企画調整課参事** 先ほど、答弁しましたとおり交付金申請対象となるものについて、いろいろパッケージを掲げておりますけれども、そのパッケージにつきまして、連携できるものはないか、それと官民協働ということで民間が主体となって行う事業、そういったものを検討しつつ事業を構築していかなければならないと考えているところでございます。今の段階で、ここでお示しできる事業は今のところないところがございます。

**○8番禰占通男議員** 次の質問ですけど、この事業費積算・枠予算についての見通しはどうなんでしょうか。

**○平塚孝三企画調整課参事** 総合戦略に記載している事業費積算・枠予算について、事業費積算可能と記載した事業につきましては、事業内容が確定した段階で積算が可能であることを意味して

おりまして、枠予算と記載した事業では、事業内容が確定しても制度等の利用状況につきましては、事業費が確定しないことを示しているところがございます。

現時点におきましては、未実施のメニューについて事業内容が確定していない状況でありますので、また、今後の動向によっては記載どおりの財源では実施できない場合もあるところがございます。

交付金の対象となる事業につきましては、その事業構築と交付金獲得に向け努力するとともに、ふるさと納税制度等の活用など自主財源の確保に努めまして、財政状況を考慮し、事業実施に向けた検討を進めていきたいと考えているところがございます。

**○8 番 禰 占 通 男 議 員** 今、交付金対象、枠予算、積算ということをお尋ねしたんですけど、この総合戦略を計画して、こういう戦略のビジョンもできたわけですから、この項目を一つ一つ見ていくと本当にいいことは載っていると思うんですよ。だけど、何ていうかな、予定というか計画の割には実行されている分が何か少ない、何かそう私は思えるんですよ。

実際、一番最後にお伺いしようと思ってたんですけど、総合戦略、これが本当に回り出すのは、こうした計画してある各メニュー、積算、枠予算分、そして交付金対象になる分といろいろありますけど、これを全部実行というわけではないんですけど、分野ごとのものがお互いに牽引し合って、回ってこそその実現だと思うんですけど、ちょっと長い目で見ると必要があると思うんですよ。

だから、これを質問するに当たり、ちょっと総務省のホームページを見たときに、29年12月に改訂版が出ているということで、それをいろいろ見たんですけど、本当に、今、本市が直面している課題が改めて浮き彫りになるということもこの改訂版でわかって、参事、課長ともいろいろ、そこら辺も話をしたんですけど、やはり、この計画は計画で、これは推し進めるべきだと思うんですけど、これを今までのノウハウとこれからの取り組みが一番の問題だと思いますので、今、参事からもいろいろ答弁もありましたけど、それについて、積極的に取り組んでもらいたいというのが私の意見です。

それで、ここから副市長にお伺いして答弁していただければいいと思うんですけど、阿久根市との関係とか、阿久根市で実行していること、それが枕崎にとっていい方向に利用できる戦略になればいいと思っているんですけど。

この4番目の質問ですけど、産業の支援についてはどのような考えでいるのでしょうかということで、一つに、1次産業の取り組みについてはどのような考えを持っていらっしゃるのかをお伺いいたします。

**○川崎満農政課長** 担い手の減少の現状等の御説明をしてよろしいでしょうか、1次産業の農業部門ということで。

御質問の中の地方創生の戦略の中で、農政の関係におきましては、安定した雇用を創出するという中で、この中に農村を支える基盤づくりといったものが掲げられているところがございます。その中でですね、農家の担い手が少なくなっており、農家数が減少している、こういったところが今、現状としてあるところでありまして。

本市についてはですね、本市の農家数については、27年度の農業センサスによりますと、27年度の農家数は856戸になっておりまして、これは22年度に比べますと154戸減少しているところがございます。これを分析いたしますと、零細農家では後継者が確保できていない一方で、意欲のある農家への農地集積が進んで規模の大きい農家の規模拡大も図られているというのが現状でございます。後継者も育成されているというところがございます。

また、農家の1次産業の発展ということで、担い手の確保、新規就農者の確保ということで、農業次世代事業などの新規就農事業に取り組んでおるところでございます。

また、農村そのものはなかなか農家人口が減っていく中で、農業、農村自体の維持が危ぶまれ

るそういった現状もございまして、これにつきましては、多面的機能交付金事業等により農家の維持を図るような形で、地域のそういった農村の維持管理に関する支援も行っているという状況でございます。

**○8番 禰占通男議員** 農政課長から説明がありましたけど、本市の農業についても相当、本市の統計ですけど、平成24年度と25年度、26年度しかうちの統計には載っていませんから、農業でいうと24年度から26年度にかけてはマイナス2億円の統計となっています。これ、漁業は載っていなかったと思うんだけどね。

農業だけで見ても、従事者の人数にしても17年度401人から27年度にはマイナス306人ぐらいになっていると思うんですけど、1,401人から1,095人に減っていますので。やはり、こうやって農業について言うと、人口減ですけど従事者も減ってきてくる。

そういった場合、先ほど質問したように、1次産業の取り組みについては対策は何かあるかということが重要だと思うんですけど、本市の農地について考えると、本市の農地はほかの市町村の農地に対してどのような評価が行われているのかということ、そこから進んでいかないと思うんですけど、その辺の考えはどういう考えをお持ちですか。本市の農地はほかの市町村に比べてどういう農地ですかということ。どういう考えを持っていますか。

**○川崎満農政課長** 本市の農地の特性というか、そういった形——本市は畑作地帯でございまして、温暖な気候を利用した畑作地帯ということで、それで特に畑かん事業を行っているところについては、大規模な農業も推進されているということでございます。

こういったところでは、先ほど申し上げましたとおり、意欲のある方々がお茶とかいろんな、もうちょっと畑作農業を中心に規模拡大も一方で進んでいる。その中で、逆にその他の土地におきましては、高齢化が進んでそして規模も零細なところが多いもんですから、そういうところについてはだんだん高齢化、少子化によって規模も縮小していくという状況、二極といったらあれですが、そういった分析ができるのではないかなというふうに考えております。

**○8番 禰占通男議員** 私も以前、食品の何か品評会ということで、それで取り組んだこともあったんですけど。それで、以前もこの議会で言ったことがあると思うんですけど、鹿大の農学博士であったという肩書を持った方と、私は枕崎だとわかっていたものですから、直々に声をかけてもらって、あんたは枕崎の農業、農地はどう思うかって言ったら、いやもう枕崎は農地としては最悪の状態ですよと、うん、わかってるなあと。

結局、枕崎は農地の耕地面積が1枚1枚が少ないですよ、そして、そういうのがほかの市町村と比べたら農業生産性が悪いというそこに行き着くと思うんですけど、やはりそういう難しい中での本市の農地、農業ですから、また取り組むこともほかの市町村の取り組みと枕崎市の取り組みはイコールにならないという私はそれをずっと思っているんですけど、やはり何か工夫する方法もあると思うんですよ。

それで、1年生になったときくらいからずっと言っているんですけど、本市は農業生産品についての加工製品化とか6次産業化というのはほとんどありませんよね。お茶で、個人的に売買している方もおりますけど、ほとんどがそういうことに取り組んでないということで、型の悪いもの、余ったものはもう廃棄するしかないということで、生産性ということで劣ると思うんですけど。こういったことに対して、副市長にお伺いしますが、阿久根ではどういう取り組みが、こういうことについて農業の生産性を上げるとか、所得を上げるとか独自の取り組みは何かあったんですか。

**○小泉智資副市長** 阿久根での農業生産性向上のための取り組みということですが、私のほうで特に認識している顕著な例というのはございません。

ただ、阿久根市も枕崎市と同様に農家の高齢化、担い手というのが不足しております。

その中で、どれだけ新しい担い手として若い方々がやっていけるかということがすごく大事

だというふうに思っています。

Uターンを含めて、農業を志すということ、そういう方に対しての支援というのを市として助成金をつけて応援しているという事例はございます。以上です。

**○8 番禰占通男議員** 阿久根市の地方創生の文に、人口ビジョン及び総合戦略という名前になっていますけど、この耕作放棄地解消事業という言葉が出てきたんですけど、これは何か特別な取り組みがあったんですか、阿久根市では。

**○小泉智資副市長** 耕作地の解消ということに対して、直接的な事業としては目新しいものというのはありません。

ただ、それぞれの各地区の中で有志の方が耕作放棄地にサカキを植えて、国産のサカキは今非常に需要が高いということで、個人的に仲間を募ってサカキの生産をすると、それによって近くの高齢者の方も一緒に働こうよという形で取り組みを進めていらっしゃる、そういう地区があるというのは事実でございます。

**○8 番禰占通男議員** 次に、まちづくりについてはどのような考えでいるのかをお伺いいたします。

**○下山忠志水産商工課長** 本市の地方創生総合戦略では、枕崎で安定した雇用を創出する、の政策分野の柱に食のまち枕崎の魅力発信を具体的な取り組みとして掲げておりまして、地域資源を生かした食に関する名物的商品の開発、それと販路拡大への取り組みに対する支援を具体的な取り組みとしているところであります。

これまで、市内各通り会で構成する枕崎市通り会連合会では、平成23年に枕崎船人めしを、平成26年には枕崎かつお大トロ丼を開発するとともに、全国に情報発信し、食のまちをPRしてきたところです。

また、平成28年には、枕崎市通り会連合会と鹿児島水産高校が連携のもと、地元食材を使ったラーメンをともに開発し、市民はもちろん、本市を訪れる観光客にも提供しているところです。

枕崎市通り会連合会では、さらに鍋をテーマにした新メニューの開発を進めていくと聞いております。

本市としては、こういった食のまちの取り組みを、そして販路拡大に支援していきたいと考えているところであります。

また、本市の地場産業における労働力の確保、これについて議員のほうからあったわけですが、これについては、各業界ごとに労働力の確保について進めているところでございます。

**○東中川徹企画調整課長** 今、阿久根市の快適で住みよいまちをつくる、このまちづくりの部分です、本市の取り組みに該当するというところで、議員から前もってお聞きした部分でお答えいたしますが、阿久根市が掲げております地域資源としての再生可能エネルギーを生み出し、それを地産地消による自然と人が共生できる循環型社会の構築を目指すといった取り組みを阿久根市は掲げてございますが、これを本市において対応するというところで申し上げますと、本市においては、これまでエネルギー政策についての課題というのを具体的にまだ検討していないということで、阿久根市との違いで申し上げますと、この部分は取り組みがないところでございます。

**○8 番禰占通男議員** 課長からありましたように、阿久根市は、地域資源としての再生可能エネルギーの地産地消ということを掲げております。これはどのくらい進んでいるんですか、阿久根市としては、再生可能エネルギーの利用というのは。

**○小泉智資副市長** 阿久根における再生可能エネルギーがどこまでということですが、まず、2016年に制定されました、まち・ひと・しごと創生総合戦略、その中で再生可能エネルギーに取り組むということが、まず明示されております。

私は、阿久根市で2年間仕事をしておりましたが、ちょうど2016年に着任しまして、まず、再生可能エネルギーの阿久根市のビジョンの策定というのを最初の1年間でやりました。

さまざまな、いわゆる学生から企業、社会人に至るまでのアンケート調査、それから地区に入  
ってのワークショップというのを経て、あとビジョン策定委員会を設置しまして、その中で実  
際の阿久根市にとってふさわしい再生可能エネルギーのあり方というものを規定しました。その  
規定の中で、一応6つのプロジェクトを優先的な課題とするということで、一応ビジョンの中  
では制定しております。

6つのプロジェクトというのは、一つはBDFの導入、すぐできることとしてのBDFの導入、  
それから体育施設の中にプールがあるんですが、その市民プールへの木質のバイオマスの投入、  
それから家畜糞尿系のバイオマスエネルギー抽出というもの、それから小水力発電の導入、それ  
から避難所及び役所拠点施設への再生可能エネルギーの導入、それから阿久根大島という無人島  
がございますが、阿久根大島への再生可能エネルギーの導入プロジェクトという6つのプロジェ  
クトを制定いたしました。

昨年度は、その制定したビジョンに対しまして、国のほうからFS調査ですね、実現可能性調  
査の予算がおりましたので、その予算を使って、それぞれの6つのプロジェクトがどれだけ実現  
可能かという実際のケーススタディーを含めて調査を進めております。

で、最終的にはまだ今年度もそのSF調査をもとに、何をどこまでと、どのレベルでやるべき  
かという、今その議論を続けているというのが今の状況です。よろしくお願いします。

**○8番 禰占通男議員** 地産地消というのは物すごく大事だとは思いますが、あえてお伺いし  
ませんが、改訂版によっても域内型産業の生産向上を図ることが閣議で決まっています。

結局、市内の中で需要を喚起して消費しなさいということと、あと、域外の市場産業でもうか  
ってきて域内の消費を促しなさいということとを改訂版でも、政府も——もう決まっていますので、  
それをどう取り組んでもっていくかというのは、行政の力だと私は思うんですね。

何でかという、課長さん方には言ったんですけど、本市にも研修生が300人を超してきてい  
ますよ。あの人の稼ぎは経営者には稼ぎになりますけど、本市から見ると、その稼いだ分は全部  
市外に出ていくってということで、本市には何も残らないってことですよ。

そういう考えで、経営者も今まで取り組んでこなかったけれども、どうしても取り組まないとい  
うちはもうやっつけられないってことで昨年取り組んだ事業者もございましたけど、やはり、研  
修生で安いからいいだろうということは、私はどんどん枕崎を財政的に落としていくんじゃないか  
らうかと、そう私は思っております。それはそれで今後、考える必要があると思います。

で、6番の質問にまいりますけど、移住定住環境の充実についての構想はないのかをお伺い  
いたします。

**○東中川徹企画調整課長** また私のほうから阿久根市の取り組みと、本市の戦略に掲げている部  
分との比較ということで若干説明申し上げます。

阿久根市におきましては、移住定住環境の充実ということで、移住定住促進事業、地域おこし  
協力隊を活用した移住定住の促進、空き家活用支援事業などが掲げられております。

本市における取り組みとしましては、移住定住に係る支援策として、昨年度、市内のNPO法  
人のほうが整備をいたしましたお試し居住用の移住体験住宅というのを活用しまして、移住希望  
者に対する支援を開始いたしました。

そのほか、政策パッケージ、枕崎市への新しい人の流れをつくるの中にも、お試し居住事業と  
してお試し暮らしツアー等も掲げておまして、今後、同法人、また地域おこし協力隊と連携し  
て、ツアーメニューの開発など事業の実施に向けて検討を行うこととしております。

地域おこし協力隊を活用した移住定住の促進ということで申し上げますと、阿久根市は5年間  
で15人の登用といったことも掲げておりますが、本市においてはそういった何名といった方針  
というものはございませんが、ただいま申し上げました取り組み等を今後の課題として、連携し  
て移住定住の推進に取り組んでいくこととしております。

空き家活用支援事業における移住定住サポートということにつきましては、本市におきましても政策パッケージの中に空き家バンクの創設を掲げ、昨年度に事業を立ち上げたところでありますが、今後登録物件をふやしまして、情報発信に努めるという課題への取り組みが求められています。

また、移住者向け住宅リフォームの助成ということについてはありますが、これも政策パッケージに掲げておりますので、事業の早期実施に向けて検討を行うこととしております。

ただいま申し上げましたように、いずれの事業につきましても地域性、それとそれぞれの課題、また進捗ぐあいといった差がありましても、掲げている事業自体というものについては大きな違いはないものというふうに思っております。

**○下山忠志水産商工課長** 阿久根市におきましては、交流人口増加に向けて明治維新150周年を迎える中で、市の歴史資源を活用した観光地づくりに努めるとともに、自然環境を生かして誘客を図ることを施策というふうな形にしておりますけれども、本市における交流人口の拡大については、総合戦略におきまして、枕崎市への新しい人の流れをつくるを政策分野の柱の一つに掲げ、観光客などによる交流人口の流入を増加させる観点から、枕崎市への年間観光入込客数をふやすことを基本目標の一つとしております。

具体的な取り組みといたしましては、観光商品の開発・充実、駅やJRを生かした観光事業の推進、観光拠点のWi-Fi環境の整備、外国人観光客誘客事業の推進、農林業・農村の多様な交流の推進、イベントの集客力向上策の推進、そして枕崎国際芸術賞展の開催などが掲げられております。

現在の取り組みといたしましては、これまでも実施してきましたさつま黒潮きばらん海枕崎港まつりやこどもの日かつおまつりなどの各種イベントのほか、平成28年度からは、枕崎駅から始まるまちづくり事業として、枕崎駅を中心にし毎年度複数回のイベントを開催し交流人口の増加を図っております。

また、明治維新150周年ということもあり、昨年度は枕崎市観光協会が主催し、10月に「大河ドラマ西郷どんに向けて枕崎でできること」と題し、NPO法人まちづくり地域フォーラム鹿児島探検の会代表理事の東川隆太郎先生を講師とした講演会を実施したほか、2月には西郷どんゆかりの地をめぐる枕崎まち歩きツアーを行ったところであります。

さらに、観光施設については、枕崎駅舎や駅舎前広場の整備をして、火之神公園の園路整備などを行うことで交流人口の増加を図っていきたいと考えておりますけれども、今後もこういった観光資源をもとに、交流人口の増加を図った施策を展開していきたいと考えております。

**○8番禰占通男議員** あと時間もないので、1つ、2つ、お願いをしておきます。

移住定住については、ホームページの日付が17年11月になっておりますので、これも早急に書き換えをお願いしたいのと、あと交流人口ということで、枕崎に来る観光客の消費額について1人平均どのぐらい使っていると、こういうのをやはり、観光案内所、お魚センター、地場センターでもいいですから、集計をお願いいたします。

最後に、少子化対策についての構想はないのかをお伺いいたします。

**○山口英雄福祉課長** 少子化対策、子育て支援を含めての観点で、本市の取り組み状況を申し上げます。

阿久根市の総合戦略には、安心して結婚・出産・子育てができる笑顔あふれるまちをつくるというふうにしておりまして、出会い・結婚を支援する、出産を支援する、子育て・教育を支援する、こういった重点目標を立てているようです。

これに対しまして、本市の取り組み状況を申し上げますが、出会い・結婚を支援する取り組みといたしましては、平成26年5月に設立されましたコンカツプロジェクト協議会が中心となり、これまで4回にわたり若い男女の出会いの場の創出のためのイベントを開催しています。



出産を支援する取り組みといたしましては、乳児全戸訪問事業や不妊治療助成事業等を実施していますが、このうち不妊治療助成事業につきましては、特定不妊治療に係る部分だけではなくて、一般の不妊治療及び男性の不妊治療に係る部分についてもその費用の一部を助成しており、また、産科医確保を支援するための産科医療体制確保支援事業補助など、本市独自の取り組みも実施しております。

子育て・教育を支援する取り組みといたしましては、経済的支援という意味合いでは、奨学金貸付事業、子ども医療費助成事業、保育料軽減事業などのほか、ロタウイルス予防接種助成事業、未就学児に対するインフルエンザ予防接種助成事業といった本市独自の事業も実施しております。

それ以外の経済的支援以外の取り組みといたしましては、特に特筆されるものといたしまして、平成26年12月から、病児・病後児保育事業として、カンガルーのポッケにおいて病児対応型の保育事業も実施しているところといったことでございます。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時4分 休憩

午後3時13分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○11番下竹芳郎議員 こんにちは、本日最後の質問となりました。よろしくお願いいたします。  
6月に入り、梅雨の季節がやってまいりました。大雨には十分注意してお過ごしいただくようお願いいたします。

私は、前田市長に対し初めての質問でございます。

また、小泉副市長におかれましては、初議会でございますので新たな気持ちで、さらに緊張感を持って、よりよい枕崎をつくるために、この一般質問に臨みたいと思います。

午前中からの質問に重なるところもありますが、通告に従い質問をしてまいります。

東日本大震災から7年、熊本地震から2年がたちました。いまだ避難生活を強いられている方々、復興もまだまだ半ばでございます。いろいろな諸問題も解決にはほど遠い状態でございます。大きな被害をもたらすほどではないですが、地震が毎日のように日本各地で起こっています。

私たち枕崎でも、近年、災害をもたらすような台風がちょくちょく接近しています。そこで災害対策につきましては、枕崎市地域防災計画に詳しく示してありますが、防災・減災について市長のお考えをお聞かせください。

よろしくお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 私は、今回の全国市長会の際に、防災・危機管理トップセミナーを受講してまいりました。

昨年の九州北部豪雨を初めとして、近年の自然災害は想像を超えるものが発生しています。観測史上類を見ない豪雨や大型台風など、これまで体験したことのない気象状況が発生することが多く見られるのが、昨今の自然災害であります。

自治体が発する避難勧告、避難指示にも厳しい意思決定が求められますが、何よりも市民自身が自分の命は自分で守るという危機管理の意識が絶対的に必要であります。

そのために、自治公民館単位等の地域の防災に対する備えのレベルを高める必要性が求められていること、また、形式的な自主防災組織ではなく最悪の事態に備え、地域として地域住民の命をどう守るかのシミュレーションを日ごろから行っておくことの重要性をそこで再認識いたしましたところ です。

私は、本市における防災に関しては、まだまだ、地域による温度差など解決しなければなら

い課題が多くあると感じております。地域による温度差については、災害に対するリスク管理の感度を市民一様に上げていくことが重要であり、そのために必要な情報と体験を整備していきたいというふうに考えています。

情報とは、もちろん、どのような災害が起こり得るのか、起こったときに市民はどのように行動すべきなのかという災害に関する細かな情報を市民にしっかりと伝えることをやっていかなければなりません。

体験とは、実際に災害が起こったときに、どのように行動するのかのシミュレーション、つまり、訓練を多くの市民が体験することが必要であると考えます。

この情報と体験を通じて、実際起こったときの行動の質が高まっていくものと考えておりますので、その部分を、さらにさらにもっとレベルアップしなければならないというふうに今、思っております。

**○11番下竹芳郎議員** ありがとうございます。市長の防災に対する心構えがわかりました。

市長が公約に掲げる、「災害に強いコミュニティFMラジオ局の開設」とあるのですが、コミュニティFMが主に地域情報の発信等をするんですが、東日本大震災時、その後、ポイント的に的確な情報が伝わるため大変役に立ったと聞いております。

あと、施政方針でも触れておりましたが、現在、防災行政無線のデジタル化を進める中でありますが、コミュニティFMの必要性、そしてその進捗状況を教えてください。

**○前田祝成市長** 私はコミュニティFM局の開設などで、市民とのつながりを強化していくことを公約に掲げております。

施政方針でも申し上げましたが、防災情報を初め、市民に広く正確な情報発信を行い、市民生活の質的向上、市民活動の活発化、市民参加を促進させる上で、コミュニティFM局の開設は有効な手段となるのではと考えておりますので、防災行政無線との共存など、その可能性を慎重に検討してまいりたいと思います。

防災面において申しますと、テレビやインターネット、新聞といった他のメディアと比較した場合、コミュニティFMなどのラジオ放送による情報伝達は即効性が高いこともあり、停電、断水、救助活動等の情報をリアルタイムできめ細かく提供でき、特に、災害発生直後の情報収集源として重視されており、自治体とコミュニティFM局との間での協定等を締結している事例や費用負担を取り決めたり、緊急割込放送の設備を使用して臨時放送を行うなど、災害時における確実な情報提供に努めているケースも多いというところです。

なお、コミュニティFM局の開設に向けた進捗状況につきましてですが、現在、県内においては、民間企業やNPO法人、第三セクターが事業主体となって、離島も含め13のコミュニティFM局を運営しており、先日から先行自治体のヒアリング調査を初めとした調査を開始いたしました。

コミュニティFM局の開設については、施設整備、そして運営面において、いろいろ課題等もございますので、今後さらに情報収集に努めながら、庁内全体で開設に向けた研究を進めてまいりたいというふうに思います。

**○11番下竹芳郎議員** まだまだ、これからの段階でございますので、研究をして、試算して、ランニングコスト、運営方法を含め市民が納得した形ができ上がったら、また御報告をお願いしたいと思います。

次に、先日、枕崎ライオンズクラブ様より災害時の人命救助や被害の軽減に役立ててほしいということで、小型無人航空機ドローン2機が本市消防本部に寄贈されました。とてもありがたいことです。

先日の消防操法大会で寄贈された物と同機種のドローンが天高く舞い上がり、その様子を撮影しておりました。

話はちょっと横道にそれますが、その操法大会で、ポンプ車の部と小型ポンプの部、見事2冠を達成された別府南分団の団員の皆様、優勝おめでとうございます。

惜しくも優勝できなかった分団の皆様も、日々訓練に励み、もしもに備えている姿に敬意を表します。これぞまさに防災の最たるものだと思います。

話をドローンに戻しますが、その活用方法とかスペックとか、どのようなものでしょうか。よろしくをお願いします。

**○中原浩二消防長** 本年5月7日、枕崎ライオンズクラブより寄贈いただきました無人航空機ドローンは、実戦用1機、訓練用1機の計2機で、災害時、新たな消防戦術のオプションを広げるものとして、大いに期待しているところでございます。

まず、無人航空機ドローンの運用に当たりましては、捜索・救助活動に限り、飛行禁止空域や飛行方法など、制約が航空法により除外されておりますが、平常時におけるD I D地区、いわゆる人口集中地区における訓練などを考慮いたしまして、大阪航空局長宛て、無人航空機の飛行に関する許可・承認を申請し、許可及び承認を得たところでございます。

お尋ねの具体的な活用方法といたしましては、過去の災害事例で申し上げますと、平成28年12月の糸魚川市の大規模火災におきましては、火災鎮圧後の被害状況の確認に、平成29年7月の九州北部豪雨では、道路閉塞状況や流木範囲の確認などに活用されておりますので、本市といたしましても、俯瞰的な情報の収集や交通遮断場所における飛行など、陸上からのアプローチが困難な場合などに、効果的に活用してまいりたいと考えております。

次に、無人航空機ドローンの主なスペックといたしまして、実戦用機で申し上げますと、重量は2,935グラム、航行可能限界高度は海拔4,500メートルで、最大飛行時間は約18分となっておりますが、予備のバッテリーがございますので、合計約36分間は飛行可能となっております。

また、4K映像の撮影が可能なカメラが搭載されておりますので、災害現場を上空から撮影し指揮本部に映像を伝送することにより、リアルタイムで被害の状況確認が行えるものでございます。なお、通信距離といたしましては、見通しが確保されている場合においては、2キロまで送信可能となっているところでございます。

**○11番下竹芳郎議員** 悪天候時の飛行基準とかありますか、風速とか雨量とか、幾らまでとかお願いします。

**○中原浩二消防長** 無人航空機ドローンを飛行させるための気象条件といたしましては、無人航空機飛行マニュアルで定めておりまして、風につきましては、最大風速抵抗が10メートルでございますので、地上でおおむね5メートル以上の風が吹く場合は、飛行は行わないこととしております。

次に、雨天時などの場合は、無人航空機本体に防水性能がございませんので、雨、雪及び霧などの気象条件下での飛行は難しいものと考えているところでございます。

**○11番下竹芳郎議員** このドローンは、災害時以外はどんな使用法が考えられますか。

**○中原浩二消防長** 災害時以外の使用方法につきましては、消防署や消防団の訓練などを上空から撮影できることから、訓練に対する消防戦術や隊員などの動きを録画し、その行動のよしあしをフィードバックすることにより、消防技術の向上が図られるものと考えております。

また、無人航空機操縦技能講習を、消防職員5名、市職員2名、計7名が習得しておりますので、消防活動に限らず、行政全般におきまして幅広く有効に活用してまいりたいと考えているところでございます。

**○11番下竹芳郎議員** 防災はもちろんのことですが、いろんな方面で活用範囲が広がるような柔軟な対応ができるようお願いいたしたいと思います。

多種多様な活用方法ができるとライオンズクラブも喜んでくれると思います。有効に大切に使用していただきたいです。

コミュニティFMやドローンなどは、災害にはとても有効なアイテム、ツールです。防災・減災には、自助・共助・公助が大切とありますが、この間、テレビで見たんですが、近くで助けると書いて近助というのがあって、共助よりも近くて家族、近所隣で助け合うのだそうです。

自然災害は自然が起こしますが、防災は人間そのものだという気がします。いつ起こるかわからない災害ですが、いつも意識して準備していれば被害を最小限に抑えることができるのではないのでしょうか。

続きまして、地方創生総合戦略の中で枕崎への新しい人の流れをつくるという観点から、移住・定住者の促進を図り、空き家等の有効利用をしようということで登録制の空き家バンク制度があります。移住定住にとって住宅は必須でございますが、市のホームページ等で情報の得られる空き家バンク、空き家情報の利用状況はどうなっているか、お願いします。

**○東中川徹企画調整課長** 空き家バンクについてのお尋ねでございます。

ただいま議員のほうからありましたように、市内の空き家の有効利用を通して本市への定住等を促進し、市の活性化を図ることを目的としまして、地方創生総合戦略の政策パッケージの「枕崎への新しい人の流れをつくる」の中に移住定住支援事業として掲げまして、昨年度、制度を立ち上げたところでございます。

お尋ねの利用状況の前に、制度の概要と申しますか、概略について申し上げます。

まず、市内に存在する物件について、空き家バンクに登録して売却、または賃貸等を行う意向はないかということホームページ等で広く募集を行います。平成29年度につきましては、平成28年度に実施いたしました空き家調査のアンケートの中で、空き家バンクの活用を希望された方々に対しても、個別に制度創設の周知、それと登録のお願いを行いました。

そして、登録を希望する申し出があった場合には、登録希望者と登録不動産事業者との間での物件の取り扱い等の打ち合わせ、あと市の現地確認等を経まして、空き家バンクに登録して、間取り、築年数、主な公共施設への距離など、その物件の概要等をホームページ等で広く情報提供を行います。

利用希望者からの問い合わせにつきましては、市で対応いたしますが、正式に利用の申し込みというのがあった場合には物件を担当します登録不動産事業者の連絡先を紹介いたしまして、その後の交渉というのは利用希望者と登録不動産事業者で行い、市では一切関与はいたしません。

以上の経過を経て成約に至った場合には、登録不動産事業者のほうから契約成立報告書の提出をいただきまして、一連の流れが完結するといったこととなります。

お尋ねの利用状況についてでございますが、登録希望、または利用希望についての問い合わせと申すものは、これまでも数件はございますが、実際に登録されているものは1件ということで売買等の成約にも至っていない状況でございます。

今後の取り組みといたしまして、本市への移住定住を促していくためにも移住に関する支援として、空き家物件の情報発信というのは不可欠でございますので、不動産事業者を中心に広く登録の呼びかけを行い、少しでも登録をふやしていくという努力をしていきたいというふうに考えております。

**○11番下竹芳郎議員** 成約はなくて、問い合わせは数件あったとのことですが、この空き家情報のホームページのアクセス数というのはわかりますか。

**○東中川徹企画調整課長** お尋ねの本市のホームページへのアクセス数につきましては、4月の一月分で申し上げますと、7万7,763件、そのうち空き家バンクのページについては620件というふうになっております。

**○11番下竹芳郎議員** インターネット以外での周知方法とかあるんですか。インターネット以外で空き家情報を知る方法はありますか。

**○東中川徹企画調整課長** 空き家バンクの内容につきましては、ネット上でその概要等は載せて

ありますが、ほかの部分では、問い合わせ等があった場合に、ネット等で見れない方というのもございますので、そういった方については、企画調整課のほうに来ていただいて紹介するというふうな形になります。特にといいますか、ホームページでの公表というのが主な周知の方法というふうになっております。

**○11番下竹芳郎議員** まだ、空き家情報の案内をしてから日が浅いということもありますが、供給する側の空き家の、売買したり賃貸できる状態、物件なのかということもあります。

ニーズに合わせて、空き家の持ち主や不動産業者と密に連携をとりながら、進めていっていただきたいと思います。

空き家の持ち主のアンケート調査でも、空き家バンクを活用したいという方が4割を超えておりますので、まだまだ伸び代は幾らでもあると思いますので、営業努力、情報収集していただき、物件の掲載をふやすとアクセス数もふえ、契約に至る可能性も出てくると思います。

移住定住する場合、その町に縁やゆかり、またその町の魅力がなければ住んでくれません。

また、移住する人の決心、違う土地に行くエネルギー、現役世代であれば働く場所、そして移住にかかる多額の費用が必要です。

転入者が、不動産を取得したり、新築やリフォームをした場合、近隣市では、手厚い助成をしておりますが、本市の総合戦略や空家等対策計画で助成を検討すると示しています。

先ほどの質問でも検討するとありましたが、これを実施する計画はありますか、よろしく願います。

**○東中川徹企画調整課長** 住宅の取得、またはリフォームに対する支援策というものについて、これまでの本市の取り組みの経緯というものを若干申し上げますと、本市におきましては、平成5年度から5年間を時限とする定住圏構想、これに基づきまして住宅建築資金に係る利子補助、それから平成24年度と平成25年度の2カ年間で、経済対策としまして市内の業者によるリフォームというものを実施した場合に、補助金の交付といったもので支援というものを行ってきておりますが、現時点におきましては、そのリフォーム等に対する支援策というものはございません。

新たな本市の計画ということでお尋ねの件であります。議員がおっしゃいますように、地方創生総合戦略の政策パッケージ、「枕崎への新しい人の流れをつくる」の移住定住支援事業において、移住者向け住宅リフォームへの助成を掲げておりますし、また、さきに策定いたしました空家等対策計画におきましても、空き家等の活用促進策として空き家バンクの実施とともに、移住定住等を目的とした空き家の取得、またはリフォーム等に対する助成というものを検討することとしておりますので、現在、事業の早期実施に向けて、検討を進めているところであります。

**○11番下竹芳郎議員** 実施時期というのは全然わからないということではよろしいですか。

**○東中川徹企画調整課長** 事業の早期実施ということで申し上げましたが、担当課としてはできるだけ早くということを考えておりますが、何年度からということはまだこの場では控えさせていただきます。

**○11番下竹芳郎議員** 財源を確保していただき早く実施できるようによろしくお願いいたします。

幾ら手厚い助成があっても、町に魅力がないと移住先に選んでもらえません。移住するためには、枕崎がどういうところか知ってもらう必要があります。

そこで、さきの答弁でもありましたが、金山校区の木口屋地区に古民家を活用した移住体験できる宿泊体験施設、お試し住宅がありますが、利用状況はどうなっているのでしょうか。

**○東中川徹企画調整課長** お尋ねの移住定住のできる宿泊体験施設であります。昨年度、市内のNPO法人が国の補助を受けまして、四季を通じた田舎のよさを再発見しようという事業の中で木口屋地区の古民家を改修して、お試し居住用の移住体験住宅を年明けに整備をいたしました。

これにあわせまして、この施設を活用して同法人と連携を図りながら本市の移住希望者に対し

まして、利用料の一部負担という市としての支援を開始しております。

利用状況としましては、本年3月末に1組2人の利用があったとのことであります。それから夏に向けての予約、また問い合わせ等もありますので、今後の取り組みとしてありますが、ホームページでの紹介、こういったものだけではなくて、今後、参加いたします予定の移住交流フェア、こういったところにおいてもPRに努めていきたいというふうに考えております。

**○11番下竹芳郎議員** これは枕崎市在住の方でも利用は可能なんですか。

**○東中川徹企画調整課長** 市内の方が、その移住体験というか、そこで体験をしたいということで利用することは可能かということにつきましては、市の支援策というのは、移住を検討している方、これを対象としているものでありますので、その利用料に関する市からの支援というのはございません。ただ、NPO法人のほうに申し出をしていただいで、その了解が得られれば利用することは可能ではないかというふうに思っております。

**○11番下竹芳郎議員** 利用状況は、1件ということでしたけど、この古民家で宿泊体験施設を管理運営している自然花さん、木口屋集落の皆さんと一緒にいろんな活動に取り組んで、地域に溶け込んでいらっしゃいます。

この自然花さん、子育て支援活動を行っていますので、子供たちが農業体験や自然体験をこの地域のおじいちゃん、おばあちゃんたちに教えてもらいながら交流を図っているため、子供たちもお年寄りの方々も元気に輝いています。

また、同じ金山校区の田布川地区では、環境保全促進事業でビオトープが整備され、先日ありましたホテルの放流会で数百匹のホテルが放流され、大自然の中を飛び舞う姿は幻想的であり、帰るのを忘れずと見入っていました。

このビオトープ、季節に合わせていろんな生態系を觀賞することができて、目を楽しませてくれるとともに勉強にもなるし、何よりも心が癒されます。

ここの金山地区の人々、大自然の中に人の営み、エネルギーを感じます。ここで移住体験をすると移住したくなるはずです。今まで以上の広報、周知をよろしく願いいたします。

今言った金山校区の例のように人が地域のために頑張っている姿は、そこに、地域活性化の発想、アイデアが生まれる源になるのではないのでしょうか。

続きまして、市長が選挙戦の当初から掲げています、市民の魅力を町の魅力にしようという、とてもポジティブなキャッチフレーズがありますが、本市の市民は、大変ポテンシャルも高く、いろんな面において可能性を秘めていると思います。

枕崎の隠れた魅力を引き出すとおっしゃっておりますが、どうやって引き出しますか、よろしく願いします。

**○前田祝成市長** 市民の魅力を町の魅力にしようという私の考え方のベースなんですけれども、市民参加のまちづくりをしたいという強い思いがございます。

先ほど、防災のところでも話をしましたが、また、施政方針でも少し触れましたが、市民が自分自身の命は自分で守る、市役所に至れり尽くせりのサービスを求めるのではなく、市民自身がまちづくりに参加することで、市民の幸せを実現するというような考え方がベースにあります。

「市民の魅力とは」と問われましたら、これは選挙期間中からずっと話をしていたんですけれども、私は煩惱という話をしていました。

枕崎の市民が持つ、見返りを期待しない地域や地元愛、まさに住んでいるところに対する煩惱こそが、市民の魅力ではないかと言いつけてきました。

まちづくりを市民参加でやっていきたいと思いますというのが、市民の魅力を町の魅力にしようという私のメッセージの基本にあります。

実は6月1日に、枕崎に住む若いメンバーが勉強会をしておりますして、そこに講師として招かれました。そこで、16人のほぼほぼ30代、あるいは20代もいたんですが、の若い男女と話をす

る機会がありました。1時間半ぐらいのワークショップをして、みんなから枕崎のいいところ、枕崎の問題点、今後どうやったらいいかということをして、聞く会を設けました。そこで、アンケートを主催者がとっていただきまして、その中で幾つかありましたので紹介します。参加してくれた若者のアンケートです。

まだまだ枕崎は元気になれる、発展できる、住みやすくできると思いました。

なかなかお魚センターにも行かないので、いろいろなところに足を運ぼうと思いました。

枕崎のこれからについて、みんないろいろと考えていることがわかり、自分も何かできることを探していきたいです。

自分ができるところを探して、市民として町の活性化に参加したい。

自分のこととして、枕崎のことを考えないといけないんだなと思いました。

そのほか、市民参加に協力していくとか、空き家を美容室にしたいとか、もう一度枕崎を見直してみるとかというようなアンケートの回答が聞かれておりました。まさに、若い人もしっかりと魅力を持ったそういう町がこの枕崎かなというのを実感いたしました。

以上です。

**○11番下竹芳郎議員** ありがとうございます。私も煩惱という言葉は大好きであります。若い人の思い、考えは、本当に大事なことであると思います。この町は、いろんなところに魅力が隠れています。

市長は、既にわかっていらっしゃると思いますが、例えば抽象的なんです、目に見えにくい部分を見えるようにするとか、ほこりのかぶっている部分をきれいに見せれば、隠れた魅力も光輝くのだと思います。ぜひ枕崎の魅力もブランディングしていただきたいと思います。市長の卓越した手腕に期待しております。

副市長におかれましては、就任して2カ月が過ぎました。副市長も御存じかと思いますが、本市の市民は、港祭りには三尺玉花火を上げるとなれば、もう10年以上になります、毎年300万円の寄附に協力し、駅舎をつくるとなると1,000万円を超える寄附に協力するなど、ふるさと枕崎のためなら喜んでまちづくりに協力するという姿勢と地域性を持った粋な町でございます。

枕崎は全国的に見て、カツオ、台風といったようなイメージがありますが、副市長が枕崎に来て2カ月の間に抱いた感想というのがあれば、教えていただきたいと思っております。

**○小泉智資副市長** 4月1日付で副市長に就任しまして、2カ月ちょっとたっております。今、枕崎の魅力とはというようなことですが、ちょっと思ったところを幾つか述べさせていただきます。

やはり、本市の魅力は何といたしましても、東シナ海にそびえる立神岩に象徴される雄大な自然であったり、そしてカツオに代表される新鮮な海の幸、そこから生み出される伝統のかつおぶし、そういうものだけではなく、ほかにもですね、鹿籠豚や枕崎牛、それから電照菊もあれば枕崎茶、それからグルメでいくと、船人めしや鰹大トロ丼等のグルメ類、きわめつきはおいしい芋焼酎ということになるかと思いますが、いろんなおいしいものを含めまして、目いっぱい堪能させていただいております。

また、道ですれ違うときにちゃんと笑顔で挨拶のできる子供たちがいるというのが素晴らしいというふうに思っています。

いろんな企業、会社、それから団体、店舗、飲食店等を訪問しておりますが、皆さん親切で、でも暑苦しいくらい熱くて、とにかく熱い気持ちを胸に秘めていらっしゃる方が多いなというのが私の印象であります。そんな方々がたくさんいる枕崎ということに対しまして、感激しています。

本市の魅力ってということですから、もう一回最初の質問に戻りますけど、魅力の源泉というのは何かなのをちょっといろいろ考えてみました。やはり、その本市の魅力の源泉はすば

らしい人、そのものになるのではないかというふうに思っております。その熱い人たち、しかも志をもった志民——志の民で志民の方々とですね、一緒に「活力ある地場産業に支えられ、人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」と第6次総合計画に定められておりますが、その潤いのある枕崎市を目指して一緒に活動していければいいなあというふうに思っております。

ちょっと簡単ではございますが、2カ月たった所感でございます。

○11番下竹芳郎議員 ありがとうございます。

この町は、気温も気持ちもあついです。

副市長は、枕崎にいらっしゃる前は阿久根にいらっしゃって、その前は長年、民間企業の社員として全国を飛び回り、活躍されておりました。中にいるとなかなか見えない部分も外部から見るといろんな角度から、いいところ悪いところが見えてくると思います。

いいところは魅力として伸ばしていただき、よくないところは改善して行って、いろんなアプローチの仕方で枕崎の魅力を引き出していただきたいと思います。

私が議員になって3年の月日がたちますが、最初のころからすると今議会で市の三役、市長、副市長、教育長、全員の方が入れかわりました。新しくなった三役の方々が、この町を先導して市民の皆様にすばらしい新たな景色を見せていただきますよう御祈念いたしまして、私の質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時52分 散会



# 本 会 議 第 3 日

(平成30年6月12日)

平成30年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第3号）

平成30年6月12日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		一 般 質 問 城 森 史 明 議 員 (72ページ～81ページ)	
2	40	平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	予 特

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
4 番 城 森 史 明 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

7 番 清 水 和 弘 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長  
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長  
本 田 親 行 総務課長  
下 山 忠 志 水産商工課長  
佐 藤 祐 司 財政課長  
松 崎 信 二 建設課長  
田 中 義 文 健康課長  
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長  
中原田 修 二 下水道課長  
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長  
平 塚 孝 三 企画調整課参事  
永 江 隆 水産商工課参事  
俵積田 光 昭 選管事務局長  
丸 山 屋 敏 教育長  
益 満 裕 美 学校教育課長  
中 嶋 章 浩 文化課長  
中 原 浩 二 消防長  
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

小 泉 智 資 副市長  
東中川 徹 企画調整課長  
原 田 博 明 市民生活課長  
山 口 英 雄 福祉課長  
川 崎 満 農政課長  
神 園 信 二 税務課長  
松 田 誠 水道課長  
神 山 芳 文 市立病院事務長  
松 田 博 監査委員事務局長  
田 中 幸 喜 総務課参事  
加 藤 省 三 市民生活課参事  
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長  
山 口 美津哉 教委総務課長  
末 永 俊 英 生涯学習課長  
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長  
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長  
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 皆さん、おはようございます。

最後の一般質問者として、通告に従って一般質問を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

東京への一極集中と地方の衰退が問題となり、地方創生の政策を推進する中でふるさと納税制度は生まれました。地方の過疎化が進む中、地方にとってはまさに水を得た魚のような政策であり、この制度がなければ、地方は消滅都市への道をさらに突き進んでいるものと思われれます。

本市においては、初期の取り組みがおくれたものの、昨年度は約5億のふるさと応援寄附金を獲得することができました。

水産業や農業等の地場産業の盛んな本市にとって、財政の厳しい本市にとって、ふるさと納税制度は貴重な制度であります。地方の景気が好循環するまで、この制度は存続することが期待され、本市の産業振興や財政の安定化のために今後もさらに真剣に取り組む必要があります。

マスコミにおいては、ふるさと応援寄附金の獲得金額のランクづけがなされ、獲得上位自治体は非常に注目をされておりますが、しかしながら、獲得上位自治体になるより、5億なり、10億なり、一定額を持続して獲得できることが大事ではないかと考えます。

このためには、企業的な経営感覚が不可欠であり、その観点により、ふるさと納税について質問をしたいと考えます。

まず、ふるさと応援基金の使い道は、どのような考え方、手続に基づいて決められているのかを質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 おはようございます。

質問のふるさと応援寄附金の使い道の考え方、手続についてお答えいたします。

ふるさと応援寄附金につきましては、平成29年度は1万1,335件、御案内のとおり5億1,828万2,939円と多くの寄附をいただきました。まちづくり財源の確保、あるいは本市の特産品等の販売促進に大いに貢献いただいているところでございます。

いただきました寄附金の使い道、使途につきましては、総合振興計画の6つの柱に基づいた事業及びその他まちづくりに関する事業ということで、7つの使途、使い道を掲げまして、それぞれの使い道の指定に基づき、ふるさと応援基金に積み立てをしております。

この基金を活用する事業につきましては、使途を指定して寄附された寄附者の意向を踏まえまして、積極的な活用を図るものとしまして、使途の指定のなかったものを含め、予算編成の際に決定しております。本年度につきましては、本市の課題である公共施設等の老朽化対策や子育て支援・教育の子供関連経費に活用したほかは、国際芸術賞展の準備経費、ふるさと納税返礼事業による特産品PR経費を含めた産業・観光分野などに活用しているところでございます。

○4番城森史明議員 その中で、予算編成のときに使われていくということでしたが、これに関しての使い道は、別な意味で庁内の会議というものは実施されているのでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 ただいま市長が申し上げましたように、予算編成の際にその使い道というか、どの事業に充てるというのを決定しておりますが、それについて庁内会議といったものは開催はしておりません。予算編成の際に使い道を決定いたしまして、議案提出の際の市長査定等において最終的には決定しているということになります。

○4番城森史明議員 条例を見ますと、1項目から8項目まであるわけですね。その中で、この8項目に関するその寄附金の指定の額は、万単位でいいですから、どのようになっていますかね。

○東中川徹企画調整課長 平成29年度の使途の指定の状況についてお知らせいたします。件数と金額であります。金額のほうでパーセントということでもよろしいでしょうか。（「金額でいいです、万単位で」と言う者あり）まず、1番目の自然環境保全等の関係、これが4,716万円程度、2番目、快適で便利なコンパクトなまちづくりの関係947万円、農林水産業をはじめとする地場産業、観光振興に関する事業6,200万円程度、出産・子育て支援をはじめとする福祉の増進、健康増進に関する部分1億0,272万円程度、教育・文化・芸術・スポーツの振興の関係5,040万円、市民や地域づくり団体との協働等による市民ぐるみのまちづくりの関係665万円、その他まちづくりに関する事業999万円、指定なし2億2,987万円程度というふうになっております。

○4番城森史明議員 そういう意味では、指定なしというのが一番多くて、子育て支援になっているわけですが、その使い道がこの予算のあらましの中に出てきているんですが、これを見ますと、率直な感じ、新鮮さ、新規性が見られないと、通常予算の延長線上にあるんじゃないかっていうのがちょっと私、感じたわけです。そんな中でもがん検診事業とかですね、パソコン整備事業とかですね、その辺のところが出てきているわけですね、新鮮味があるというかですね。

がん検診についても、がんの受診率が非常に低いということで、そういう意味ではそういうことを生かした形になっているんじゃないかと思うんですが、そういう意味で、私はある程度優先順位もあると思いますが、ある程度、新規性のものを何割入れるか、それは庁内で会議してもらってですね、ふだんできないような、今まで一般財源が少なくできなかった部分にもっと力を入れるような使い道をですね、すべきじゃないかと。そして、本当にふるさと納税をしてくれる人たちに感謝してですね、その感謝を受けて、やはりその気持ちを忘れないでですね、使い道を本当に真剣に考えてほしいと思いますが、その辺はどう考えておられますか。

○前田祝成市長 まさに今、議員から御質問があったとおりですね、やはり大切なふるさとを思っているふるさと納税ということですね、寄附者の方々の気持ちにしっかりと応えられるような使い道、使途をですね、しっかりと考えていく必要があるかと思えます。

新規性というお話もございました。当然、今まで一般財源で捻出できなかった部分をですね、新しくやっていくということについてもですね、今後しっかりと取り組んで、そして、やはり説明責任というものもございますので、そのあたりもですね、しっかりとオープンにできるようにですね、取り組んでいければというふうに思います。

○4番城森史明議員 次にですね、昨年度の返礼品において、取扱業者って、金額は公表できないということですが、業者はどのような形になっておられますか。

○東中川徹企画調整課長 平成29年度のふるさと納税返礼事業につきましては、市内の13事業者に協力をいただき返礼品の送付を行っております。

その結果、先ほど申し上げましたように総額5億円を超えます御寄附をいただき、これに対しまして、諸経費を含めて約2億5,800万円という額を返礼品代として支出しております。

お尋ねの協力事業者については、13事業者を申し上げます。かつお公社、松野下蒲鉾、南さつま農協、お魚センター、地場産業振興センター、薩摩酒造、中原水産、カネモ鯉節店、深水、マルミツ水産、大河内製茶、なかさき、桑原農園、この13事業者となっております。

○4番城森史明議員 次にですが、返礼品のトラブルというかですね、対する危機管理システムはどうなっているのでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 ふるさと納税返礼事業の運営につきましては、寄附者からの申し込みの内容を市から各協力事業者のほうへ情報を提供すると、その情報をもとに事業者から寄附者へ返礼品を発送するという形となっております。

返礼品のトラブルにつきましては、主に返礼品のふぐあいや発送時期の誤りに関するもので、例えば、セット商品の一部不足など返礼品の内容の相違、パッケージの破損、調理方法がわからない、返礼品が届かないといったもので、平成29年度中に十数件の問い合わせをいただいております。そういった問い合わせがあった際には、各協力事業者が責任を持ちまして、誠意をもって対応していただき、場合によっては、みずからの負担のもと返礼品の再送付といったことも行っているところです。

なお、その対応方法、または状況等につきましては、その都度、市のほうにも連絡をいただきまして、状況や原因等を確認して指導を行っているところであります。

**○4番城森史明議員** トラブルに対する危機管理なんですが、企業経営の感覚というのは、ここが一番大事じゃないかと思うんですよね。この辺をしっかりとしないとお客さんは離れていく、やっぱりお客さんは第一ですから。

企業のですね、不祥事が結構あるわけですよ、神戸製鋼なりエアバックのタカタなりですね。それをしてしまうと、大変な、そこで致命的な打撃を受けるので、この辺をしっかりとですね、危機管理をどうするか。

まず、起こさないのが一番いいと思うんですが、必ずそれはつきものなので、起こるわけですね、当然、トラブルっていうのは。ですから、そういうところを、やはりそういうシステムを、さっき話されましたけども、その辺のマニュアルっていうかですね、その辺をしっかりとつくってもらって、そして、13業者とのコミュニケーションっていうかですね、それが一番大事だと思うわけですよね。その辺は、そういう意味で、その業者とのその辺のところは29年度はどうされて、綿密にやられたんですかね。

**○東中川徹企画調整課長** 業者の方との打ち合わせといいますか、話し合いといった場というのは、昨年度は、特に今年4月から返礼割合というのが変わるといのもありまして、そういう綿密な打ち合わせというのも行っておりましたが、何回というものはちょっと手持ちにありませんが、そういった中で、そういう返礼品のトラブル、そういったものについても誠意をもって対応するという、また繰り返すことのないようにすることといったことについては、説明はしているところであります。

**○4番城森史明議員** 本当にもう、これは、トラブルっていうのは絶対ついてくるし、その辺のところをスピーディーに誠意をもって対応することが一番大事なので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとその納税された方に対するお礼っていう意味で、何らか、はがきなりされておられるんですか。

**○東中川徹企画調整課長** 返礼品を発送する際にですね、市長の名前でお礼状という形で、お礼という意味とあと枕崎のちょっとした紹介等も含めてですね、そういうお礼状を同封しております。

**○4番城森史明議員** 次の質問になりますが、南さつま市はですね、ふるさと納税の活用策として、給食費を昨年度から無償化しているわけですが、本市は、市長もまず給食費に、子育て支援の中で公約に挙げられていたので、この辺を先に手をつけられるのかなと思って、そういう意味で、給食に対してはどのような対応するのか質問いたします。

**○東中川徹企画調整課長** 私のほうから学校給食費の無償化の財源ということで、まず説明を申し上げます。

仮に実施するとした場合、寄附金の使途としましては、出産・子育て支援をはじめとする福祉の増進、健康増進等に関する事業、また教育・文化・芸術・スポーツの振興等に関する事業、ここに該当すると思われまますので、寄附金の活用は可能ではあります。

しかしながら、ふるさと応援寄附金の使途につきましては、今ある学校給食費の無償化に限ら

ず、市の施策全体の中で、事業の効果、必要性、優先度等を考慮しながら検討すべきものであるというふうに考えております。

**○豊留信一給食センター所長** 私のほうからは、学校給食に要する経費について申し上げます。

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに給食の運営に要する経費を学校の設置者が、そのほかの給食に要する経費を給食を受ける児童生徒の保護者の負担と定めております。

平成30年度学校給食費の保護者負担分の調定額ですけれども、約7,480万円となっております。あと、平成30年4月5日時点での給食対象となる児童生徒及び職員の給食数は、小学校で1,018食、中学校で613食、合計で1,631食となっております。

**○4番城森史明議員** 給食費ということですね、当然これは全額を無償化することは無理なので、やはりある程度の、やはりある部分を、部分的な助成というか、できないと思うんですよね。そういう意味で、ちょっと私も試算したのですがちょっと試算が違ったんですが、小学校が928人、中学校が510人、計1,438人いるということで、その給食費を計算しますと6,500万になるんですね。

そして、現在、就学援助で309人の生徒に援助をもう既にやっているわけですよ、これが1,100万あります。それを引いてみますと5,500万なんですよ、差額がね。

ですから、それで5,500万の給食費が存在すると、その中で、それは部分的に、当然できませんから、そしたら子育て助成するときに、親にとってありがたい助成とは何なのかということですね、問題は。それを考えたときには、やっぱり私、個人的に思うのは、小学校、中学校を5割なり、そういうやり方がいいのかな。中学校、小学校に分けるやり方もありますよ。

だって、医療費助成もまず小学校からやって、次に中学校までやったわけですから、ですからそういう考え方もできるわけですが、そういう意味で、そうした場合に、やはり5割なり、4割なりにすると2,500万という数字が出てくるわけですね。

ですから、就学援助を今1,100万やっていますので、それ以外のっていうことになってくるわけですよ。ですから、それは確かにその子育て、今度も幼保教育が政府も無償化するようになっている動きですよ。

ですから、その流れも見ながらどこを助成するのか、親の方が喜ぶというか、ありがたいと思うのはどこなのか、その辺を考えて検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、鹿児島県の教育旅行受け入れに対する本市の取り組みはどうなっているのでしょうか。

**○川崎満農政課長** 御質問のありました教育旅行についてでございます。

教育旅行につきましては、枕崎市グリーン・ツーリズム協議会が受け入れを行っており、平成29年度は、中学校8校199名、高校6校142名、計14校341名を受け入れております。

市としましては、協議会の事務局として、さつま半島グリーン・ツーリズム協議会等との事務調整等を行っているところであります。

**○4番城森史明議員** 次にですね、南薩地区においても教育旅行受け入れは民泊という形で実施されております。県外の子供たちへの枕崎のPR、地元への経済効果等大きな意義があると思います。

受入家庭が少ないことが問題となっておりますが、この点を把握しているのか。それと受入家庭を広げるためにですね、行政の立場としてどのような支援が行えるのか質問します。

**○川崎満農政課長** 枕崎市グリーン・ツーリズム協議会は、平成29年度末で会員数が15戸であり、うち13戸が教育旅行の受入家庭となっており、その数は若干減少となっております。

本市としましては、さつま半島グリーン・ツーリズム協議会に運営補助を行っており、その協議会より、受入推進事業費として枕崎市グリーン・ツーリズム協議会に補助が行われております。また、事務補助として受け入れに当たっての安全講習会等の開催について支援を行っております。

受入家庭をふやすための支援といたしましては、協議会と連携をしながら、広報紙等で、会員の募集等の検討をしたいと考えております。

**○4番城森史明議員** 受入家庭もあるんですが、なかなか生徒に対する責任も伴うものですから、非常に難しい点はあるんですが、しかし、それにしてもいい面もあるわけですよね。

ですから、実際見てみますと高齢化だったり、女性がひとり家庭とかですね、そういう面で今後考えたときには、非常にもっと受入家庭をふやしてほしいなという面があるわけで、したんですが、その中で教育旅行っていうのはいわゆる修学旅行ですよね、関西、関東から来るんですが、やはり一番の目的を見て、ルートを見てみますと、南薩にくる理由は、やっぱり知覧の特攻平和会館の平和教育、必ずあそこによりますからね、主体であります。

そして、枕崎に来ますと、いろんなところをやっぱり枕崎のよさをPRしたいということで、するんですが、特に火之神公園にある平和祈念展望台、知覧の平和教育の延長としてそこには非常にいいものはあるわけですね。

そういうことで受入家庭をふやすためには、確かに広報紙しかないのかなと私も思っているんですが、それなりに、やっぱりみんなに聞き込みでですね、やはりそれも2回ぐらいお願いしたいなと思っております、広報もですね。

それともう一つは、枕崎に来たときにですね、やはり、火之神公園とかさっき言った展望台、そしてそういう教育的なルートというのを考えていただけたらなと思います。

一応、私がかつお公社のフィーレの製造工程やら連れていくんですが、当然、農業体験もします。だけど農業体験だけでなくでもいいわけですね、いろんなお菓子づくりやら塩づくりやら坊津と連携しながら行っているんで、その辺のところも観光教育ルートっていうんですかね、それも要望をしておきたいと思います。

次の質問ですが、鹿児島県教育旅行受入対策協議会というのがあるんですが、その会員として本市以外の薩摩半島の市は全て会員となっているんですね。誘致受け入れにそういう努力をしているんです。そういう意味で、本市だけが入っていないんですよ。なぜ、本市は会員として加入していないんですか。

**○下山忠志水産商工課長** 本市における教育旅行の受け入れについては、先ほど農政課長の答弁でもありましたように、グリーン・ツーリズム協議会によって民泊という形で行われているわけでございますけれども、お尋ねの鹿児島県教育旅行受入対策協議会については、本市は加入しておりません。

任意団体である枕崎市グリーン・ツーリズム協議会が加入するかごしまグリーン・ツーリズム協議会として、鹿児島県教育旅行受入対策協議会に加入して、こういった形で教育旅行等の誘致及び受け入れの事業を行っているところであります。

市といたしましては、これまでと同様に市のグリーン・ツーリズム協議会と連携しながら、民泊受け入れについての誘致、そして強化を図っていくとしておりますけれども、県の教育旅行受入対策協議会への加入の必要性については、今後、検討してまいりたいというふうな形で考えております。

**○4番城森史明議員** 一応、観光としてもですね、南薩4市で連携しながらやっているわけですよね。そういう意味で、修学旅行も一つのあれなんで、そこら辺の連携を深めるという意味ではさらに必要ですし、そしてもう一つは情報量だと思うんですね、情報量がどんどん——対策協議会は大都市に行って誘致活動をしているわけですね、その辺の情報等も非常に入るわけで、そういう意味からも、会費は5万円だそうなので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

次の質問ですが、バイオマス発電について質問したいと思います。

県内市町村において、バイオマスタウン構想やバイオマス活用推進計画等を作成して、19の市町村がバイオマスの活用に対し積極的に取り組んでおります。本市の取り組みはどうなってい



るのでしょうか。

**○東中川徹企画調整課長** バイオマスについての質問ということで、その資源、それから活用策など、各課にまたがる関係がありますので、私のほうから総体的に答弁を申し上げます。

バイオマスの活用につきましては、水産加工業における残さいの飼料化、また畜産農家のふん尿処理対策としての堆肥化など、一部の分野において資源の活用が図られている部分がございます。しかしながら、これを市の施策として支援・推進していくためのバイオマス活用推進計画、この策定にはまだ至っていない状況でございます。

バイオマスの活用の推進につきましては、バイオマス活用推進基本法において、総合的、一体的かつ効果的に推進していくこと、温室効果ガスの排出の抑制等により地球温暖化の防止に資するよう推進していくこと、廃棄物の発生の抑制により限りある資源が有効に活用される循環型社会の形成を推進していくこと、農林水産業の持続的・健全な発展、農山漁村の活性化等に資するよう推進していくこと、エネルギーの供給源の多様化を図ることなど、11の項目を基本理念として掲げてあります。

そして、この基本理念にのっとりまして、バイオマスの活用の推進に関し、その区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施することを地方公共団体の責務として定め、国・県の定めるバイオマス活用推進計画を勘案して、市町村バイオマス活用推進計画を策定することを努力規定として定めております。

そのような法の要請等もございますし、将来に向けての取り組みについて、今後、県内の他の自治体の計画、また取り組み等について調査・研究を行うことが必要であるというふうに考えております。

**○4番城森史明議員** バイオマスといっても非常に幅が広いわけですが、その中で、やっぱり本市がですね、どのようなそういうバイオマスに対する資源量とか、現在の活用状況とか、その辺のところは、やはり数字っていうか、把握することは必要だと思うんですね。

それから始まって、適性があるのかないのかっていうのも判断もできますし、そして、実際、県も平成29年3月に県のバイオマス活用推進計画というのをつくっているわけですね。そしてその中にどういう問題があるかどうかというのも書いてありますが、その中で、バイオマスは、家畜排せつ物から下水汚泥、事業系生ごみ、焼酎かす、サツマイモでん粉かす、稲わら、サトウキビ、サツマイモの茎葉ですかね、林地残材とか、非常にこのような資源があるわけで、その中で実際に、一番高度な利用としてバイオマス発電というのがあるわけですね。

確かに、肥料としても現在使われておりますよ、家畜排せつ物でも利用率が90%に達していると、それは肥料とかその辺なので、それを実際バイオマス発電に使える、より高度な使い方ということで、そうすることによって農業や林業に対してですね、付加価値がついて、所得もふえるっていうことじゃないかと思うんですが、そういうことで、その辺のところを本市プラス南薩地区でですね、どのような状況になっているのかということは大事なことだと思うので、その辺のバイオマス活用推進計画というんですかね、これをつくっていただくようお願いをしたいと思います。

それと、バイオマス発電ですが、県内において取り組む事例がふえているわけですね。地方において、若者の雇用の実現や林業、畜産等々の産業活性化に多大な貢献が期待できるものであります。確かに太陽光というのは、雇用は余り生みませんが、木質系のバイオマス発電やら、畜産系のバイオマス発電をすると、それなりの雇用が生まれるということは、実際、事例があります。

このようなバイオマス発電に対して、最終的にそういう高度な利用の仕方をするのが、さらに付加価値につながると思うので、この辺に対してどのような対応をされるのか質問します。

**○川崎満農政課長** まず、林業のほうですが、木質バイオマス発電については、全国各地で取り組みがなされ、県内では2カ所が既に操業、稼動しているところでございます。

本市の木質バイオマス発電については、発電を行う合同会社と木材供給を行う合同会社が設立され、事業に取り組んでいると聞いております。

今後の対応としましては、他地域の先進事例を参考にしながら情報収集し、林業振興や地域の活性化の貢献について研究してまいりたいと考えております。

次に、畜産の取り組みについてですが、畜産について、まず、本市の家畜排せつ物の推定量について述べたいと思います。

市の調査によりますと、平成29年1月1日現在において、本市の年間の家畜排せつ物量は、推定で生ふん約5万7,000トン、尿約4万6,000トンとなっております。

また、本市の家畜排せつ物については、尿の浄化処理以外は堆肥として利用されており、バイオマス発電等の発電事業に取り組んでいる事例はないところであります。

今後、新規のバイオマス発電の取り組みがあった場合につきましては、畜産農家との調整を図っていききたいと考えております。

**○4番城森史明議員** 市内で設立されたバイオマス木質系ですよ。もう一回、具体的に教えてもらえませんか。

**○川崎満農政課長** 発電事業を行う会社と合同会社ですが、木材を供給する会社が設立されまして、その中で操業するというので今、事業に立ち上がっているということは聞いておりますが、詳細については、まだ、今、事業が入ったばかりということもあまして、そういう影響等もございしますので、こういった形で説明させていただきます。

**○4番城森史明議員** 木質系と畜産バイオマス系、宮崎なんかでは鶏ふんを燃やしてやっている発電が、鹿児島県でも1件あるんですが、木質系については、この七ツ島が大規模なバイオマス発電をやるということで計画されているということですが、本市においてもですね、畜産バイオマスについても聞くんですよ、検討しているというところをですね。

それと木質バイオマスに関しても、そういう話が2件ほど私も聞いてるんです。

そういう意味で、木質と言ってもですね、パームヤシ殻を使ってするみたいな話ですので、輸入してですね、七ツ島もそうみたいですよ。ですから、今後またふえていくと思うんですが、そういう意味からして企業誘致という観点からはどうなるんですかね。企業誘致条項が適用できるのかっていう、そういう意味からどんなに考えればいいんですか。

**○東中川徹企画調整課長** 事業者が市内に入ってきていただくということで、雇用なり地域経済に貢献していただくという部分ではありますが、企業誘致の補助要綱のことで申し上げますと、対象事業には当たらないというふうになっております。

**○4番城森史明議員** 私もいろいろ企業誘致の優遇制度に関しては、何回も質問してるんですが、要は11人以上じゃないとできないとか、そういう非常に小企業に対して不利な条項になっていきますので、その辺も改善もよろしく、本市の条項はですね、優遇制度はなっているので、それも検討してください。

そういう意味で、バイオマス発電についてはですね、やはりそういう意味では、太陽光とか、風力とは違って、一応、安定的に電力を供給できるということで、今後ますますその価値としては上がっていくと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、みしまカップヨットレースについて質問をいたします。

枕崎・三島間でみしまカップヨットレースが毎年開催されており、本市出身の世界一周をされた今給黎教子さんも毎回来られております。ことしで8回目になるということです。

レース前夜にはウエルカムパーティーを開き、地元への経済効果、子供たちをヨットに乗せる教育的効果、三島村との交流ですね、本市にとって非常に価値のある大きな交流事業となっておりますが、このような状況の中で行政のもっと積極的な支援が欲しいという声があるわけですね、これについてはどう考えておられますか。

○前田祝成市長 三島村との交流ということにつきましてですが、黒島流れの犠牲者の冥福を祈り、三島村の方々への感謝の心を育てるという目的で、本市の歴史、祖先の偉業についての理解を深めることを趣旨とした少年の船、ことしは残念ながら中止になってしまったんですけども、継続して実施しておりますし、このように歴史的なつながりといったことを大事にしながら交流を深めていきたいというふうに考えております。

そして、お尋ねの、みしまカップヨットレースへの本市の支援やかかわりについてでございますけれども、ただいま申し上げました歴史的なつながり、そしてこれまでの交流というものを大事にしたいというふうに思っておりますので、議員からありましたように、できることがあれば協力、また、かかわりを持っていきたいというふうに考えております。

ことしのみしまカップヨットレースに関しましては、もう既に当日のですね、スターターの要望というのをいただいております。それには参加させていただくということで、御返事させていただいておりますし、御案内のありましたウエルカムパーティーですね、前夜祭実行委員会、こちらのほうからもですね、まだ公式ではございませんが、お話を少し聞いておりますので、正式な御案内が来ましたらですね、極力参加できるようにですね、対応したいというふうに思っております。

○4番城森史明議員 そのウエルカムパーティーですが、地場産業センターでいつも行われております。

その中でですね、もう椅子が足りないぐらいのお客さんが来るんですよ。去年も300人ぐらいのお客さんが来て、本当に椅子が足りなくて帰ってもらうぐらいの人が来られるんですね。

その中で、その経済効果を計算すると、いろんな意味で100万から150万、一晩で、そのような効果があるんですよ。

そういう意味で、非常に効果が高いと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、それと特に今給黎教子さんは積極的に幼稚園児やら小学生を乗せてですね、ヨット見学やら、されておりますので、そして子供たちも非常に喜んで帰ってもらひます。

そういうことで、それと三島村との交流の件でもですね、これは本当に海を隔ててますが、枕崎と三島村は、もう本当、近隣自治体なわけですよ。そういう意味で、お互いに交流が深まればお互いにメリットが出るのじゃないかと思うのでですね、この辺も、大山村長も毎回、枕崎にも来られますし、今度は枕崎の会長を初め、次の日には三島村でウエルカムパーティーというか、あるんですが、これは全島400人から450人ぐらい来られるそうです。

今回は枕崎から行ってですね、20人ぐらいですけど行って、交流を深めるということなので、非常に、やはりそういう交流というのは大事だと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、枕崎高校の存続に対する支援についてを質問いたします。

枕崎高校は本市の活性化に多大な貢献をしている。これは実際、塩浜グラウンドの前にあるだけで、それだけでもう多大な貢献をしていると私は思っております。しかしながら、少子化のため生徒数は年々減少し、本市にとって非常に深刻な問題となっております。

これは南薩地区を含めての問題だと思ひますが、そのために、決定権は県の教育委員会にあるわけですよ、いろんな。けどもそれを待つとって、このまま見ているだけでは前に進まないと思うので、やはり、市民の世論を県教育委員会に訴えていくことは非常に大事なことじゃないかと思うので、そのための何らかの組織をつくって、年1回か2回か話し合いをしてですね、その中でいろんな活動をすべきだと思うんですが、その必要性に対してはどのように考えておられますか。

○前田祝成市長 枕崎高校の活性化についてのお尋ねですが、枕崎高校の生徒数減少は地域にとっても非常に大きな問題であると認識しております。減少の原因、議員が言われました少子化という部分もございしますが、幾つか原因があるのかなというふうに私は考えております。

まず、総合学科ということが外に対して、外部に対して本当に伝わっているのかなど、なかなか総合学科というところが発信できていないのではないかなというふうに一つは考えます。

一番手っ取り早い方法といたしましては、枕崎総合高校というふうに校名を変えろということですね、一番発信力としてはあるのかなど、解決策の一つではないかなというふうに私自身の個人的な考えかもしれませんが思っております、これ実際、県の教育庁のですね、高校教育課の参事が、先日、まさに枕崎高校の活性化の件で私のところに訪ねて来られまして、その際にもその話はさせていただいております。

また、あと枕崎市内外のですね、中学生に対して、枕崎高校の魅力がどれだけ伝わっているのだろうか、伝わっている部分がちょっと弱いのかなというふうにも思っております。

この魅力を伝えるというのは、当然親だったり、中学校の教師、そういうのもあろうかと思いますが、そこだけではなくてですね、実際、現役の高校生の役割でもあろうかと思えます。高校生自体がきらきら輝いているところをですね、中学生に、後輩たちに見せるということも非常に大事なかなというふうに思っています。

実は先般、枕崎高校の文化祭に行ってみりました。文化祭の中を見てみましたが、少ない生徒数ではあるんですけども、生徒たちが本当に楽しそうに文化祭をやっていました。ああいう文化祭の状況をですね、やはり外に対してどんだけ発信できるか、市民の皆様にもどんだけ伝えて、市民の皆様ももっともっと枕崎高校の文化祭に足を運んでいただけるような、そのようなですね、施策をとっていくということも非常に大事ではなかろうかなというふうに感じたところです。

同窓会のほうも頑張っていらっしゃるというふうに聞いてますし、同窓会も文化祭でも活動されておりましたけれども、なかなか大人の論理だけで魅力を伝えようとしてもなかなか伝わらない、そこはやはり、現役の高校生が自主的に魅力を発信する、そういう活性化協議会といいますか、そういうものをつくるのがまず最初ではないかなというふうに御提案したいなというふうに思っております。

当然、学校の先生方にも努力していただかないといけないという部分もございますので、そのあたりをしっかりと私としてもお伝えしたい、そのように思っています。

今回、入学式にも参加させていただいて、入学した生徒さんたちにもですね、私なりのメッセージを伝えたいつもりです。

本当に、枕崎市外から入学していただいた生徒さんもいらっしゃいますし、そういう生徒さんが枕崎のよさをこの3年間でしっかり感じていただくということも大事だというふうに思っておりますので、そのあたりもあわせて伝えさせていただきました。

行政として動き出すということも大事であろうかと思えますが、まずは学校自体がですね、しっかりとしたそういう発信力、あるいは中学生に対する魅力づけというところですね、御努力いただきたいというのが現状の私なりの考えでございます。

**○4番城森史明議員** 確かに、鹿児島県内ではですね、総合学科が5校あるんですね。枕崎高校、川薩清修館、鶴翔高校、霧島高校、徳之島高校とあるんですが、全て本当、入学者数は少ない状況にあるところでもあります。

それとですね、次の質問ですが、確かに市長もおっしゃられましたが、枕崎高校同窓会や高校の見解としては、総合学科を維持しないと存続できないという考え方を持っておられます。

私のころには7クラスあって、商業科4クラス、普通科3クラスでした。350人ですかね、1学年。

そういうことで、前の商業科と普通科に戻したらいいんじゃないかという意見もあったんですが、なかなかやっぱり、今の時代を考えるとそれじゃなくて、やはり総合学科として特徴を見出さないとだめだということになっておりますが、そういう意味では、さっき市長は、生徒みずから活

気ある姿を訴えると、そういう形もあるんですが、やはりその総合学科を活用した場合に、他の公立高校にないものをですね、ないコースというか、そういうものをつくるべきではないかと。

例えば、私立高校を考えてみたとき、私立高校すごいですよ、非常にどんどん変化していつてですね、特に今、鹿児島城西高校というのがあるんですが、そこを見ますとですね、生徒数が380名です、1学年。その中に、進学・公務員コース、芸術文化コース、パティシエコース、ホテル観光科、調理科、ビジネス情報科、ファッションデザイン科、ヘアデザイン科、トータルエステティック科って分かれているんですよ、こうしてですね、定数も20名とか、少ないですが。こういうふうに、直接社会と結びつくようなコースができないのか。

例えば、この前テレビで出ましたが、福岡県の飯塚高校というところは、スイーツの町みたいですね、飯塚は。そこに製菓コースが、飯塚高校は私立なんですがあるんですよ。

ですから、私立高校を見習うんじゃないですが、そういうやっぱり、総合学科の中に、こういう例えば調理科ですよ、枕崎はかつおぶしがありますから、調理科をつくるなりしてですね、そういうのをつくったらどうかと思いますが、その決定権は県教育委員会にあるので、その辺は言いませんが、そういうコースをつくるのも一つの売りじゃないかと。そうすれば、公立高校には少ないですから、だから魅力ある高校になるのじゃないかと思うんですが、この辺はどう考えておられますか。

**○前田祝成市長** まさに、総合学科というのは枕崎高校の売りといいますか、ストロングポイントだというふうに認識しております。他の高校との差別化ができる非常に強い売りではないかなというふうに認識しております。

ただ、その学科の設定の仕方とかにどのような制約やルールがあるのかというのはちょっと今、私のほうでは把握し切れない部分もあるんですけども、総合学科というところはある面、今、議員がおっしゃられたようないろんな可能性を探れる、コースをつくれるものなのかなというふうに思っておりますので、そういったいろんな御提案とかというのは、やはり学校に対してですね、伝えられる場面があれば伝えていくということは必要かなというふうには思っております。

ただ、やはりその学校の本当の魅力というのを発信するのは、やはり学校自身だというふうに私は思っておりますので、そのあたりについてもですね、教員の皆様、そして生徒のみんなが本当にきらきらしたところを外に発信するような、そういう学校運営をぜひやっていただきたい、そのような御提案をしたいなというふうに考えます。

**○4番城森史明議員** やはり現状を見ると、私立高校にはっきり言って負けてますよね、鳳凰高校にしる、生徒数もすごいですよ、370名確保して。神村学園にしても、城西高校にしても、私立高校に引っ張られているために、南薩では公立高校に、少なくなっているっていうことは言えると思います、少なからずですね。

ですから、やはりなぜ私立高校が魅力あるのかと考えた場合に、こういった城西高校みたいな社会に直結した学科があるわけですね。

そういうことでもう一つは、一つは夢みたいなことですが、芸術文化コースってあるんですが、ここは西田あいさんというNHKに出るプロ歌手が城西高校から出ていますし、塗木さんというモデルさんもその卒業生であると聞いているので、枕崎も結構、ARTSとか、芸術はnutmegとかですね、盛んなので、そういうコースもできればいいのかなと思っています。

そういうことで、要望として質問を終わりたいと思います。

**○新屋敷幸隆議長** これをもって一般質問を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時36分 再開

**○新屋敷幸隆議長** 再開いたします。

次に、日程第2号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第40号平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ216万円を追加し、予算総額を3億2,819万9,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療保険制度の見直しに伴うシステム改修による総務管理費の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金の増で措置いたしました。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 当初の日程と違った、急遽こういう形の予算が出されると、どうしても、どういう事情でこのようなものが出てくるのかお尋ねをしないといけないんですが。

先般の全員協議会で、今度の後期の保険料に伴う軽減分の見直しをどうしても7月中にシステム改修をしなければならないと、大体そのような理由ではなかったかと思うんですが、まず、このシステム改修の必要性という意味ではですね、今度の後期の保険料っていうのは2年ごとに見直されると記憶しているんですが、均等割それから所得割、そういったものが30年度、31年度はどうなって、そしてそれに伴う軽減がどのような形になってこのシステムを改修しなければならないのか、その辺の必要性についてはどういうふうに考えればいいんですかね。

○田中義文健康課長 ただいま議員から御質問のありました30年度、31年度の保険料の賦課についての御質問でございますが、ただいま資料を持ってきておりませんので、今年度、来年度の保険料については、この場では答弁できません。

今回のシステム改修の内容でよろしいでしょうか。今回のシステム改修の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおける31年度の保険料軽減見直し対応に伴い、市町村システムにも影響が見込まれるものであることから、31年度以後の広域連合から市町村への保険料情報の設定内容や、後期高齢者医療保険料額決定通知書、後期高齢者医療保険料額変更決定通知書等の帳票レイアウトを変更するというシステム改修でございます。

○13番立石幸徳議員 そうしますと、30年度は別段支障はないわけですか。

○田中義文健康課長 ただいま申し上げましたように、今回のシステム改修の内容につきましては、31年度以後の対応ということで、その点のこともありまして、いつ適用すればいいかという把握が十分認識していなかったということでございます。

○13番立石幸徳議員 当然、この広域連合の関係、後期高齢者の医療制度というのは、実質的には広域連合のほうでいろいろと運営をされると思うんですね。そうしますと、広域連合のほうからは本市に、今度のそのシステム改修は、例えばいつまでとか、あるいはその改修は終了しましたかというような、そういった広域連合との連携といいましょうか、その辺のやりとりはなされないんですかね、最後に聞いておきます。

○田中義文健康課長 先ほど申し上げましたように、今回のシステム改修につきましては、後期高齢の広域連合の電算処理システムにおける31年度の保険料軽減見直し対応に伴い、本市の基幹システムに影響が見込まれるというものであります。

よって、広域連合から本市に対して、このシステム改修について、いつまでに実施をするよという依頼とか、照会とかいうものはありませんでした。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時43分 散会

本会議第4日（平成30年6月26日）

# 本 会 議 第 4 日

（平成30年6月26日）



平成30年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第4号）

平成30年6月26日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	38	専決処分の承認を求めることについて	総文
2	39	専決処分の承認を求めることについて	〃
3	33	枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
4	34	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	37	財産の取得について	〃
6	陳1	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため、2019年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
7	36	枕崎市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について	産厚
8	35	枕崎市健康づくり推進条例の制定について	国保健全 化・健康 増進特委
9		国保運営健全化・健康増進対策特別委員会の報告	
10	31	平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）	予特
11	32	平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
12	40	平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
13	41	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	
14		議員派遣について	
15		枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
7 番 清 水 和 弘 議員  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
4 番 城 森 史 明 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長  
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	中 原 浩 二 消防長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長	永 留 正 文 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

日程第1号から第6号までの6件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[禰占通男総務文教委員長 登壇]

○禰占通男総務文教委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から第6号までの6件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、再生可能エネルギー発電設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について見直しが行われたこと等に伴い、枕崎市税条例の一部改正の必要を生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決したことについて、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求めます。

委員から、再生可能エネルギーについて、この改正に伴う本市への影響について説明を求めたところ、本市に大きく影響が出てくるのは、設置数の多い小型太陽光発電と大型太陽光発電であるが、今後設置されるものに対し適用されることから、既存のものには影響がないとのことです。

本件は、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額及び軽減判定所得の算定に係る基準額の引き上げがなされたこと等に伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決したことについて、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求めます。

委員から、制度適用後の軽減世帯数を求めたところ、7割軽減は、医療・後期分が1,289世帯、介護分が584世帯、5割軽減は、医療・後期分が594世帯、介護分が270世帯、2割軽減は、医療・後期分が450世帯、介護分が213世帯となり、軽減なしの世帯数は、医療・後期分が1,337世帯、介護分が815世帯になるということです。

本件は、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正により、個人住民税の基礎控除等の見直し、地方のたばこ税の税率引上げ等がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

委員から、個人住民税の基礎控除額10万円引き上げによる影響について説明を求めたところ、給与所得控除、公的年金控除から基礎控除へ10万円振りかえることとなることから、給与所得者、公的年金受給者に対する課税に影響はなく、自営業者、農業者の方々に対しては基礎控除分が単純に10万円引き上げられることから、その分の影響が出てくると見込んでいるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国民健康保険制度改正に伴う新しい財政運営の仕組みに対応し、今後の国民健康保険事業の継続的かつ安定的な運営を図るため、保険税の賦課方式の変更及び税率の改定をしようとするものです。

委員から、改正後の1人当たり及び1世帯当たりの税額を求めたところ、1人当たり調定額は

8万8,185円、1世帯当たりの調定額は13万9,497円になるとのことです。

また、県内19市の税率改定の状況について質疑があり、本市を含め引き上げを実施した市が6市、引き下げを実施した市が3市、引き上げ引き下げを実施せずに3方式への移行に向けた賦課割合の変更を図ったのが1市、平成30年度に税率改定を実施しないが平成31年度の実施に向けて検討を進めているのが2市あるということについては把握しているとのことでした。

また、資産割を段階的に減らしながら3方式へ移行する方法はないのかとの質疑に対しては、当然、負担が急激に上がるということは避けたいが、毎年税金が変わることも批判的になると思っている。特に、国保の場合、年金で生計を維持されている方には、国保税を納めるため計画的に備えている方もおり、毎年税率改定があると納税の計画が立ちにくいこともあり、税率改定の回数は少ないほうが良いと判断したとのことでした。

また、本来、かかった医療費分に対し毎年見直しを行い、保険税を変えていくのが本来の姿ではあると思うが、市民生活へ大きな影響を与えてはならないことを考えれば、やはり、たびたびの保険税の見直しは望ましくないのではないかと考えているとのことでした。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号財産の取得について申し上げます。

本件は、消防本部に配置する小型動力ポンプ付水槽車を取得することについて、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

委員から、入札状況について説明を求めたところ、5月21日に入札を行い、5者指名したが2者が辞退し、3者が応札したとのことでした。

入札結果については、仮契約となっている鹿児島森田ポンプ株式会社が3,740万円という結果であったとのことでした。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため、2019年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市明和町に在住の方から提出されたものです。

委員から、国または町を担う子供たちのため、いい教育環境をつくるため採択すべきであるとの意見が出されました。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○新屋敷幸隆議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

**○12番豊留榮子議員** 議案第34号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

先ほども委員長から報告がありましたが、国保の加入世帯3,872世帯ということで、今までは国保税の算定方式が、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で計算されていましたが、今年度から資産割を外した3方式で計算されることとなり、保険税が増加する世帯が2,809世帯、72.5%で増額の平均が8,276円、また、7割・5割・2割と軽減措置が適用されて減少される世帯が984世帯で、25.4%の減額です。

そして、平均が1万3,083円、また増減なしの世帯が79世帯、2%ということですが、国保の加入世帯の72.5%の世帯が影響を受けることとなります。

何通りものパターンで試算を繰り返して比較的住民に負担の少ない算定方式だとおっしゃいま

すが、本市は今年度一挙に値上げをするということで、市民への負担が重くのしかかっています。年金は減らされる一方、介護保険は値上げされ、その上国保税まで。これでは払いたくても払えないという人をこれ以上ふやすべきではないということを申し上げて反対討論といたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号から第3号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号及び第39号は承認、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は起立により採決いたします。

日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第5号及び第6号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は可決、陳情第1号は採択と決定いたしました。

次に、日程第7号を議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉松幸夫産業厚生委員長 登壇]

○吉松幸夫産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第7号枕崎市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本件は、住民税非課税世帯に属する未就学児に係る医療費助成につきまして、医療機関等での窓口負担をなくす制度を導入しようとするもので、重度心身障害児である未就学児や、ひとり親家庭等の未就学児についても、その世帯が非課税世帯である場合は、窓口無料化の対象となることから、今回の条例改正については、枕崎市子ども医療費助成条例、枕崎市重度心身障害者医療費助成条例、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例と、関係する3つの条例改正を行うものです。

医療費の窓口無料化につきましては、これまで1自治体では困難だった県内の全医療機関との折衝等を県が実施することにより、このたび県内全市町村で導入できる条件が整ったとのことです。

本市の対象者につきましては、本年5月17日現在で、子ども医療費助成対象者のうち、38世帯、54名、ひとり親家庭等医療費助成対象者のうち、22世帯、27名とのことです。

施行期日を10月1日としたことにつきましては、県と医療機関との調整、システム改修の実施、住民税の課税状況が6月以降に確定すること等の理由によるとのことですが、施行日以前においても受給資格者証の交付や必要な事務手続は行うことができるとのことです。

また、対象者を非課税世帯の子供に限定した理由については、県は経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化の防止を制度の目的に掲げていることから、住民税の非課税世帯に限定したものと想定されるが、制度の段階的拡充についても検討してもらえらると思っており、当局としても対象の拡充について、引き続き要望を行っていきたいと考えているとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号及び第9号の2件を一括議題といたします。

国保運営健全化・健康増進対策特別委員長に報告を求めます。

[立石幸徳国保運営健全化・健康増進対策特別委員長 登壇]

○立石幸徳国保運営健全化・健康増進対策特別委員長 ただいま議題となりました日程第8号及び第9号の2件について、国保運営健全化・健康増進対策特別委員会の報告をいたします。

まず、日程第8号枕崎市健康づくり推進条例の制定について、審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

市民が幸せな生活を続けていくために最も重要なものは、市民の健康であり、市民の健康寿命の延伸は、本市の大きな課題である。

本条例は、本市健康づくりへの基本をなすものであり、条例施行により健康寿命の延伸、医療費の縮小などに向けて、さらに積極的な健康づくり施策を実施していくとのことでした。

また、市民への周知については、広報紙、住民説明会、ホームページ等を考えており、市民の皆さんに健康づくりの重要性について御理解いただき、実践していただきたいとのことでありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号国保運営健全化・健康増進対策特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、平成29年第4回定例会の中間報告以降、枕崎市健康づくり推進条例の審査を含めて6回、計10回の委員会を開催いたしました。

委員会の中では、健康づくりや新しい国保制度等に関する調査を行ってきましたが、今定例会に、枕崎市健康づくり推進条例の制定についての議案が提出されたことで、本委員会として一定の役割を終えたと考えております。

生涯にわたり健康に暮らしていくことは、私たち共通の願いであります。市民一人一人が自分の健康意識を高めるよい機会となり、継続的に健康づくりに取り組み、健やかに過ごせますことを切に願ひまして、最終報告といたします。

なお、本委員会に要した経費につきましては、4万0,447円であります。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第8号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

国保運営健全化・健康増進対策特別委員会については、ただいまの報告をもって、調査を終了いたします。

次に、日程第10号から第12号までの3件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[下竹芳郎予算特別委員長 登壇]

○下竹芳郎予算特別委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第10号から第12号までの3件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

委員会は、委員長に下竹芳郎、副委員長に永野慶一郎委員を選出いたしました。

審査の過程における当局説明及び委員から出された意見・要望については、お手元に配付いたしてありますので、特に意見等の出されたものについて、簡潔に報告いたします。

まず、日程第10号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

委員から、防災行政無線整備事業についての質疑に対し、この事業は、老朽化によりデジタル化への再整備を行うもので、防災情報は防災行政無線の屋外拡張子局や戸別受信機で伝えていくことになる。コミュニティFM局が仮に開設できた場合には、防災行政無線による防災情報の提供の補完にはなるが、防災行政無線による情報伝達を一義的に考えていきたいということです。また、デジタル化への再整備により、アドレス登録による放送内容の携帯電話へのメール配信、屋外スピーカーの内容等が聞き取れなかったときは専用ダイヤルで聞ける機能も新たに加えられ、伝達手段の強化が図られるとのことでした。

なお、防災行政無線整備事業は、単独事業で充当率100%の緊急防災減災事業債を財源としているとのことです。

また、ふるさと納税返礼事業については、返礼率を3割を上限として縮減したことにより、寄附額・協力事業者の売り上げが減少し、まちづくり財源の減と市内経済への波及効果が減少する懸念がある。そのようなことから、寄附の増につなげていくために、ポータルサイトをふやす経費やそれに伴うシステム改修に係る経費を追加するほか、協力事業者への積極的な指導・育成、新たな特産品の発掘・ブランド化など、制度の積極的活用を図るために返礼事業に係る業務の一部を民間事業所に委託したいと考えているとのことです。

この件に関し、委員から、例えば国際芸術賞展などの市の行う事業に対しクラウドファンディングを行えば、寄附の使途について納得すると思っており、そういう活用方法も検討していただきたいとの要望がありました。

また、教育費中、校務用パソコンの整備について、現在、県内において、本市以外の市では、教職員1人に1台配備されており、本市の小中学校では、校長、教頭、事務職員及び養護教諭の4名には校務用パソコンが配備されているが、その他の教職員には配備されていないことから、今回、小学校4校に52台、中学校4校に50台整備し、全教職員に行き届くようにするものであるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

委員から、国民健康保険税の税率改定に関する質疑に対し、税率改定については、来年度以降、平成35年度までに税率改定を実施し、財政不足額の解消を目指す必要があるが、税率改定の検討に当たっては、国保財政状況や被保険者の御意見等を十分に考慮しながら、慎重に検討していかなければならないと考えているとのことです。

今回の国保税率改定で4方式から3方式になったことに伴う保険税の負担額の増減については、固定資産税が賦課されている2,077世帯中、1,061世帯が増となり、固定資産税が賦課されていない1,795世帯中、1,748世帯が増、19世帯が減となることから、固定資産税の賦課の有無による要因が大きいとのことです。

また、一般会計からの法定外繰り入れの今後の実施については、今後、事業費納付金がふえる

可能性があるが、その場合に、すぐに税率を上げなければならないというものではないと考えており、被保険者の負担の状況等を見きわめながら、税率改定について検討を行うが、これ以上の税率改定は無理だと判断した場合には、結果として、法定外繰り入れを増額することもあり得ると考えているとのことです。

委員から、特定世帯への軽減措置については、国の制度によるものであるにもかかわらず、その軽減分の財政措置はなされておらず、今後、団塊の世代が75歳になってくると軽減額がふえ、歳入が減り、国保財政に影響することから、この軽減措置により国保財政に影響が出ないように国に対し強く訴えてほしいとの要望がありました。

本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

委員から、保険料軽減特例の見直しについて説明を求めたところ、後期高齢者医療制度が発足して10年経過したため、元被扶養者について均等割から段階的に本則に戻していき、次に、所得割についても賦課開始時期を検討していくという見直しであるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 議案第32号枕崎市国民健康保険特別会計補正予算に対して、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

これまで、国民健康保険は各市町村が単独で運営してきましたが、今年度からは市町村と都道府県が共同で運営する制度となりました。

しかし、新しい制度にかわっても、国保税の額を決めて住民から集めるのは市町村の仕事です。

国保では国保税が高くなるのを抑えるために、自治体が独自に減免などを行い、多くの自治体が一般会計から国保会計への公費の繰り入れを行ってきました。本市も住民への負担を和らげるために、一般会計からの繰り入れを続けてきたところですが。

そもそも、国保会計が苦しくなったのは、国が1984年の国保法の改悪で国庫負担割合を引き下げたことを初め、その後も国保への財政運営に対する国の責任を後退させてきたためです。今のような高くて払えない国保税になってきたのです。

そもそも、国保は国が認めている社会保障制度です。現在のように年金で暮らす高齢者や、所得の低い方、また病気で働くことができない人などに医療を保障する社会的弱者の医療制度です。そのためにも、国や自治体が必要な公費を投入するのは当然のことではないでしょうか。しかし、国は一般会計からの繰り入れを段階的に解消しようとしています。

本市においては、制度改正後も厳しい状況が続くと考えていることから、これまでと同様、市民が安心して医療を受けることができるように、市長会を通じて国に対して財政支援を要望していきたいと以前から言われているところです。ですから、国が国庫負担をふやすまでは、一般会計からの繰り入れを存続させ、市民にこれ以上の負担をかけることなく、払える国保税に改善すべきだということを申し上げて反対討論といたします。

○新屋敷幸隆議長 次に、立石幸徳議員。

○13番立石幸徳議員 私は日程第11号、議案第32号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論いたします。

まず、今回の税率改定に当たって、当局は、これからの本市の国保財政の中期見通し、また、



今後のきちんとした国保財政健全化計画を示しておりません。説明があったのは、平成29年度に作成しました平成30年度から35年度までの財政健全化対策期間の間に、さらなる税率改定を実施するというそのことのみであります。

平成30年3月末に県に提出しました本市の国保財政健全化対策、赤字解消策は、30年度から毎年度2,000万円ずつ赤字削減し、6カ年で1億2,000万円の赤字を解消するなどという実態とは全くかけ離れた無意味な計画であります。実際、30年度は、早速、本議案において約3,000万円の歳入確保の案が提案をされているわけであります。

これまでも、本市においては、平成25年度から27年度までの国保財政健全化行動計画が策定されたのですが、推計値と実績値の乖離は大きく、平成27年度には平成29年度までの改訂版の健全化行動計画が策定されました。

平成27年度には、国保連合会による共同事業の対象医療費が1円以上全ての医療費を対象といたしました。この際、本市においては、1億円ほどの好転材料という説明でございました。結果は、交付金において予算より1億円の減少、拠出金において予算より1億円の増加、合わせて約2億円ほどの見込み違いとなったのであります。

このように、これまでも、そして現時点においても、しっかりとした将来計画が策定されていない。医療費推計に当たっては、不確定要因が多いということは承知しておりますが、計画策定の余りの甘さを指摘をせざるを得ません。

今回、約72.5%の被保険者に負担増を求めるのであれば、まずもって、しっかりとした将来計画を示すことで御理解をいただかなければならないと考えます。資産割賦課をなくすことについても、近隣他市が実施する段階的な取り組みも具体的に検討されたのかどうか。制度改正に伴う被保険者負担の激変に配慮しているとは言えないと思います。

現在、保険者として、本市が果たすべき最大かつ喫緊の課題は何であるのかということが全く問題視されていない。

本市は、国保税収納率も国保税額も県内上位の3番、4位という高い位置にありますが、国保1人当たりの医療費も常に県内5番以内という高い位置にあります。

平成21年度の1人当たり医療費は41万1,000円でした。平成29年度においては速報値で49万2,151円、これは前年度28年度より約1万1,000円の伸びとなっております。実に8年間で8万円以上の1人当たり医療費の伸びとなっているわけです。このままの推移でいけば、恐らく平成30年度は間違いなく1人当たり50万円台の医療費となります。

毎年度、1人1万円以上の医療費が伸びていくものを、今回の税率改定のように全体平均で2,678円の値上げということでは、収支がいつまでたっても追いつくはずはないと考えます。今、必要なのは医療費の適正化に最大限の努力を傾注し、まず、その成果を市民に示していただき、初めて、国保税の負担に理解をしていただけるのではないかと思います。

本市の国保会計が将来どうなっていく見通しなのかわからない中で、今やるべきことを間違えているとしか思いません。

よって、議案第32号に反対いたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第10号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11号は起立により採決いたします。

日程第11号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第12号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○禰占通男議員 ただいま議題となりました日程第13号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました陳情第1号の趣旨のとおり、国会及び政府に対しまして、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、計画的な教職員定数改善を推進すること、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元することを強く要請することとし、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第13号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第15号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました枕崎市土地開発公社、公益財団法人南薩地域地場産業振興センター、一般財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎お魚センター及び南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理し、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから質疑を行います。回数は3回とし、質疑については簡潔に願います。

また、人事、庶務会計、財産管理、事業経営権等に関する詳細なものについては、議会の権限を超えてしまいますので、そこらを踏まえて質疑をお願いします。

枕崎市土地開発公社ほか4件のそれぞれの経営状況を説明する書類について、質疑はありませんか。

○4番城森史明議員 私は、お魚センターの決算報告書について質疑をいたしたいと思います。

ことしの貸借対照表、株主資本等変動計算書、売上高、損益計算書ですね、これが全てマイナスという結果になっておりますが、これらの関連性も含めて、これらについて説明をお願いしたいということです。

次に、今年の売上高、これについて購買部門とレストラン部門、テナント部門、これの内訳をお願いしたいと思います。

そして、テナントの状況は現在どうなっているのか。現在1社しかやっていないということ、1社しか聞いておりませんが、その状況について説明をお願いいたします。

○永江隆水産商工課参事 まず、1点目の損益で、損失収支となりましたけれども、その原因について御説明いたします。

計画では税引き後で250万程度の増益を見込んでおりましたけれども、実績で165万8,000円の純損失となりました。

損失を生んだ要因といたしましては、29年度当初よりテナント業者の2区画撤退により、テナント料及び共益費が300万程度減少したこと、また、直営区画拡張及び欠員補充による雇用により人件費が250万程度増加したこと、レストラン部門の原材料価格の高騰に伴い、原価率が4%程度上昇したことによるものというふうに分析しているようです。

また、通販部門であるDHA販売も、28年度と比較いたしまして発注が1回分少なかったために、45万円程度減益となっております。

それと、部門別の売上高でございますが、レストラン部門、売上高6,712万5,000円となっております。直営売店部門3,224万8,000円となっております。あと、鮮魚部門1,933万円となっております。

それと、テナントの現在の状況でございますが、テナントは、1事業者が4区画、そしてもう1事業者が2区画、そしてもう1事業者が0.5区画、そして1団体が1.5区画、テナントとして

入っている状況でございます。（「株主資本等変動計算書の説明がないです、損益計算書と」と言う者あり）

先ほども申しましたとおり、損益で165万8,000円の純損失を生んだために、繰越利益剰余金が5,732万4,509円というふうに膨らんだということでございます。

**○4番城森史明議員** まず、売上高ですが、これ予算を見ますと売上原価というのは310万上がるということではしてあるわけですね、310万。

それでその売上原価はもともと上がるという設定をしていたわけで、この辺はあれですが、売上高が355万減ってるんですよ、これが大きな影響を及ぼしたんじゃないんですか。ほかにもありますが、その辺のところをちょっとこの予算と比較した場合になんか説明がおかしいなと思いますので、その辺のところはどうなっているのか。

それと売り上げ、レストラン部門、購買部門、それと鮮魚部門ですか、これで約1億1,000万ぐらいですかね、ありますが、これが、去年比に対して何%になっているのか、その辺をちょっとお願いをしたいと思います。

次にですね、長期借入金返済というのがありますが、返済額は、何年まで続くのか、何年までに終わるのかということですね。それに伴って、以前は短期、中期、長期的な計画を作成されて、私なんかもらったと思いますよね、10カ年計画というのを、私はもらいました。

その辺を含めて、いつまで長期返済がかかるのか、それに対して、やはり、短期、中期、長期の経営計画をつくるべきなわけですね。以前10カ年計画というのは私どもにも示されたわけですよ。それは作成していないんですか。

**○永江隆水産商工課参事** 借入金の返済計画でございますが、1億9,000万、平成22年度に融資をしていただきまして、平成42年10月までの返済計画となっております。

それと、以前、経営改善計画で10カ年計画をつくりましたけれども、その後、具体的に長期、中期の計画を立てているという経緯はないようでございます。（「売上高の分析に対してはどうでしょうか」と言う者あり）

それと、予算に対して300万程度売上高が減っているということではございますが、当初の計画ではこのような予算でいきましたけれども、観光客数の減少、そして、夏の台風で港まつりの日に臨時休館に追いやられたことと、先ほども申しましたけれども、通販のDHAの注文が減ってきていると、そういったことがいろいろ原因いたしまして、このような結果になったようでございます。（「それと各部門の伸び率が、去年対比の答えがない」と言う者あり）

それと部門別の昨年比でございますが、レストランは3.4%ほど伸びております。受付部門がマイナス2.2%、直営売店部門が14.5%、通販部門がマイナス33.3%、鮮魚部門が7.5%の伸びとなっております。

**○4番城森史明議員** そういう意味では、これからしますと、やはり購買部門というよりはレストラン部門、鮮魚部門ですか、これに力を入れていったほうが、より経営は安定するかと思うわけですね、ですから、私も一般質問で言ったようにレストラン部門をより拡充してですね、売上増につなげるというのがいいのじゃないかなと思います。

それと、長期——今、平成30年ですから、あと12年間の支払いということですよ、平成42年。そういう意味からすると、やはり、そこまでの、ある程度の経営計画もつくってもらってですね、それまでは放棄はできないわけですから、そういう意味で計画を立ててもらってするように最後に要望しておきますが、あと最後に、もっとその何というかな、さっき言ったレストラン部門と鮮魚部門、その辺を伸ばすためには、どのようなことを考えておられるのか、その辺を、そして、そのテナントの減少による購買部門が、非常にじり貧という現状にあるわけですよ。それを、やはり、どうしてまた再生するの——再生というか売り上げを伸ばしていくのか、その辺のところを最後に質問したいと思います。

○永江隆水産商工課参事 御指摘のようにレストランの売り上げを伸ばしていくということは、お魚センターの経営上、非常に大事なことだというふうに会社のほうも認識しているようでございます。

一昨年度から取り組み始めました地元で上がった新鮮な魚を中心としたメニュー等も好評を得ており、レストラン自体は売上高を若干延ばしております。そういったことも含めて、市からの委託事業である国内外観光客誘客事業等や好評を得ている体験メニューのわら焼き体験、かつおぶし削り体験、こういったことも県外の旅行代理店や雑誌等、あるいはメディアにさらにアピールを強くして行って、誘客に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、その経営健全化計画についても10カ年計画の終期を迎えておりますので、また新たなそういった長期計画も立てていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○13番立石幸徳議員 私もお魚センター、それから地場センターについてですね、市民の目に非常に目につく部分で質疑をさせていただきますが。

先ほど、お魚センターが29年度赤字になった原因、テナントが1店出てしまったというか、なくなったと言われましたけれども、この決算報告書の6ページですかね、29年度の予算・決算と30年度の予算、出ているんですけれども、このテナントの収入、あるいはそのテナントにかかる共益費の収入は、予算上は見込んでいたわけですね。28年度までは、テナント収入は大体1,084万あったけれども、予算自体が894万で組んでありますから、もうテナントが出るということを見込んで予算を立てて、結果赤字だったと。だからテナント云々に、今度の赤字は、私は採用されていないんじゃないかと思うんですよ、全般的な見えないところでの影響はあるかもしれませんけど。

そういう観点からしますとね、この販売促進費、この部分が27年度は630万ぐらいありますよ。そして、28年度が450万になっているんですけど、29年度が420万と、販売促進費が減っているということは、やはり総体的に販売、売り上げが伸びていないということだと思うんですけど、もう少し赤字になった原因をですね、詳細に教えていただきたいと思います。

それから、地場センターの関係ではですね、30年度の予算において、貸館事業が150万円減額になっているようであります。これは、恐らく、地場センター入り口右側の、それこそまたレストラン部門が撤退するというに伴って減額していると思うんですけどね、このコーナーの今後のいろんな対応といましようか、そういうものが今現在どうなっているのか、2点お尋ねいたします。

○永江隆水産商工課参事 今、御指摘がありましたように、テナント料及び共益費については、昨年度、29年度予算を計上した段階で撤退した後でございましたので、このような予算を作成しておりました。

おっしゃるように、最初からその見込みでいたんですけれども、その撤退、事業者があいた部分を今、直営展開してございますけど、そこで、何とか売り上げを確保できる見通しでいたようでございます。ただ、その直営部門の展開が8月ぐらいまでずれ込んだというのも売り上げが思ったほど伸びなかったところが原因じゃないかなというふうに分析しているところであります。

それと販促費についてですけれども、販促費の主な出費内容でございますけど、旅行会社への送客料、あるいは市から委託事業を受けている部分の国内外観光客誘客事業、あるいは以前の魚屋職人育成事業、これは国の補助でございましたけれども、そういった事業の中で購入するテナントでありますとか、あるいはタブレット等のリース料でありますとか、そういった費用についてもその販促費で見えております。その販売促進費の事業が縮小されたことによって、その辺の販促費が減少した要因でございます。

また、送客料につきましても、経費節減のために旅行会社がたくさん購買してくれるような業者、あるいはただ立ち寄って通過していかれる業者、そういったところを見直して、送客料を少しでも節減をした、そういったことが要因で減っているところがございます。

**○下山忠志水産商工課長** 議員御指摘の貸館事業の昨年に対する予算書の減額でありますけれども、おっしゃるとおり、1階の食堂が昨年9月をもって撤退しておりますので、それを背景にした予算の組み方になっているところでもあります。

その後の経過につきましては、9月30日で撤退をしたわけでございますけれども、既存業者が撤退の申し出があつてから、既存業者には営業継続のお願いをするとともに、市内飲食店、そして類似の業者に利用の打診を行い、入店についての話し合いを数件持っているところがございます。

また、既存業者が撤退してからは、入口の店舗に店舗利用募集の張り紙、そして枕崎商工会議所にも店舗募集の紹介を行うとともに、地場産業振興センターのホームページでも発信しているところがございます。

具体的な入店の交渉、あるいはそういった話し合いの経過につきましては、6事業者と話し合いを行い、2事業者については、現地の調査まで行われておりますけれども、出店にまでは至っておらず、利用の実績としては、昨年のイベントにおける本部事務所として臨時的に1回利用された実績があるところがございます。

募集につきましては、飲食店に限らず募集を考えておまして、また、当地場産業振興センター自体でも、有効な利用の仕方ができないか模索している状況であるというふうに把握しております。

**○13番立石幸徳議員** ですから、お魚センターにしても、地場センターにしてもですね、一番、枕崎のいろんな外来客といたしまししょうか、来る方が一番たむろする周辺がですね、何か非常にこうおかしな雰囲気や地元住民としては感じるんですよ。というのが、お魚センターの撤退されたテナントにかつていろいろ御努力された事業者は、関係の人は、ちょうどお魚センターの真向かいで、また何か営業をされているような感じですよ、実際の会社の中身はわかりませんが。

それと、地場センターにしても、3階ホール、あるいは2階の和室等では、当然食事提供とかいって、非常に地場センターのレストランっていうのも、非常にこう今までどうしても施設全体で必要なことがあったはずなんですけど、それが撤退して、どうもあの一帯のにぎわいがどうなのか、そういう意味で、そこらを総体的にですね、どういうふうに考えておられるのか、つまりその、何かお魚センター内でちょっとしたいろんな動き、そういうものも非常に、我々も全然よくわかりませんが、いろんなおかしな話も情報として入ってくるもんですから、その辺について全体的にあのかいわいをどうするんだというような、そういった検討はされているんですかね。

**○下山忠志水産商工課長** 先ほど水産商工課参事も答弁いたしましたけれども、昨年の実績につきましては、大きく挙げられるのが、参事も申しましたけれども、さつま黒潮きばらん海を初めとしたイベントの中止、そして行楽シーズンにあつては、入り込みの多い土日に重なった天候の悪さ、こういうところから、地場産業振興センターにおいても、1万何人の入館者の減少というふうな形になっているところがございます。

こういったことから、地場産業振興センターでは、物販、製品を仕入れて販売をするというふうな業務、そして貸館、そして外に出て販売等を行っておりますけれども、特に売店での売り上げ、これがそのままマイナスというふうなところになってきているところがございます。

確かにもう一つ、全国、県外、県内両方に、物産展に行って販売しておりますけれども、その部分も幾らかは減少しておりますけれども、その効果といたしまししょうか、それが逆に全国から電話、ファクスでの注文というふうなのがだいぶ伸びておまして、その部分が効果としてあらわ

れてきているんじゃないかなというふうな形で考えているところです。

あの辺一帯の考え方でございますけれども、あの一帯は、当然、祭りの会場として、今現在、道路を含め使われているわけでございます。議員の方々にも予算で措置をしていただきましたけれども、昨年から松之尾の駐車場、地場産業振興センターの隣の駐車場といいますか、その整備を県の南薩地域の地域振興推進事業で2カ年で整備をさせていただいております。

去年は、便所を新たに整備をして、今年は、駐車場を整備すると、それとあわせて照明施設、で、柵もおろしたり上げたりできて、祭り会場として有効な利用ができるような形で、施設の受け皿として整備を2カ年で進めているところございますので、こういった施設整備を行いながら、このイベントを盛り上げて、枕崎への、特に地場センター、お魚センター、かつお公社、こういったところのラインのですね、入館者というか、入り込みの増加を考えていきたいというふうな形で考えているところでございます。

**○9番沖園強議員** 私も、お魚センターについて若干お尋ねしてまいりたいと思いますが、今回の当期の純損失についての見解というのは、今、質疑等でもございまして、また重複するかと思うんですが、どうしても分析されたようなことが影響しているんだというふうには思います。

それで、結果的に正味運転資金が500万程度前期より減ると、当然、現預金高がまた500万程度減っていると、当然、流動比率が悪くなるということですよね。

そういった中で、当期純損失を出した要因というのは、今までの皆さん述べられておりますのでお尋ねしませんけど、お魚センター、これ、市長、こういった位置づけで将来考えておられるのか、そこをまずお聞きします。

**○前田祝成市長** お魚センターの位置づけということで、御質疑がありましたけれども、まず、今、いろんな御質疑に対しまして、今期のお魚センターの営業分析、経営分析をした上での損失の原因分析という形で発表させていただきましたが、私自体はこれは原因分析とは基本的には思っておりませんので、まさに減少でしかなくてですね、単なる要因でしかありません。

お魚センターが10カ年の計画を立てているという話で進んでいるわけですがけれども、その中でも、今、沖園議員からございましたようにキャッシュフローがどんどんどんどん少なくなってきた状況、長期借入れは返済はするが、その未払いの負担が大きくて、キャッシュフローがなかなか上がっていかない。そのための、カバーするだけの売り上げができていないというのは、非常に厳しい状況であるということは認識しております。

そうすると、ここで要因を分析するのは簡単なんですけど、この長期間にわたる営業低迷の真の原因を分析しないといけないというふうに考えております。それが今後、我々が皆様に今後示すべき経営の改善計画だというふうには思います。今、そういう現状であるというふうに私は認識しております。

そして、お魚センターの今後のあり方という御質問ですが、それに関しましては、お魚センターはですね、やはり枕崎にとっては非常に大事な資産であるというふうに思っております。ここが、枕崎の観光のランドマークとしてですね、成長していかないとですね、枕崎の観光というのは非常に厳しい状況になるのではないかなというふうに考えます。

先ほど、立石議員からもありましたけれども、あの地域が少しおかしい状況になっているのではないかとこの部分も含めましてですね、しっかりとした再建計画を立てていかないといけない、そのように考えております。ですので、お魚センターの再建というのは非常に枕崎にとって重要な課題であるというふうに思っております。

ただし、先ほど要因という話をしましたが、今のままの経営環境のままではですね、何をやったとしても、単なる延命にしかならないというふうに思います。例えば、資本を増資するとか、あるいは補助を入れるとか、あるいは長期借入れの借りかえをして少しでも金利を下げる、そういう経営努力は絶対必要になってくる可能性はありますが、それが真の解決策ではないという

ふうと考えておりました、全ては、長期借入れをするにしても、増資をするにしても、あるいは補助を入れるにしても、そこにはしっかりとした経営責任と申しますかですね、今後どうやっていくんだという経営改善のですね、施策が示されなければ、市民の皆様には納得していただけないというふうに思っておりますので、まずは真の原因を追及して、経営改善を行うということをやっつけていかなければならない、そのように考えます。

そして、少し長くなってしまいますが申し上げます。

そこにはですね、衰退期の事業の再生には、必ず必要なのは、リストラクチャリングだと思っています。いろんな意味で、厳しい判断をしないとイケない、そういう部分も出てきます。ただ単に、それはお魚センターだけでできるものかということも私としては考えないとイケないなというふうに思っています。いろんな意味で、事業の再構築をしないとイケない。いろんな枕崎にある商業施設であるとか、あるいは観光施設であるとか、その辺を含めたですね、全体のランドデザインを考えながら再構築するというのをジャッジしていかないと、お魚センターの再生っていうのはないだろうなというふうに思います。

ですから、お魚センターのビジネスを今までと同じように続けていっても、なかなか延命にしなければならないということですので、そこにはかなり厳しい経営判断が必要になってくると思いますし、枕崎市全体としてのいろんな施設の問題であるとか、観光デザインと申しますか、観光施設の問題であるとかですね、あるいは商業施設の問題含めてですね、いろんな厳しい判断をしないとイケないというふうに思っております。

今ある施設をもう1回、全体として見直す、再構築するということが絶対条件ではないかなというふうに考えております。

ただ、まだ今の段階でですね、具体的にどこをどうするという事は申し述べませんが、ただ、そういうお魚センターの目の前の経営を、今期の経営を、来期の経営をっていうことではない、もっと長い視点で枕崎全体のあの地域の、あるいは枕崎全体の観光の、あるいは枕崎市全体の商業施設のっていうことを含めたですね、いろんな商業施設以外でもですね、いろんな施設がありますので、そのあたりも含めた形でのですね、再構築というのを考えていかないとイケないというふうに考えております。

少し具体性に欠けるかもしれませんが、お魚センターの再生についてですね、そのようなお答えを現時点ではさせていただきたい、そのように思います。

**○9番沖園強議員** 平成22年に再建計画をつくって、そのときに累積赤字が8,100万程度あったと。そして、大変努力はされてきていると思いますよ。去年まで、少しずつではあったんですけど、それを縮小してきたと。で、5,500万に減らしてきたと。ただ、今度の当年度は赤字であったから、また200万程度ふえてしまったと。

そのときに、再建計画のときに我々借入れを、組みかえをやる時に、議会も同意して損失補償をしたと、非常に我々にも責任があるんですね。議会としても責任があると思います。

そういった中で、非常に損益計算書、また貸借対照表を見たときに、非常にそのウエートを占めているのは、今、市長の御答弁と若干矛盾するんですけど、金利部門で支払い部門も損益計算に非常に大きくのしかかっていると。そして、正味資産についても、長期借入れの返済額が大きいのかかかっているというふうに思うんですね。

そこで、借入れ、組みかえをやったときに、金利が2.5%だと思います、今現在。今、低金利の時代に、絶対的な解決策にはならないかもしれないんですけど、その借入れを行った場合は、どうなるのかということですよ。

当然、損益計算書で金利が毎年260万、270万かかっているわけですから、その分が非常に当年度にとっては重くのしかかっていると思うんですね。そういったものをどういった検討をされているのかですね。



それと、耐用年数34年ということで、当時、組みかえたと思うんですけど、今、市長は、非常に前向きな御答弁だったんですが、仮にですよ、当時、清算をした場合、補助金の返還金が生じると、であるから借りかえをして組みかえをやって存続をしたという部分がある、損失補償してまで存続の道を選んだと。仮に当時が7,080万程度の返還金が生じる予定だったんですよ、補助事業に対して。それが現時点で、仮に清算をした場合、どのくらいになるのか、試算をしているのであればお示しいただきたい。

**○永江隆水産商工課参事** 借入金の利率でございますけれども、当初2.225%で融資をしていたんですけども、今現在は1.85%の金利で返済をしているところでございます。

また、借りかえについては、議員御指摘のように、毎年200万、これからまた金利は少しずつ減っていきますけれども、それに伴い元金のほうがふえてまいりますので、そういった負担を軽減するためには、借りかえも検討していかなければならない要素ではあるというふうに考えているところでございますけれども、まだ具体的にどういう動きができるのか、そういったのはこれからの検討課題だというふうに考えているところでございます。

それと、補助金の返納については、今の現在の段階では試算はしておりません。

**○9番沖園強議員** 当時、平成22年の組みかえをするときに、検討資料として補助金返還試算というものを立てておったわけですよ、それからいくとちょうど8年、ちょうど半分なんです。

それで、約半分ぐらいになっているのかなと思ったりもするんですけど、ただ平成21年4月施行の地方公共団体の財政の健全化に関する法律ですよ。それによって5年時限立法だったんですけど、当時、第三セクター等改革推進債、それを借り入れなかったと。ですよ、清算をしなかったわけですから。

現在、そういったものはあるのかなのかということと、そしてまたあの第三セクター等改革推進債に基づいて健全化法では、当然、地方公共団体は、公的支援の考え方を踏まえて処理策において、新たな損失、補償は行うべきではないと。また、第三セクター等の債務の処理に際して、当該第三セクターの債務を地方公共団体がかわって引き受ける、免責的債務引受や地方債制度の趣旨に鑑み、既に付した損失補償債務の範囲内での当該債務の短期かつ確実な履行のためなど特別な理由がある場合以外は行うべきでない。そして地方公共団体の長などの個人保証がある場合に、当該補償によって個人の限度を超えた負担が求められることによって基本的処理策推進の阻害要因となることがないように、適正な調整を行いなさいということで、当時、損失補償した経緯があるんですけど。

そうなった場合に、もう5年時限立法の第三セクター等改革推進債はないと、それとそれにかわるものがあるのかなのかわかりませんが、第三セクターへの、先ほど、市長とちょっとかみ合わない部分があるんですけど、長期貸し付けまたは補助金等の交付などの公的支援はできないのか、その辺をお聞かせください。

**○佐藤祐司財政課長** 今のお尋ねの一部の回答になると思うんですが、まず、第三セクターの改革推進債については、現状では借り入れはないと、その制度自体がないということでございます。

そして、第三セクター等の経営健全化に関する指針というのを国のほうが出しております。その中でも、公的な支援策、財政支援の考え方というのが幾つかうたわれているところでございます。その中でも基本的な考え方もございまして、損失補償の考え方、長期貸し付けの考え方、そして出資の考え方等うたわれているところでございます。

市の中でもいろいろと検討はいたしておりますが、先日も協議の中で、どういう関与ができるのかという形で協議したところではございますが、まずは、それぞれの団体、会社の中で、経営健全というのを図っていただいて、その後、どうしてもできないときに、財政支援というふうな順番になるのではないかとというふうな考え方で、私自身としてはいるところでございます。

先ほど、質問者の中にもありましたが、金利負担が非常に大きなところでございますので、そ

のところの借りかえというのは、会社の中で検討できないのかというのはその協議の際にも、申し上げたところでございます。

市のほうが長期貸し付けをする中で支援していくという考え方もありますが、それ以前に会社としてどう考えていくのかということとを会社として考えて、協議していただくということが先ではないかなというふうに考えております。

**○2番永野慶一郎議員** お魚センターの件で、ちょっと質問させてください。

収支予算書のほうのいただいている資料の6ページのほうの期末現預金有高ということで、29年度の決算額は3,148万ほどございますが、これ昨年度末の現金の残りが4,330万円あったと思うんですが、ことし約1,200万ほど減らしております。何ですかね、減価償却等ございまして内部留保を今までしてきた分もここら辺でだんだんちょっとずつ食いつぶしてきているのかなと、現金が1,200万と減っていることですが、先ほど市長のほうからの答弁で、お魚センターのですね、改善計画を立てるということではございましたが、こういった状態が続けば、単純にことしと同じような状態であれば、3年間するともう現金は尽きてしまうんじゃないかなと思うんですが、ちょっと早急に対応しないといけない問題ではないのかなと思うんですが。

市長、そんな長期的な計画で果たしていいのかなと。このような状態が続くと近い将来、市長、何かしらの決断を迫られるときが来るんじゃないかなと思うんですが、どれぐらいの期間をもつてのその改善計画なのかっていうのが、私ちょっと気になったものですから、お聞かせください。

**○前田祝成市長** まさに早急に対応しないといけないっていうことはあります。

先般の株主総会のほうでも説明させていただいたんですけども、やはり、私としてはですね、今期中にですね、改善計画を立てないといけないということはお話させていただいております。そして、基本的にはですね、中期経営計画、3年間というところのですね、プランを立てざるを得ないかなというふうに思っています。

ですから、来年度から3年間でどれだけ経営改善をしていくか、その中身をどう変えていくかっていうところをですね、しっかりとプランを立てないといけないというふうに思っています。

株主総会の中でも、その話はさせていただいており、いろんな不確定要因の部分が見えている部分も若干あったりとかするものですから、そのあたりも含めてですね、やっていこうというふうには思っております。

ただ、そこについてもですね、非常に外部リソースを使って、経営計画というのを立案してということも当初考えてはいたんですけども、そこに対するコストというのもですね、非常にかかるということでですね、まずは内部のほうでやる、それで経営計画を立てる、そして、それでどうしても難しい場合についてはですね、しっかりと外部のリソースを使って経営計画を立てる、それを実際、株主の皆さん含めてですね、市民にオープンにできるようなですね、そういう形をとりたいなというふうには思っております。

**○2番永野慶一郎議員** ただいまコストっていう言葉がございましたが、修繕費、建物も大分老朽化してきております。

建物とか、あと中の設備ですね、とかの修繕費っていうのが予算では46万程度計上されているんですけど、これも修理ですので突発的な故障とか起きる可能性もございます。

そういったときには、コストカットしているからといって修理をしないというわけにはいかないと思うんですが、そういったものも対応していかないといけないと思うんですが、去年が65万8,000円かかっております。大幅なそういった修繕費がかかるようなものとかって、今現在で、もうこの予算に上がっているだけと見てよろしいんですかね、30年度中にここを直さないといけないっていうのは、この46万で予算計上してますよというふうに見ていいのか、というのと、改善をしていく上でやはり何らかの広告宣伝というのもすごく大事になってくると思うんですが、広告宣伝費がずっとゼロ計上ですね、全く予算がとれてない形なんですけども、そこらも含めて

ですね、そういった広告宣伝費ももうちょっと、何か予算配分をしてPRを行うと、宣伝を行うというような考えは今のところないのかお聞かせください。

**○永江隆水産商工課参事** まず、今の御質問の前に、現金の、先ほどお話がございましたけれども、現預金の中には、お魚センターの財源でない現預金もたくさんございます。正味運転資金というのが、一番肝心なお魚センターの内部留保の財源ですので、現金が減った要因には、預かり敷金でありました部分が、もともとのお魚センターのお金でない部分、そういった部分が減ったことと、それと、棚卸資産が若干ふえたこと、それと3月中にぎりぎりにDHAの発注がございまして、その分の売掛金が発生したこと、そういったことがあって1,100万程度減っているところでございます。

それと、修繕費につきましてですけれども、施設の大規模な修繕となると、これは、この損失には計上されません。固定資産として計上されることとなります。

細々と言いますと、施設も確かにおっしゃるとおり老朽化してきますので、手を入れないといけない部分というのはございますけれども、早急にしないといけないという部分については、対応しております。昨年度も会議室と事務室のエアコンの更新に110万程度、固定資産を購入費として計上して更新したところでございます。

それと、広告宣伝費でございますけれども、パンフレットを作成したりとか、あるいは営業活動を行ったりとか、ホームページを更新したりとか、そういった費用は計上して販促費の中で支出をしております。

大々的にメディア等を使って広告をするといったことも、確かに大事ではございますけれども、その費用対効果が果たしてどれくらいあるのか、それに莫大な費用を捻出するだけの余裕もないといえますか、そういったところで、広告宣伝費としては計上していないところでございます。

**○新屋敷幸隆議長** ほかにありませんか。——これをもって、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○新屋敷幸隆議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、平成30年第2回定例会を閉会いたします。

午前11時9分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明  
及び各委員から出された意見・要望



質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
②立石 幸徳	<p data-bbox="360 237 549 315">災害対策について</p> <p data-bbox="360 792 549 904">カツオ漁場確保対策について</p> <p data-bbox="360 1424 549 1536">新国民健康保険制度について</p>	<p data-bbox="564 237 1291 349">1 枕崎市地域防災計画の平成29年度修正内容について（住民主体の避難所運営・公的機関の業務継続計画など）</p> <p data-bbox="564 439 1291 506">2 平成27年の台風第15号により高潮被害を受けた旭町、新町地区海岸の防波堤対策について</p> <p data-bbox="564 595 1291 663">3 災害ごみの仮置き場を早急に決定し、各校区の指定場所を本市地域防災計画に記載すべきではないか</p> <p data-bbox="564 792 1291 1016">1 カツオの好漁場であるミクロネシア海域のパラオ共和国は、パラオ国家海洋保護区を設け、2020年1月より外国漁船を締め出す法律を制定している。現在、日本政府も入漁継続の努力をしているが、カツオ漁業基地の本市も国に何らかの働きかけをすべきと思うが、どのように考えているのか</p> <p data-bbox="564 1106 1291 1285">2 5月に開催された太平洋・島サミットにおいて、太平洋島嶼国と日本の地方自治体との国際交流の推進を目的に設立された「太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク」について、本市は積極的に関与すべきではないか</p> <p data-bbox="564 1424 1291 1536">1 今後、国保税の平等割・均等割の軽減措置額がふえていく状況にあるが、軽減分の財政措置はどのようになっているのか</p>	<p data-bbox="1307 237 1414 315">市長 課長</p> <p data-bbox="1307 792 1414 871">市長 課長</p> <p data-bbox="1307 1424 1414 1503">市長 課長</p>
③豊留 榮子	<p data-bbox="360 1659 549 1738">国保制度について</p>	<p data-bbox="564 1659 1291 1816">1 国保の都道府県化がことし4月からスタートした。制度の改正により、さらに国保税が高くなるのではないかという国保加入者の声がある。このような声に対して、市長はどのように考えているのか</p> <p data-bbox="564 1895 1291 2051">2 国保の都道府県化とともに、保険者努力支援制度という仕組みが取り入れられたが、どのような効果があったのか。今後、新たな取り組みは考えていないのか</p>	<p data-bbox="1307 1659 1414 1771">市長 副市長 課長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="360 479 547 584">学校教室へのエアコン設置について</p> <p data-bbox="360 1070 547 1176">市営墓地の環境整備について</p>	<p data-bbox="563 241 1291 347">3 自治体独自の国保税軽減策を実施している自治体もあるというが、本市も独自の負担軽減策を考えているのか</p> <p data-bbox="563 479 1291 629">1 県内では薩摩川内市、いちき串木野市が教室へのエアコンを設置している。暑さ厳しい夏場に向け子供たちが勉学に集中できるよう本市においてもエアコンの設置が必要ではないか。市長の考えを</p> <p data-bbox="563 719 1291 779">2 現在、小中学校へのエアコン設置はどこまで普及しているのか</p> <p data-bbox="563 875 1291 936">3 勉学に集中できる教室内の適正温度など、調査をされているのか</p> <p data-bbox="563 1070 1291 1220">1 川路墓地のごみ置き場から、鳥獣がごみをあさり周辺を汚している。ごみ収集車も片づけが大変である。墓参者が気持ちよく墓参できるよう、対策が必要ではないか</p> <p data-bbox="563 1310 1043 1339">2 他の市営墓地の状況はいかがか</p>	<p data-bbox="1307 479 1410 629">市 長 副市長 教育長 課 長</p> <p data-bbox="1307 1070 1410 1176">市 長 副市長 課 長</p>
④禰占 通男	情報公開について	<p data-bbox="563 1467 1291 1572">1 公文書開示請求の処理状況について (1) 平成29年度の請求件数と決定内容の状況はどのようなになっているのか</p> <p data-bbox="563 1662 1043 1691">(2) 請求者の内訳の状況について</p> <p data-bbox="563 1780 1222 1809">(3) 実施機関ごとの請求等の処理状況について</p> <p data-bbox="563 1899 983 1928">(4) 請求内容の詳細について</p> <p data-bbox="563 2018 1195 2047">2 ホームページ等で公開する考えはないのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	地方創生総合戦略について	<p>3 市長交際費、市長の活動報告を開示する考えはないのか</p> <p>1 総合戦略事業について、平成30年度当初予算において、これまでの4つの政策分野で17事業の継続が示されている。これに対して、新規事業の構想はないのか</p> <p>2 事業メニュー中、交付金の対象になる事業の予定・構想はあるのか</p> <p>3 事業費・枠予算分についての見通しは</p> <p>4 産業の支援についてはどのような考えでいるのか</p> <p>5 まちづくりについてはどのような考えでいるのか</p> <p>6 移住定住環境の充実についての構想はないのか</p> <p>7 少子化対策についての構想はないのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑤下竹 芳郎	防災・減災について	<p>1 東日本大震災から7年、熊本地震から2年たった。本市でも近年、災害をもたらすような台風が接近している。防災については枕崎市地域防災計画に示してあるが、市長の見解を</p> <p>2 市長の公約に災害に強いコミュニティFMラジオ局の開設とあるが、この内容と進捗状況はどうなっているのか</p> <p>3 先日、本市消防本部に小型無人航空機（ドローン）2機が寄贈されたが、どのような活用方法を想定しているのか</p>	市 長 副市長 課 長



質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥城森 史明	移住・定住促進について	<p>1 移住・定住者にとって住宅は必須であるが、市のホームページで情報が得られる空き家バンクの利用状況はどうなっているのか</p> <p>2 転入者が新築やリフォームした場合、近隣市では手厚い助成をしているが、本市でも行う考えはないのか</p> <p>3 木口屋に古民家を活用した移住体験のできる宿泊体験施設があるが、利用状況はどうなっているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	枕崎の魅力について	<p>1 市長は「市民の魅力を街の魅力にしよう」というキャッチフレーズを掲げている。本市は市民のポテンシャルも高く、いろんな面において可能性を秘めていると思うが、どうやって枕崎の隠れた魅力を引き出すのか</p>	市 長 副市長 課 長
	ふるさと納税について	<p>1 ふるさと納税制度は、財政の厳しい本市にとって、非常に貴重な財源である。ふるさと応援基金の使い道は、どのような考え方・手続に基づいて決めているのか</p> <p>2 昨年度の返礼品において、取り扱い業者の金額の明細はどうなっているのか</p> <p>3 返礼品のトラブルに対する危機管理システムはどうなっているのか</p> <p>4 南さつま市は、ふるさと納税の活用策として、給食費を無償化している。本市はどのように対応するのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	教育旅行の取り組みについて	<p>1 鹿児島県教育旅行受け入れに対する本市の取り組みは、どうなっているのか</p>	市 長 副市長 教育長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>2 南薩地区においても教育旅行受け入れは、民泊という形で実施されており、県外の子供たちへの枕崎のPR、地元への経済効果等大きな意義がある。受入家庭が少ないことが問題となっているが、この点を把握しているのか。また、行政の立場としてどのような支援ができるのか</p> <p>3 鹿児島県教育旅行受入対策協議会会員として、本市以外の薩摩半島の市は全て会員となり、誘致・受け入れに努力している。本市はなぜ会員になっていないのか</p>	課 長
	バイオマス発電について	<p>1 県内市町村において、「バイオマスタウン構想」や「バイオマス活用推進計画」等を作成して、19の市町村がバイオマスの活用に対し、積極的に取り組んでいる。本市の取り組みはどのようなのか</p> <p>2 バイオマス発電は、県内において取り組む事例がふえている。地方において、若者の雇用の実現や林業・畜産等々の産業活性化に多大な貢献が期待できるものである。市としてどのような対応を考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	M I S H I M A C U P ヨ ッ ト レ ースについて	<p>1 枕崎・三島間でM I S H I M A C U P ヨ ッ ト レ ースが毎年開催されており、本市出身の今給黎教子さんも参加している。レース前夜にはウエルカムパーティーを開き、地元への経済効果、子供たちをヨットに乗せる教育的効果、三島との交流等、本市にとって非常に価値のある大きな交流事業となっている。このような状況下で、行政の積極的な支援やかかわりを求める声があるがどのように考えるか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	枕崎高校の存続に対する支援について	<p>1 枕崎高校は本市の活性化に多大な貢献をしている。しかしながら、少子化のため生徒数は年々減少し、本市にとって深刻な問題となっている。活性化のための組織の必要性に対し、どのように考えるか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
		<p>2 枕崎高校同窓会や高校の見解としては、総合学科を維持しないと存続できないとのことである。総合学科コースに、枕崎の特徴を生かした他の公立高校にはないものを設置すれば魅力ある、生徒の集まる高校が期待できると思うが、今後要望し、支援する考えはないか</p>	

平成30年第2回定例会予算特別委員会における  
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第31号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今年度の当初予算は、骨格予算として編成したため、今回の補正は、投資的経費などの政策的な経費等を中心に、歳入・歳出それぞれ10億9,660万円を追加し、予算総額を112億7,100万円にしようとするもので、当初予算額より10.8%の伸びとなる。
- ・ 当初予算額と補正予算額を合わせた肉づけ後の予算規模は、前年度当初予算額と比較して、8億6,600万円の増、8.3%の伸びとなり、実質的に3年ぶりのプラス予算となる。
- ・ コミュニティFM自体の運用が、防災面というより地域活性化を目的としており、防災情報の提供の多重化、多様化という面では、例えば防災行政無線が使えなくなったときに、FMで補完するという役割からすると重要な役割がFM放送にあると思う。
- ・ 本市の防災情報の提供は、地域防災計画においても防災行政無線を用いて周知を図るとなっており、これまでも防災行政無線のアナログによって防災情報を伝えてきた。
- ・ 老朽化によりデジタル化へ再整備を行うもので、防災情報は防災行政無線の屋外拡張子局や戸別受信機で伝えていくことになる。コミュニティFM局が仮に開設できた場合には、防災行政無線による防災情報の提供の補完にはなるが、防災行政無線による情報伝達を一義的に考えていきたい。
- ・ 今現在、28公民館の約2,800世帯が集落放送設備を整備し、公民館行事等の伝達に用いられており、市の防災行政無線とも接続している。
- ・ 市公連総会の機会を捉え、各公民館長に対して、防災行政無線のデジタル化整備の概要を説明するとともに、各公民館における戸別受信機の整備に対する補助率等の検討を行っていくため、戸別受信機の新たな設置予定や更新予定等のアンケート調査を行っている。
- ・ 現時点における市の補助率の考え方については、自主防災組織を組織している公民館は2分の1、その他の公民館は3分の1、公民館未加入世帯に対しても3分の1ということを示した。
- ・ 国においても防災行政無線の戸別受信機の役割、情報伝達手段の重要性を鑑み、価格を下げ普及促進が図れないかという観点で研究会等もできている。
- ・ 戸別受信機の価格については、親局から屋外拡張子局まではデジタルで、あとは地域振興波というアナログ電波を用いることで、集落放送も可能になり戸別受信機の低廉化も図られる。公民館へのアンケートでは、1機当たり最大4万円という値段を示した。今後、希望を募って、市でまとめて値段交渉等も行っていくので、まだ下がると見込んでいる。
- ・ 総務省でも低廉化に向けて、戸別受信機の余計な機能を省いた標準的なモデルの研究もされているので、今後まだ下がっていくのではないと思うが、現時点では最大でも4万円程度と各公民館にはお知らせしたところである。
- ・ 地域コミュニティ無線整備によって、現在、集落放送設備で使用されている親機は必要なくなる。
- ・ 現在のアナログの戸別受信機は、150メガヘルツ帯と400メガヘルツ帯があり、28公民館中16公民館が400メガヘルツ帯、12公民館が150メガヘルツ帯である。
- ・ 150メガヘルツ帯の12公民館については、電波の使用期限は示されていないので、現在の戸別受信機を従来どおり使えるが、400メガヘルツ帯の16公民館については、平成34年11月30日までしか使えない。
- ・ 150メガヘルツ帯については、戸別受信機自体が導入から10年過ぎて老朽化しており、補助制度の創設については、災害情報等の伝達を確実にやっていくことが目的なので、この機会に

更新をお願いしたいと考えている。

- ・ 防災行政無線のデジタル化への再整備により、アドレス登録による放送内容の携帯電話へのメール配信、屋外スピーカーの内容等が聞き取れなかったときは専用ダイヤルで聞ける機能も新たに加えられ、伝達手段の強化が図られると思っている。
- ・ 戸別受信機については、これまでも公民館長、難聴地域、消防団関係については貸与で市が設置していた。今回、400戸としているのは、新たに避難所とか、市の公共施設、福祉施設、大型店舗等に設置して、より情報伝達をきめ細やかに行っていきたいという考えから、ふやしているところである。
- ・ 防災行政無線整備事業は、単独事業で充当率100%の緊急防災減災事業債を財源としている。
- ・ 台場公園駐車場整備事業については、第2駐車場舗装工事で20台分の駐車場を追加し、現在ある第1駐車場、第2駐車場合わせて98台分の駐車台数となる。この追加工事で一応終わりたいと思う。
- ・ 公有林皆伐搬出事業は、市有林の広葉樹の公売を行ったが、自然に生えた杉やヒノキが周辺部分や道路に近い部分に残っており、風倒木等の被害等で道路等に影響があるため伐採する事業である。
- ・ 県内における学校の記念事業補助の状況については、これまで本市以外の市では、学校の100周年、150周年に助成金を出している実績はないが、鹿屋市は、平成30年度において小学校1校に150周年記念事業のイベントの設営費、校旗の制作代等に対して、150万円を上限に助成する計画のようである。ほかの市は、今後も助成の予定はないとのことである。
- ・ 健康づくり事業は、健康に関する意識の向上や健康づくりを始めるきっかけづくりと考えている。本市の健康課題を改善するために、今後とも新しい健康づくりの実施に向けて検討していきたいと考えている。
- ・ 健康酒場事業に関しては、市民に普及効果が期待できるような事業所の健康管理を担当する方等に参加してもらい、参加者には、そこで学んだことを職場等で広めてもらいたいというのが事業の趣旨である。
- ・ ヨガ体験事業は、初めての事業なので、対象者については申込者の中から先着順で20名程度を考えている。今年度は、朝ヨガ1回、夕ヨガ1回を計画している。
- ・ ふるさと納税返礼事業に関し、返礼率の上限を3割に縮減したことにより、寄附額・協力事業者の売り上げが減少し、まちづくり財源の減と市内経済への波及効果が縮小する懸念がある。
- ・ そのようなことから、寄附の増につなげていくために、ポータルサイトをふやす経費やそれに伴うシステム改修に係る経費を追加するほか、協力事業者への積極的な指導・育成、新たな特産品の発掘・ブランド化など、制度の積極的活用を図るために返礼事業に係る業務の一部を民間事業所に委託したいと考えている。
- ・ これらによって、まちづくりの財源の確保、地場産業の振興を図りたいということから今回補正を行っており、寄附金の目標を当初よりも1億円増を見込んでいる。
- ・ ふるさと納税の4月、5月の状況は、昨年と比較すると伸びておらず、半分程度になっている。今後、返礼事業、PRに力を入れていきたい。
- ・ クラウドファンディングについては、具体的な検討まで至っていないが、今回の返礼事業の一部業務の委託によって、民間の知恵やノウハウも活用したいということで、寄附の活用に向けての検討についても、委託事業者と一緒に考えていきたい。
- ・ 過疎対策事業債を使えない事業を挙げるのは難しいが、挙げるとすれば、庁舎の整備、人件費等、充てられる事業については、過疎法あるいは施行令の中で列举されている。
- ・ 地域子育て支援センター事業の増額は、センターには職員を2人配置することとされており、従来は非常勤職員も含めた配置となっていたが、今回、常勤職員を配置するという事業内容の

変更により、国の補助基準額が上乘せされ、事業費が変動したということである。なお、このセンターの相談利用状況については、年間、100件程度となっている。

- ・ 校務用パソコンの整備については、現在、県内では本市以外の市では、教職員1人に1台配備されている。本市の小中学校については、校長、教頭、事務職員及び養護教諭の4名には校務用パソコンが配備されているが、その他の教職員には配備されていないことから、今回小学校4校に52台、中学校4校に50台整備し、全教職員に行き届くようにするものである。
- ・ 降灰防止・降灰除去施設等整備事業補助については、農業用被覆施設の整備で別府地区のソラマメ、ニガウリを栽培する農家5名で構成される別府野菜施設利用組合に行う事業である。
- ・ 降灰防止対策事業において、万やむを得ず離農した場合の補助金返納については、条件として3戸以上となっているので、3戸の農家でそれを維持できれば発生しない。
- ・ 経営体育成支援事業補助は、地域の担い手に対して農業機械や施設等の導入を支援する事業である。今回は、茶園管理機の導入に係る経費の補助で、これは融資を受けることが一つの条件になっており、補助率は事業費の10分の3以内となっている。
- ・ 老人福祉センターの耐震診断業務委託については、老人福祉センターと健康センターはいわゆる2枚看板で一体となっている施設のため、今回、老人福祉センターと健康センターともに実施することになる。
- ・ 庁内の検討委員会で、公共施設に耐震化を図る優先順位をつけて、これまでも庁舎とかを実施しており、今回、健康センターを行う。法的に新耐震基準を満たすものや面積の関係とか、さまざまあるが、法に定めがないものについても例えば避難所に用しているものとかも実施していくこともあるので、具体的に耐震の必要性のある建物が何個あるというのは申し上げられない。
- ・ 公共施設の優先順位については、学校の校舎を優先してきた。当然、優先順位には必要性、事業費的にもかかわってくる。
- ・ 片平山児童センターは、昭和58年の建築であり新耐震基準を満たしている。
- ・ 橋梁補修事業は、既に4橋は補修が終わっている。昨年からしている松之尾橋で5橋目であり、現時点で補修を計画しているのは、あと1橋で、馬追川の一番河口にかかっている古い橋である。
- ・ 平成25年だったと思うが、市内の橋梁の調査を67橋して補修が急がれる分は6橋であった。
- ・ 県単急傾斜地事業の優先順位については、今は受益者負担金が伴うので、受益者から要望があったところからと思っている。
- ・ 避難所については、地域ごとに指定するというので、地区公民館等を中心に指定しているが、避難場所に整合性がとれないという御指摘に配慮しながら、箇所、地域とも協議しながら見直せる場所があったら、その辺も検討しなければならないと考えている。
- ・ 庁舎別館の大規模改修については、耐震診断により耐震性があったので外壁の補修工事、屋根の防水工事など長寿命化工事を実施し、使用可能年限を伸ばすとともに、トイレについても改築を行うことにしている。
- ・ 別館のトイレ改修部分については、公共施設等適正管理推進事業債を充てている。改修等する場合にユニバーサルデザイン化を図ることで、高齢者や障害者等が使いやすいトイレに改修すると事業債の対象になる。
- ・ 枕崎市防火委員会は、幼年消防クラブ3団体、婦人防火クラブ6団体で構成されており、平成25年から活動している。今回の補正は、平成30年度コミュニティ助成事業の地域防災組織育成助成事業を活用して、煙体験用資機材を整備するものである。
- ・ 煙体験用資機材は、煙体験用テント一式、テント内に煙を充満させるスモークマシンで防災事業として防火委員会が受け入れる。

- ・ 都市公園関係のトイレ、塩浜、水尻、そして今回の松之尾公園トイレ改築、自動で流れるセンサー式は、故障する頻度がどちらかという多くて、修理費用がかさむので、全部手動式にしている。
- ・ トイレの床に関しては、庁舎の新しいトイレは乾式で、水を余り使わない方式である。そこはいろんな市民の方が来るが、雨が降っても、雨靴で来るとかないので、最近つくったトイレの中では、そこだけ乾式にしている。
- ・ 西別館の庁舎別館便所改修工事は、1階に水道課、農政課、2階に建設課があって、作業した方とか来るので、床は今までと一緒のタイル方式にしたいと考えている。洗浄については、故障を考えて今までと一緒の手動式で考えている。
- ・ 手洗いについても押す手動式とし、センサー式は考えていない。

### ○委員からの意見・要望

- ・ 公園の駐車場が整備されるのはよいことだが、車の捨て場にならないよう対処していただきたい。
- ・ 桜山小学校は150周年、そのほかの校区も150周年に追随して記念事業をするかと思うので、検討の余地があれば、補助金増額の検討もしてもらいたい。
- ・ 例えば、来年、開催される国際芸術賞展に特化したクラウドファンディングは皆さんも納得すると思う。開催は毎年ではないので、国際芸術賞展に寄附という形でやっていけば、ちょっとでも積みたまっていくと思う。そういう活用方法もあると思うので、検討していただきたい。
- ・ 国のもうかる事業で海まき船を3隻一遍に同じ船型でコストを安くして、海まきのその協会も大型化を全体的に進めてきているので、本市の受入漁港もマイナス8メートル、マイナス9メートル岸壁が必要になってくると思うので、この事業を積極的に進めていただきたい。
- ・ 防災計画そのものが形骸化してしまうと元も子もない。幾つか例として挙げているが、その辺も検討していただきたい。
- ・ 松之尾橋の工事期間については、できるだけ通行どめとならないよう配慮いただきたい。

### ◎議案第32号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

#### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ340万円を追加し、予算総額を36億9,182万1,000円にしようとするもので、当初予算より0.1%の伸びとなる。
- ・ 歳出は、保健事業費として、人工知能とソーシャルマーケティングを活用した特定健診受診勧奨に係る委託事業費340万円の増額である。
- ・ 歳入は、国民健康保険税の税率改定に伴う国民健康保険税2,302万6,000円、繰入金1,923万7,000円の増と、保健事業費に対する県支出金340万円の増、諸収入4,226万3,000円の減で措置した。
- ・ 今回の税率改定に伴い、保険基盤安定繰入金の保険者支援分の補正をしていない理由については、保険基盤安定繰入金には低所得者に対する一般会計からの繰り入れに係る保険税軽減分と保険者支援分があり、保険者支援分については、対象となる被保険者数に一定の単価を掛けて算出するものであるが、現時点でまだその単価がわからないことや、今回の税率改定によって軽減の対象者がふえるということではないためである。なお、基盤安定補助金の申請を経て本年度の金額が通知されることから、通知後に補正予算を計上したいと考えている。
- ・ 特定世帯と特定継続世帯に係る軽減特例措置については、特定世帯とは、国保の2人世帯において、1人が後期高齢者医療へ移行し、もう1人が国保に残った世帯であり、軽減は、この特定世帯に対しての平等割額を半分にするという措置である。また、特定継続世帯とは、特定

世帯が5年経過後、軽減割をさらに半分の4分の1として、3年間継続して軽減措置が受けられるというものである。

- ・ 特定世帯に係る軽減額は、現行税率で算出した場合、医療給付費部分が317万5,000円、後期支援分が109万5,000円となり、改定税率で算出した場合、医療給付費部分が384万1,000円、後期支援分が124万2,000円となる。
- ・ 国保財政健全化対策については、一般会計からの法定外繰り入れを削減するという考え方で策定するものであり、平成29年度末に作成したものは、国、県から、平成28年度決算において一般会計からの法定外繰入金の1億2,000万円を解消する計画を策定するよう指定されており、平成30年度の赤字の見込みで策定するものではない。
- ・ 来年度以降、平成35年度までに税率改定を実施し、財政不足額の解消を目指す必要があるが、税率改定の検討に当たっては、国保財政状況や、被保険者の御意見等を十分に考慮しながら、慎重に検討していかなければならないと考えている。
- ・ 税率改定を行うこととなった経緯については、まず、平成24年度に平成25年度から平成27年度までの財政健全化行動計画を策定した当時は、累積赤字が膨らみ、県の借入金の返済財源2億5,000万円など5億円を超える財源不足が生じていた。計画に基づき平成25年度に後期分と介護分の税率を引き上げるとともに、単年度収支の均衡を図るため、本市として初めて一般会計からの法定外繰り入れを行った。その後、一般会計からの法定外繰り入れにより単年度収支の均衡が図られ、県の貸付金の償還財源及び累積赤字も解消してきたところである。

平成26年度には財政健全化行動計画の改訂を行い、平成30年度の制度改革前まで2年延長して5年間の計画とし、その際、税率改定の検討において、被保険者の負担が18.2%と大きな負担になっていたことから、これ以上の負担は極めて困難であると判断したところである。

事業費納付金については、医療費が高い自治体には高く算定されるような状況が判明したため、平成32年度以降は増加することが予想される。このまま税率改定をしないと法定外繰入額がふえることが予想され、本来、市民全体に使われるべき一般会計予算からの国保会計への法定外繰り入れを放置しておくわけにはいかないことや、たとえ医療費が下がったとしても、その影響が事業費納付金に算定されるのは平成32年度以降となることから、苦渋の判断をし、税率改定を実施することとした。

- ・ 今回の国保税率改定で4方式から3方式になったことに伴う保険税の負担額の増減については、固定資産税が賦課されている2,077世帯中、1,061世帯が増となり、固定資産税が賦課されていない1,795世帯中、1,748世帯が増、19世帯が減となることから、固定資産税の賦課の有無による要因が大きい。

また、5歳刻みの年齢階層で分析すると、若年世帯がほとんど引き上げとなっており、年齢が上がるにつれどんどん引き下げ世帯がふえてくることから、固定資産を所有している方はそれなりの年齢を重ねた方々という傾向が読み取れ、年齢が高く1人・2人世帯の場合、ある程度上がらずに済むか、または下がっているのではないかと分析している。

- ・ 賦課方式3方式と4方式の採用の検討については、県から標準保険料率3方式と4方式が示された際、本市の被保険者の加入数、所得状況を踏まえシミュレーションをした結果、3方式では引き上げ率が4.55%、同じ賦課総額を目指しながら4方式で算出すると7.09%の引き上げとなり、その差額が1,369万円となった。差額については、軽減世帯に係る軽減効果のあらわれであるということで報告している。
- ・ 今後の税率改定については、今年度と来年度は、制度改革前の精算の影響を受け事業費納付金が算定されることとなり、今年度は前期高齢者給付金の精算の影響により本来より5千数百万程度減額になっている。そのため、平成32年度以降は、精算の影響を受けなくなることから事業費納付金の金額がどうなるのか不透明な状況である。また、事業費納付金は毎年1月く



らに県から示される予定となっており、それを受けて毎年、国保財政の状況等を見ながら、検討せざるを得ないと考えている。

- ・ 国民健康保険税の収納の期分けについては、それぞれの市町村で、納税者の利便性を考え判断しており、本市の場合は6期に分けて、二月に一回である。
- ・ 納付方法の割合については、約52%が口座振替で納付している。
- ・ 平成28年度決算から国保会計の形式収支が黒字になっているが、法定外繰り入れを実施することによって、何とか賄われている状況である。法定外繰り入れは、被保険者の負担をふやさないという意味でも実施されている面がある。
- ・ 一般会計からの法定外繰り入れの今後の実施予定については、今後、事業費納付金がふえる可能性もあるが、その場合に、すぐに税率を上げなければならないというものではないと考えており、被保険者の負担の状況等を見きわめながら、税率改定について検討を行うが、これ以上の税率改定は無理だと判断した場合には、結果として、法定外繰り入れを増額することもあり得ると考えている。
- ・ 財政安定化基金については、これまで本市が県から借り入れた広域化等支援基金、貸付金制度の部分も含まれており、交付金としては、当該市町村に著しい災害等があった場合、県内の全市町村の了解を得て交付されるものであり、貸付金については、従前からの広域化等支援貸付金と同様の制度と考えており、例えば、年度途中で加入者の所得が大きく減少するなどにより歳入不足となる場合に、貸し付け要件に該当するのではないかと考えている。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 特定世帯への軽減措置については、国の制度であるにもかかわらず、その軽減分の財政措置がされておらず、今後、団塊の世代が75歳になると軽減額がふえ、歳入が減り、国保財政に影響することから、この軽減措置により国保財政に影響が出ないように国に対し強く訴えてほしい。
- ・ 今回の国保制度の改革は、国自体は負担を負わず、広域化にし、自治体に負担を押しつけ、住民を苦しめる制度で、市民に対しどう説明していいか悩むものである。国の制度そのものが悪いとしかいいようがないと思っている。

#### ◎議案第40号平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

##### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ216万円を追加し、予算総額を3億2,819万9,000円にしようとするもので、当初予算より0.7%の増となる。
- ・ 補正の内容は、後期高齢者医療保険制度の保険料軽減特例措置の見直しに伴うシステム改修経費として、総務管理費216万円を増額しようとするもので、以上の財源として、国庫支出金216万円の増で措置した。
- ・ 後期高齢者医療制度発足前は、社会保険の被扶養者については、保険料を支払う必要はなかったため、元被扶養者への配慮として、所得割は賦課せず均等割については9割を軽減するという特例措置を行っていたが、特例措置の見直しにより、29年度に7割軽減、30年度に5割軽減、31年度に本則、つまり軽減なしと変更になっていく。
- ・ 後期高齢者医療制度が発足して10年経過したため、元被扶養者について均等割から段階的に本則に戻していき、次に、所得割についても賦課開始時期を検討していくという見直しである。
- ・ 平成31年度に予定されている元被扶養者の均等割に対する保険料軽減特例の見直し内容については、2年間は5割軽減、3年目以降は本則に変わる。

- 平成31年度は、資格取得後2年間までの方と3年目以降の方で軽減に違いが出てくる。
- 今回の市町村システムの改修については、平成31年度の確定賦課以降に標準システムから出力される平成31年度の保険料情報を広域連合から市へ取り込む前までに実施しないといけない。その作業については、本年7月末までにベンダーで適用作業を実施しないと間に合わない。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長                      新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員                      俵積田 義 信

枕崎市議会議員                      沖 園              強